

大韓民国の行政

平成 19 年 10 月

総務省大臣官房企画課

本報告書は、諸外国の行政制度等に関する調査研究活動の一環として、(株)野村総合研究所に委嘱して実施した調査研究の成果を取りまとめたものであり、本文中の見解にわたる部分は執筆者のものであって、総務省としての見解を示したものではない。

は し が き

大韓民国(韓国)では、1995年及び1998年に省庁再編が行われた。特に1998年の再編にあたっては、旧内務部と旧総務処が統合された行政自治部が設置され、公務員の人事サービス、行政管理、地方財政、地方税制、自治支援、防災等を一元的に担当する体制が整えられた。その後も、公務員の人事、試験、訓練管理業務の中央人事委員会への移管、チーム制の導入といった組織の再編が実施されている。

総務省大臣官房企画課では、「国際的な視点に立った行政運営の推進を図るためには、諸外国の行政制度、行政改革の動向を的確に把握し、各種業務に応用可能な形で情報を蓄積しておくことが肝要である」との認識に立って、行政情報の収集を行っている。大韓民国についても平成10年度に調査を行っているが、調査時期が省庁再編と同時期であったため、その紹介に留まっている。そのため、再編より8年を経た現在、改めて調査研究を実施し、最新の情報について収集することとした。

本調査は、このような背景を踏まえ、総務省の所管と重なる部分の多い大韓民国の行政自治部を中心に、その設置を定めた法令や組織体制等について明らかにすることによって、我が国の行政制度等の検討に資することを目的としている。

なお、本報告書は、東京大学法学部教授の金井利之先生、首都大学東京都市教養学部准教授の伊藤正次先生、岩手県立大学助教授の姜光洙先生からアドバイスをいただきながら、株式会社野村総合研究所が取りまとめたものである。

最後に、ご協力いただいた関係各位に対して、心から御礼を申し上げるとともに、本報告書が大韓民国の行政の現状等を理解する上で広く活用されれば幸いである。

平成19年10月

総務省大臣官房企画課

目 次

第1章 大韓民国の概要.....	1
1. 1 歴史.....	1
1. 2 経済.....	4
1. 3 社会.....	5
1. 3. 1 人口等.....	5
1. 3. 2 地域概要.....	5
第2章 大韓民国の統治機構.....	9
2. 1 立法機関.....	9
2. 2 行政機関.....	9
2. 3 司法機関.....	14
2. 4 地方自治.....	15
第3章 大韓民国の行政改革の経緯とその効果.....	17
3. 1 金泳三政権下で実施された行政改革.....	17
3. 2 金大中政権下で実施された行政改革.....	17
3. 2. 1 行政自治部の設置意図と設置後の動向.....	19
3. 2. 2 中央人事委員会の設置意図と設置後の動向.....	22
3. 3 盧武鉉政権下で実施された行政改革の方向性とその成果.....	23
3. 3. 1 行政改革の方向性について.....	24
3. 3. 2 盧武鉉政権下で実施された行政改革の具体的な取り組み.....	32
第4章 行政改革を所管する組織とその役割.....	41
4. 1 行政改革を所管する組織間の関係.....	41
4. 2 行政自治部.....	43
4. 2. 1 行政自治部の概要.....	43
4. 2. 2 行政自治部の組織構成と予算.....	44
4. 2. 3 行政自治部の予算.....	47
4. 3 中央人事委員会.....	48
4. 3. 1 中央人事委員会の概要.....	48
4. 3. 2 中央人事委員会の組織構成.....	49
4. 3. 3 中央人事委員会の予算.....	50
4. 3. 4 公務員の採用制度.....	51
4. 4 政府革新・地方分権委員会.....	52
4. 4. 1 政府革新・地方分権委員会の概要と委員構成.....	52
4. 4. 2 政府革新・地方分権委員会の諮問事項の政策反映プロセス.....	54
4. 5 監査院.....	56

【参考資料】

参考資料 1	行政自治部の各組織別の業務内容	59
参考資料 2	中央人事委員会の各組織別の業務内容	75
参考資料 3	政府革新・地方分権委員会の各組織別の業務内容	80
参考資料 4	大韓民国の公務員制度の概要.....	83
1	公務員の種類及び分類.....	83
2	公務員の階級	86
3	公務員の任用制度	88
4	公務員の身分保障制度.....	95
参考資料 5	政府組織法（翻訳）	98

第1章 大韓民国の概要

1. 1 歴史

3世紀の終わり頃に氏族国家が成立し、4世紀頃から668年にかけて朝鮮半島を高句麗、百濟、新羅の三国がそれぞれ統治（三国時代）していた。しかしその後、唐と連携した新羅が高句麗、百濟を滅ぼして半島を統一し、668年～935年にかけては統一新羅が朝鮮半島を統治した。

さらに、朝鮮半島には918年～1392年にかけて高麗、1392年～1910年にかけて李氏朝鮮がそれぞれ建国された¹。しかしこの間に、13世紀には元の侵攻を、16世紀末には豊臣秀吉による侵攻を受けた。17世紀～19世紀にかけては、朝鮮通信使を通じて日本と友好関係にあったものの、明治維新後は諸外国による武力威嚇が次第に強まり、1910年には日本に併合されることとなる²。

そして、日本による統治（1910年～1945年）を経て、第二次世界大戦後の1948年、北緯38度以南に大韓民国(韓国)が成立した。この時、同時に朝鮮半島北部に北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）が成立している³。

朝鮮戦争によって甚大な被害を被った韓国は、1950年代後半時点においては一人当たりの国民所得は世界最貧国グループであった⁴。むしろ当時、国内総生産は社会主義体制下で数次にわたる計画経済を押し進めていた北朝鮮が韓国を上回っていたとの見方もある⁵。そのような状況の中、軍事クーデターを通じて大統領となった朴正熙（박정희・Park Chung-Hee）は、首都圏（ソウル特別市（서울특별시・Seoul Metropolitan City）、仁川広域市（인천광역시・Incheon Metropolitan City）、京畿道（경기도・Gyeonggi-do））と自らの出身地である嶺南圏（영남권・Yeongnam-gwon）（釜山広域市（부산광역시・Busan-Gwangyeoksi）・蔚山広域市（울산광역시・Ulsan-Gwangyeoksi）・慶尚北道（경산북도・Gyeongsan-bukdo）・慶尚南道（경산남도・Gyeongsan-namdo））を包括する地域の呼称）を中心にインフラ整備を進め、「漢江（한강・Han-gang）の奇跡」と呼ばれる高度経済成長を通じて、1人あたりGDPを10年で約10倍に引き上げることに成功した⁶。

¹ 918年の高麗建国から935年の新羅滅亡までは、高麗と新羅が並存。

² Life in Korea ホームページ <http://www.lifeinkorea.com/information/history1j.cfm> より

³ 日本外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/data.html> より

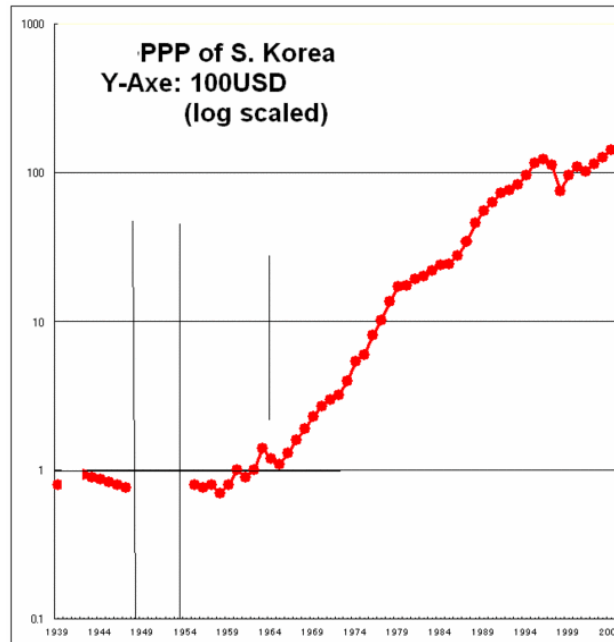
⁴ 尹辰浩／佐藤静香訳「韓国の労働時間短縮過程と今後の課題」（2006）
<http://oohara.mt.tama.hosei.ac.jp/oz/573/573-02.pdf> より

⁵ 金向東「北朝鮮の経済成長に関する論争の一考察～1965年から80年代までを中心に～」（2006）
http://www.ritsumeimei.ac.jp/acd/re/k-rsc/ras/publication/kiyo_jp/24/24-07.pdf より

⁶ 財団法人自治体国際化協会ソウル事務所「韓国の国家均衡発展政策」（2006）
http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/289.pdf より

金向東「北朝鮮の経済成長に関する論争の一考察～1965年から80年代までを中心に～」（2006）
http://www.ritsumeimei.ac.jp/acd/re/k-rsc/ras/publication/kiyo_jp/24/24-07.pdf より

大韓民国の1人あたりの国民所得の伸び



(出所) フリー百科事典「Wikipedia」

しかし「漢江の奇跡」によって、財閥を中心に高度経済成長を達成した反面、経済成長から農村や中小企業が取り残されるといった歪んだ産業構造を形成することになり、現在まで続く地域格差のきっかけを作ることとなった⁷。

その後は、1988年にソウルオリンピックを成功させ、1980年代～90年代に更なる経済発展を達成した。1997年に起きたアジア通貨危機では、韓国は大きな痛手を被ったものの、1998年に就任した金大中（^{キムデジュン} 김대중・Kim Dae-Jung）大統領によって進められた情報化をはじめとした構造改革によって、韓国は通貨危機から立ち直り、現在に至っている⁸。

⁷ 財団法人自治体国際化協会ソウル事務所「韓国の国家均衡発展政策」（2006）
http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/289.pdfより

⁸ 共同通信・連載「韓国のIT事情～1. IT版・漢江の奇跡～」(2002)
<http://news.kyodo.co.jp/kyodonews/2002/korea-it/>より

以下は、1948年の大韓民国建国以降の韓国大統領と在任期間、政権与党、功績を整理したものである。

大韓民国建国以降の韓国大統領の系譜

大統領名	在任期間	与党	功績
イ スンマン 李承晩・이승만 Lee, Seung-man	(1948～1960) 初代～3代	自由党	韓国独立・反共産主義
ユンボソン 尹 善・윤보선 Yun, Bo-seon	(1960～1961) 4代	民主党	公務員人事の適正化
パクチョンヒ 朴正熙・박정희 Park, Chung-Hee	(1963～1979) 5代～9代	民主共和党	漢江の奇跡（経済成長）
チェギョハ 崔圭夏・최규하 Choe, Gyu-ha	(1979～1980) 10代	民主共和党	活動家の釈放
チョンドウフワン 全斗煥・전두환 Chun, Doo-Hwan	(1980～1987) 11代～12代	民主正義党	経済再建、民主化への糸口
ノ テ ウ 盧泰愚・노태우 No, Tae-Woo	(1987～1993) 13代	民主正義党	国連加盟 ソ連、中国との国交樹立
キムヨンサム 金泳三・김영삼 Kim, Young-Sam	(1993～1998) 14代	民主自由党 →新韓国党	汚職などの不正・腐敗を一掃
キムデジュン 金大中・김대중 Kim, Dae-Jung	(1998～2003) 15代	新政治国民会議 →新千年民主党	南北首脳会談 I T大国の建設
ノムヒョン 盧武鉉・노무현 No, Moo-hyun	(2003～2007) 16代	新千年民主党 →開かれたウリ党	行政中心複合都市の建設

(出所) <http://www.l-o-a.net/history/president.html> をもとに野村総合研究所にて加筆・修正

1. 2 経 済

韓国の経済は、加工貿易を通じた輸出主導型である⁹。輸出品目の第一位は電気電子製品¹⁰で、とりわけ半導体と携帯電話については高い世界シェアを誇っている¹¹。また、自動車についても、北米市場やBRICs市場において急速に存在感を高めている¹²。

工業集積は、ソウル及び仁川を中心とした首都圏、釜山、大邱及び蔚山を中心とした嶺南圏（釜山広域市、大邱広域市、蔚山広域市、慶尚北道及び慶尚南道を包括する地域の呼称）に集中している¹³。特に蔚山は、現代グループによって開発された企業城下町で、現代自動車とその関連メーカーを中心に集積している¹⁴。また、朝鮮半島の南に位置する済州島では、豊かな自然を活かした観光業の成長が著しい¹⁵。

1990年代までは、毎年7～10%の経済成長を記録したが、1997年のアジア通貨危機以降は年4%にまで落ち込み、現在も同水準で推移している¹⁶。

また近年では、チリ、シンガポール、アメリカ及びEFTAとFTAを締結したほか、日本、EU、インド、カナダ、メキシコ及びMERCOSURとFTAやCEPAの締結交渉中である¹⁷。

大韓民国の主な経済指標

名目 GDP ドル換算	7,875 億ドル (2005 年)
実質 GDP 成長率	4.0%(2005 年)
消費者物価上昇率	2.7%
失業率	3.7%
期中平均為替レート	1 米ドル=1,024.12 ウォン (2005 年度)
貿易 輸出*	2,844 億 1,900 万ドル (うち日本向け 240 億 2,700 万ドル)
輸入	2,612 億 3,800 万ドル (うち日本より 484 億 300 万ドル)

*主要な輸出品：電気電子製品、自動車、機械類、石油化学製品

(出所) JETRO 一 国・地域別情報資料をもとに野村総合研究所作成

⁹ 大和総研コラム「中期的な方向性を失う韓国経済」(2003)

<http://www.dir.co.jp/publicity/column/031215.html> より

¹⁰ 財務省ホームページ http://www.mof.go.jp/singikai/sangyokanze/tosin/sk1406mt_48.pdf より

¹¹ 日本経済新聞 2006 年 7 月 24 日インターネット配信記事

http://www.nikkei.co.jp/report/100share/20060802b1982003_02.html より

¹² 東京三菱レビュー「BRICs との経済関係を強める韓国」(2005)

<http://www.bk.mufg.jp/report/ecorev2005/review20050428.pdf> より

マネックス証券ホームページ http://www2.monex.co.jp/monex_blog/archives/005862.html より

¹³ 財団法人自治体国際化協会ソウル事務所「韓国の国家均衡発展政策」(2006)

http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/289.pdf より

¹⁴ 韓国観光情報サイト「ソウルナビ」<http://www.seoulnavi.com/miru/miru.php?id=346> より

¹⁵ 韓国観光情報サイト「ソウルナビ」http://www.seoulnavi.com/area/area_z.html

¹⁶ 金向東「北朝鮮の経済成長に関する論争の一考察～1965年から80年代までを中心に～」(2006)

http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/re/k-rsc/ras/publication/kiyo_jp/24/24_07.pdf より

財団法人自治体国際化協会ソウル事務所「韓国の国家均衡発展政策」(2006)

http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/289.pdf より

¹⁷ 経済産業省ホームページ「経済連携の取組状況について」

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/data/suishin_j0508-1.pdf より

1. 3 社会

1. 3. 1 人口等

総人口は、2006年6月現在、約4,884万人（2006年6月現在）となっている。平均寿命は2004年現在、77.1歳となっており、世界で30番目の長寿命国となっている。合計特殊出生率は2005年現在1.1人となっており、少子化が世界で最も進んだ国の1つとなっている。識字率は高く、ほぼ100%の人々が母国語の読み書きをできる。

韓国の面積は、約99,601 k m²であり、日本の約4分の1の面積となっている。

大韓民国の人口及び人口関連指標

総人口	約4,884万人（2006年6月現在）
民族	韓民族
平均寿命	77.6歳（2005年）
合計特殊出生率（女性一人当たり）	1.1人（2005年）
乳児死亡率（1000児童当たり）	5.0人（2005年）
5歳未満児死亡率（1000児童当たり）	5.0人（2005年）
識字率 （15歳以上の人口に対する割合）	99%（2005年）
女性非識字率 （15歳以上の女性人口に対する割合）	0%
1人あたりの国民所得（米ドル）	15,840ドル

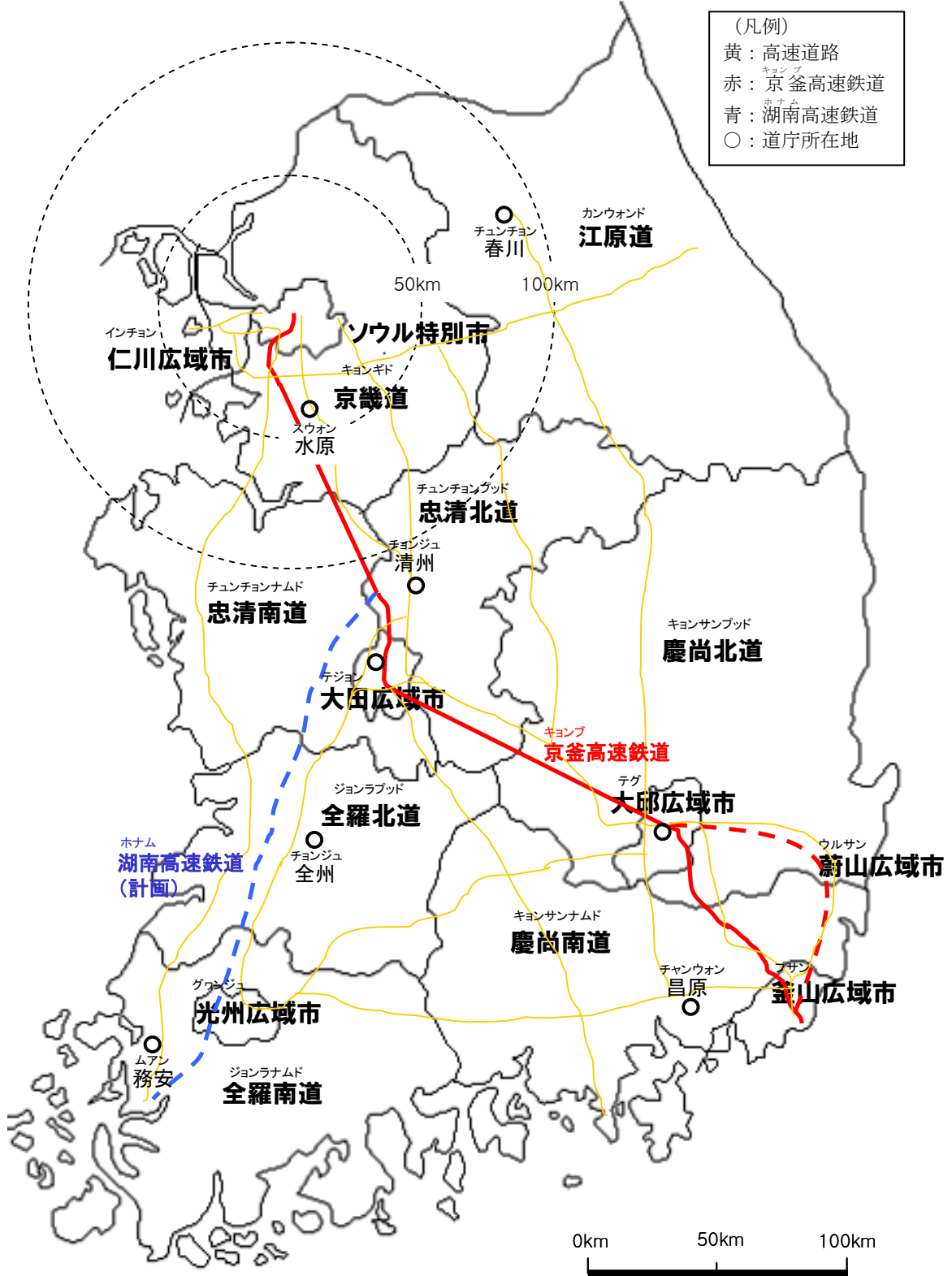
（出所）総人口、民族は外務省ウェブサイト、女性非識字率はWorld Bank, GenderStats、それ以外は全てWorld Development Indicators Data Base 2006 August, World Bankをもとに野村総合研究所作成

1. 3. 2 地域概要

① 広域自治体ごとの人口・面積・人口密度

韓国は、ソウル特別市（日本の東京23区に該当）、広域市（日本の政令指定都市に該当）及び道（日本の道府県に該当）の16の広域自治体によって構成されており、各市道の名称、人口、面積及び人口密度は以下の通りである。

韓国の道・広域自治体の区分と関連する交通体系



広域自治体の名称・道庁所在地

広域自治体名	韓国語	英語	道庁所在地
ソウル特別市	서울특별시	Seoul Metropolitan City	—
釜山広域市	부산광역시	Busan Metropolitan City	—
大邱広域市	대구광역시	Daegu Metropolitan City	—
仁川広域市	인천광역시	Incheon Metropolitan City	—
光州広域市	광주광역시	Gwanju Metropolitan City	—
大田広域市	대전광역시	Daejeon Metropolitan City	—
蔚山広域市	울산광역시	Ulsan Metropolitan City	—
京畿道	경기도	Gyeonggi-do	水原 (수원)
江原道	강원도	Ganwong-do	春川 (춘천)
忠清北道	충청북도	Chungcheonbuk-do	清州 (청주)
忠清南道	충청남도	Chungcheonnam-do	大田 (대전)
全羅北道	전라북도	Jeollabuk-do	全州 (전주)
全羅南道	전라남도	Jeollanam-do	務安 (무안)
慶尚北道	경상북도	Kyeongsanbuk-do	大邱 (대구)
慶尚南道	경상남도	Kyeongsannam-do	昌原 (창원)
濟州道	제주도	Jeju-do	濟州 (제주)

広域自治体の人口・面積・人口密度 (2005 年)

広域自治体名	人口 (人)	人口割合	面積 (km ²)	人口密度
ソウル特別市	9,820,171	20.77%	605.4	16,221
釜山広域市	3,523,582	7.45%	764.4	4,610
大邱広域市	2,464,547	5.21%	884.5	2,786
仁川広域市	2,531,280	5.35%	994.1	2,546
光州広域市	1,417,716	3.00%	501.4	2,828
大田広域市	1,442,856	3.05%	539.8	2,673
蔚山広域市	1,049,177	2.22%	1,057.1	993
京畿道	10,415,399	22.03%	10,130.9	1,028
江原道	1,464,559	3.10%	16,613.5	88
忠清北道	1,460,453	3.09%	7,431.4	197
忠清南道	1,889,495	4.00%	8,600.5	220
全羅北道	1,784,013	3.77%	8,054.6	221
全羅南道	1,819,819	3.85%	12,073.5	151
慶尚北道	2,607,641	5.52%	19,026.0	137
慶尚南道	3,056,356	6.46%	10,520.8	291
濟州道	531,887	1.12%	1,848.3	288
全国	47,278,951	—	99,646.2	474

(出所) 韓国統計庁統計データベース <http://kosis.nso.go.kr/> をもとに作成

② 首都圏への人口集中

首都圏の面積は全国の約 11%に過ぎないものの、人口は全国の約半数が集中している。首都圏への人口集中は現在でも続いており、人口集中度が 1970 年時点では約 28%だったのに対して、2005 年時点では約 48%となっている。

また、ソウルに限っても、面積は全国の 0.6%であるにもかかわらず、全国の人口の約 21%が集中している。

首都圏の人口集中度 (単位: 千人, %)

区分	1970	1980	1990	1995	2000	2005
全国(A)	30,882	37,436	43,411	44,609	46,136	47,279
首都圏(B)	8,730	13,298	18,587	20,189	21,354	23,782
ソウル特別市(C)	5,433	8,364	10,613	10,231	9,895	10,297
首都圏割合(B/A)	28.3	35.5	42.8	45.3	46.3	48.3
ソウル割合(C/A)	17.6	22.3	24.4	22.9	21.4	20.9

(出所) 2005 年は韓国統計庁データベース、それ以外のデータは行政中心複合都市建設特別法の憲法訴願に関する法務部意見書の参考資料より作成(上記データは、国民登録人口のみを対象)

(注) 首都圏とは、ソウル特別市・仁川特別市・京畿道を示す。

③ 首都への財源の集中

地方自治体の財政基盤を見ても、大都市と地方との格差が大きいことが伺える。2004 年の各地方自治体の歳入における独自収入の占める割合である「財政自立度」は全国平均で 56.2%となっているが、これを地方自治体の種別ごとに見ると、ソウル特別市では 94.5%となっているのに対して、広域市平均では 68.8%、道平均で 41.3%、市平均で 38.8%、郡平均で 16.6%、特別市や広域市の自治区平均で 42.6%となっており、地方に行くほど財政を国からの交付金や補助金に依存していることが伺える。

地方自治体の種別ごとの財政自立度 (単位: %)

区分	特別市	広域市	道	市	郡	自治区
平均	94.5	68.8	41.3	38.8	16.6	42.6
最高	94.5(ソウル)	72.7(釜山)	78.0(京畿)	70.4(城南)	48.6(蔚州)	92.7(ソウル 中区)
最低	—	54.6(光州)	14.2(全南)	12.3(三陟)	7.1(新案)	19.4(光州南区)

(出所) 行政中心複合都市特別法の憲法訴願に関する法務部意見書

第2章 大韓民国の統治機構

2. 1 立法機関

韓国の国会は、一院制¹⁸であり、基本的な権限としては立法権、予算審議及び確定権、条約締結に対する同意権などを有する¹⁹。

行政府を牽制するための権限としては、①国務総理任命同意権並びに国務総理及び国務委員解任建議権、②国務総理及び国務委員に対する国会出席要求及び質問権、③憲法裁判所裁判官の1/3の選出権、④中央選挙管理委員会委員の1/3の選出権、⑤大法院長及び大法官任命同意権、⑥監査院長任命同意権、⑦国政監査権を有する²⁰。

国会の議員の選出方法は中選挙区制（地域区）と比例代表制（全国区）の並立制となっており、議員の任期は4年とされている²¹。

国会の与野党勢力（2006年10月現在）

定員	与党	野党
299 議席	ヨルリン・ウリ党 141 議席	ハンナラ党 126 議席 新千年民主党 12 議席 民主労働党 9 議席 国民中心党 5 議席 無所属 5 議席 空席 2 議席

（出典） 在大韓民国日本大使館ホームページ

<http://www.kr.emb-japan.go.jp/people/koreainfo/index.htm> より

2. 2 行政機関

韓国の統治構造は、大統領制を基本としている²²。韓国の大統領制は、以下の点で特徴的である。

第一に、行政府と議会が相互に独立して存在している。大統領は国民の直接選挙によって選出され²³、任期は5年で再任は認められていない²⁴。また、国会は大統領に対して政治

¹⁸ 在大韓民国日本大使館ホームページ <http://www.kr.emb-japan.go.jp/people/koreainfo/> より

¹⁹ 大韓民国憲法第54条（予算案の審議・確定権、準予算）、第60条（条約締結および宣戦布告等に関する同意）にて規定されている。

²⁰ 大韓民国憲法第61条（国政監査権）、第62条（国務総理への出席要求および質問権）、第63条（国務総理の解任建議権）、第98条（国政監査院長の選出）、第104条（大法院長及び大法官の選出）、第111条（憲法裁判所裁判官の選出）、第114条（中央選挙管理委員会委員の選出）にて規定されている。

²¹ 山本健太郎「韓国における政治改革立法と政党の動向～盧武鉉大統領の弾劾と2004年総選挙を経て～」
http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200406_641/64102.pdf より

²² 韓国外交通商部ホームページ

http://www.mofat.go.kr/fe/e_a001/e_jpjp/e_jpjp_a02/1179542_21868.html より

²³ 大韓民国憲法第67条（大統領の選挙）にて規定されている。

²⁴ 大韓民国憲法第70条（大統領の任期）にて規定されている。

的責任を問うことはできず、違法行為で弾劾されない限り大統領の任期は保証される²⁵。一方、国会議員の任期も保証されており、大統領は国会の解散を行うことができない²⁶。

第二に、行政府の構造が大統領を頂点に一元的に構成されている。大統領は、国家元首として対内的、対外的に国家を代表するだけでなく、実質的な行政府の首班である。国務総理（首相）は大統領の補佐機関に過ぎず、国務会議（閣議に相当）の審議結果に対する最終的な責任は大統領が負う²⁷。

しかし、以下の点で、議院内閣制的な要素が混合されている²⁸。

- ・ 副大統領を置かず国務総理を設け、国務総理は大統領が任命するが、国会の同意が必要である。
- ・ 国会は、大統領に国務総理及び国務委員（閣僚に相当）の解任を要求できる。（解任要求は、大統領を法的に拘束することはしない。）
- ・ 国会議員と国務委員の兼職が許されている。
- ・ 政府も法律案の提出権を持っている。

1) 大統領

憲法による大統領の地位と権限は、以下の三点に整理できる（大統領府の所在地はソウル特別市）。

第一に、国家元首としての地位である。対外的には外交使節を親任及び接受する権限、条約の締結及び批准権、宣戦布告権などを持ち、対内的にも栄典授与権などの儀礼的な権限のほか、憲法裁判所所長及び裁判官の任命権、大法院長及び大法官の任免権などを持つ²⁹。

第二に、行政府首班としての地位である。大統領は最高執行機関として、行政政策の決定及び執行権、行政公務員任免権、大統領令制定権、予算案の提出及び執行権、国軍統帥権、法律案拒否権などを持つ³⁰。

第三に、憲法改正案提案権、外交、国防、統一など国家の安全に関する重要政策を国民投票に回付する権限、緊急命令権、緊急な財政及び経済命令権など法律の効力を持つ命令を発する権限も有しており、アメリカ大統領にはない強力な権限を有する³¹。

²⁵ 金鍾鐵「韓国の大統領弾劾制度～盧武鉉大統領弾劾審判事件を中心に～」
<http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/cg/law/lex/04-5/kim.pdf> より

²⁶ (財)自治体国際化協会ソウル事務所・特集2「韓国の第16代国会議員総選挙」
http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/sp_jimu/132_2/INDEX.HTM#2 より

²⁷ 韓国外交通商部ホームページ
http://www.mofat.go.kr/fe/e_a001/e_jpjp/e_jpjp_a02/1179542_21868.html より

²⁸ 大韓民国憲法第86条（国務総理）にて規定されている。

²⁹ 大韓民国憲法第73条（外交に関する大統領の権限）、第80条（栄典の授与権）、第104条（大法院長・大法官等の任命）第111条（憲法裁判所の権限、構成）にて規定されている。

³⁰ 大韓民国憲法第53条（法律の公布、大統領の拒否権、法律の発効）、第74条（国軍の統帥権等）、第75条（大統領令）、第78条（公務員の任免権）、にて規定されている。

³¹ 大韓民国憲法第72条（重要政策の国民投票）、第76条（緊急処分・命令権）、第77条（戒厳の宣布等）にて規定されている。

2) 国務総理

国務総理は、憲法上、大統領を補佐し、行政に関する大統領の指示を受けて行政各部を総括し、大統領に対して国務委員任命提請権（提示して任命を請求すること）と国務委員解任建議権を持つ³²。また、大統領の欠位あるいは何らかの事故によって職務の遂行ができない場合には、第一番目の権限代行者となる³³。大統領は、国会の同意のもとに国務総理を任命し、国会は大統領に国務総理の解任を建議することができる³⁴。

3) 国務会議

国務会議は、国政の最高審議機構であり、大統領（議長）、国務総理（副議長）及び 15 人以上 30 人以下の国務委員で構成される。国務会議の審議事項は憲法に列挙されており、規定されている内容に関しては必ず国務会議の審議を経るべきとされているが、審議結果に関する最終的な責任は大統領が負う³⁵。憲法に列挙された国務会議の審議事項は、具体的に以下の通りである。

国務会議における審議事項

- 1 国政の基本計画及び政府の一般政策
- 2 宣戦、講和その他重要な対外政策
- 3 憲法改正案、国民投票案、条約案、法律案及び大統領令案
- 4 予算案、決算、国有財産処分の基本計画、国の負担となる契約その他財政に関する重要事項
- 5 大統領の緊急命令、緊急財政経済処分及び命令又は戒厳及びその解除
- 6 軍事に関する重要事項
- 7 国会の臨時会集会の要求
- 8 栄典授与
- 9 赦免、減刑及び復権
- 10 行政各部間の権限の画定
- 11 政府内の権限の委任又は配定に関する基本計画
- 12 国政処理状況の評価及び分析
- 13 行政各部の重要な政策樹立及び調整
- 14 政党解散の提訴
- 15 政府に提出又は回付された政府の政策に係る請願の審査
- 16 検察総長、合同参謀議長、各軍参謀総長、国立大学校総長、大使、その他法律が定めた公務員及び国营企業体管理者の任命
- 17 前各号のほか、大統領、国務総理又は国務委員が提出した事項

(出所) 大韓民国憲法 第 89 条より

³² 大韓民国憲法第 86 条〈国務総理〉にて規定されている。

³³ 大韓民国憲法第 71 条（大統領の権限代行）にて規定されている。

³⁴ 大韓民国憲法第 86 条（国務総理）、第 63 条（国務総理・国務委員の解任建議権）にて規定されている。

³⁵ 韓国外交通商部ホームページ

http://www.mofat.go.kr/fe/e_a001/e_jpjp/e_jpjp_a02/1179542_21868.html より

4) 行政各部、委員会

行政各部は、大統領又は国務総理の統率下にある執行機関であり、行政各部の長は国務委員の中から国務総理が推薦し、大統領が任命する³⁶。従って、行政各部の長は国務委員の地位と長官としての地位を同時に持つ。行政各部の長は「長官」と呼ばれ、日本の大臣に相当する。

また、行政各部のほかに、法律や大統領令によって規定された特定の事務について執行又は諮問を行う委員会が、大統領と国務総理の所属下にそれぞれ設置されている。大統領所属の委員会と国務総理所属の委員会の区分は、基本的に内務的な事務については国務総理所属の委員会で行い、外交、国防及び国家経営全体にかかわる事務については大統領所属の委員会で行い、政治権力の分散を図るという「責任総理論」という考え方に基づいて行われている。しかし、最近では、内務的な事務についても重要な政策については、大統領所属の委員会で管轄する傾向がある。

なお、委員会には「行政委員会」と「諮問委員会」の2種類という区分もある。「行政委員会」は、委員会自体が行政事務を執行する組織となっており、その業務を遂行するための公務員が配置されている委員会である。これに対して「諮問委員会」は、学識経験者などの民間の委員で構成され、行政機関が諮問を求める事項に対して審議、調整、協議を行うことで行政機関の意思決定を支援する委員会であり、委員会自体が行政事務を執行することはない。なお「行政委員会」と「諮問委員会」の数は、盧武鉉政権^{ルムヒョク}に入ってから増加傾向にある³⁷。

³⁶ 大韓民国憲法第94条（行政各部の長）により規定されている。

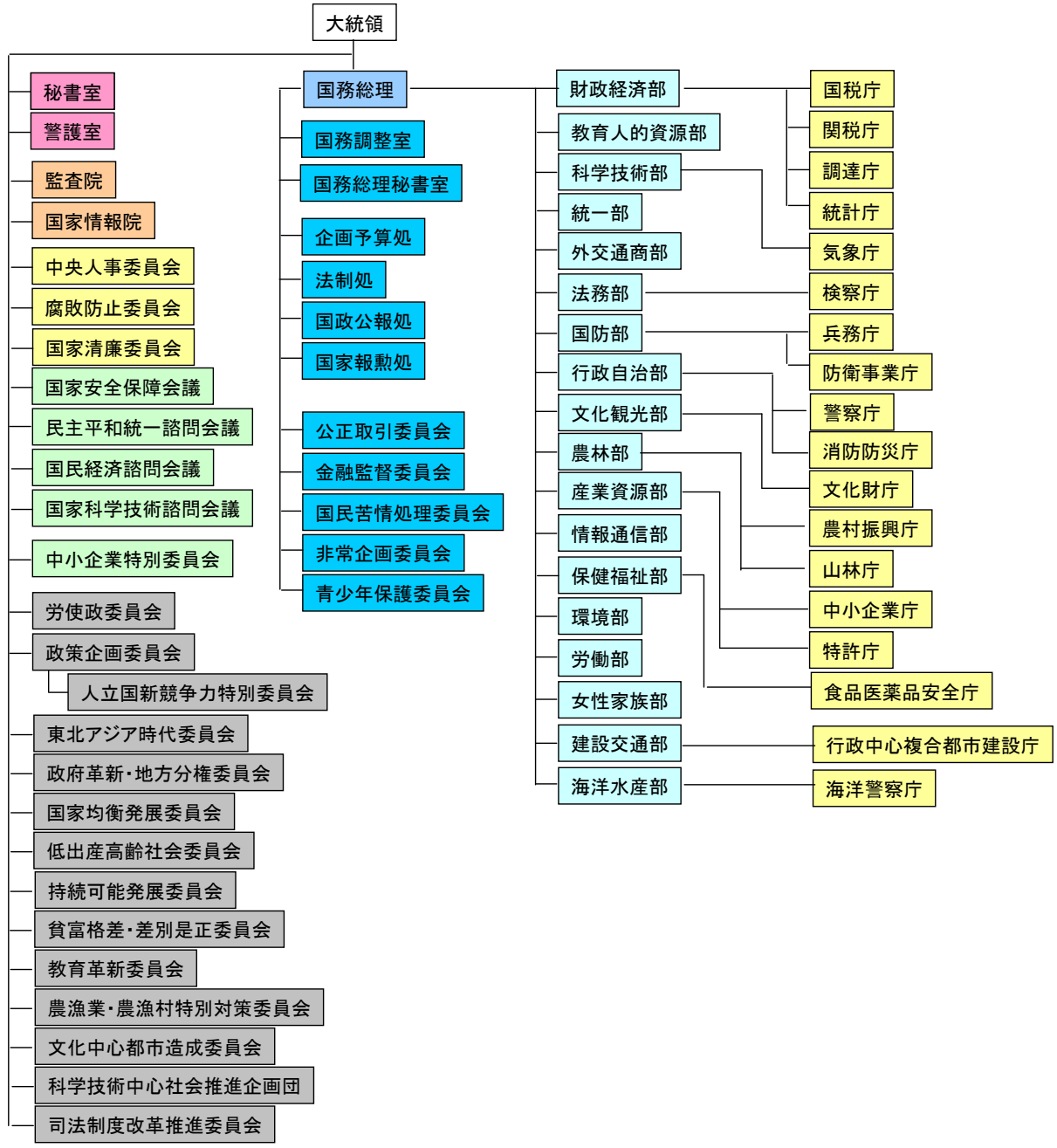
³⁷ 行政自治部プレスリリース（2006年5月23日）

http://mogaha.news.go.kr/mogaha/jsp/mogaha1_branch.jsp? action=news_view& property=mo_sec_1& id=155097067&currPage=1& category=

中央人事委員会プレスリリース（2004年9月20日）

http://csc.news.go.kr/csc/jsp/csc1_branch.jsp? action=news_view& property=e_sec_1& id=65065358&currPage=4& category= より

韓国の中央行政機関の組織図（2007年3月）



大統領委員会等
(大統領の傘下に
設置される委員会等)
國務總理委員会等
(國務總理の傘下に
設置される委員会等)
部レベル
(日本では省に相当)
庁レベル
(日本の庁に相当)

(出所) 韓国・大統領府ホームページより NRI 作成

<http://www.president.go.kr/cwd/kr/about/organization/government.html>

2. 3 司法制度

韓国の司法機構は憲法裁判所と各法院から構成されており、具体的な裁判所と各々の役割は以下のようになっている³⁸。

1) 憲法裁判所

現在の韓国では、憲法裁判所が設置されている。憲法裁判所（ソウル特別市に所在）は1988年に発足し、①違憲法律審判権、②弾劾審判権、③違憲政党解散審判権、④国家機関相互間、国家機関と地方自治体間及び地方自治体相互間の権限争議に関する審判権、⑤憲法訴願審判権を持っている³⁹。

憲法裁判所は、一般の裁判官の資格を持つ9人の裁判官で構成され、裁判官は大統領によって任命される。しかし、9人のうち3人は国会で選出された者を、3人は大法院長が指名した者を任命しなければならない。また憲法裁判所長は、国会の同意を得て9人の裁判官の中から大統領が任命する。任期は6年で再任可能である。政治に参加することはできない⁴⁰。

2) 法院

韓国の法院（裁判所）は、大法院（最高裁判所）、高等法院（高等裁判所）、特許法院、地方法院（地方裁判所）、家庭法院（家庭裁判所）、行政法院が設けられている⁴¹。

大法院は、韓国司法裁判機関の最高機関としてソウル特別市に位置している。大法院は、高等法院又は抗告（控訴）法院としての特許法院の判決に対する上告事件、抗告法院としての高等法院又は控訴法院としての特許法院の決定及び命令に対する再抗告事件、その他大法院の権限に属する事件等の終審として審判権を持つ⁴²。

高等法院は、地方法院、家庭法院、行政法院の第一審に対する控訴、抗告事件等を扱う。特許法院は、特許権や商標権に関する訴訟の第一審事件を扱う。行政法院は、行政訴訟法に定める行政事件等を裁判する⁴³。

³⁸ 孔星鎮・川勝平太編「韓国の政治—南北統一をめざす新・先進国」早稲田大学出版部（1997）より

³⁹ 大韓民国憲法第111条（憲法裁判所の権限、構成）により規定されている。

⁴⁰ 大韓民国憲法第111条（憲法裁判所の権限、構成）、第112条（裁判官の任期、政治関与の禁止、身分保障）より規定されている。

⁴¹ 大韓民国憲法第101条（司法権、法院の組織、法官の資格）により規定されている。

⁴² 孔星鎮・川勝平太編「韓国の政治—南北統一をめざす新・先進国」早稲田大学出版部（1997）より

⁴³ 韓国外交通商部ホームページ

http://www.mofat.go.kr/fe/e_a001/e_ipjp/e_ipjp_a02/1179542_21868.htmlより

各裁判所の役割

裁判所	役割
憲法裁判所	・ 違憲法律審判権、弾劾審判権、違憲政党解散審判権、国家機関相互間、国家機関と地方自治体及び地方自治体相互間の権限争議に関する審判権、憲法訴願審判権を有している
大法院（最高裁判所）	・ 韓国司法裁判機関の最高機関としての位置付け ・ 高等法院、抗告（控訴）法院、特許法院の上告審
行政法院	・ 行政訴訟法に定める行政事件等を審判する
その他の法院	・ 高等法院、地方法院、家庭法院などが存在している

（出所）野村総合研究所「海外における首都機能の分散移転等に関する事例調査」（2004）

2. 4 地方自治

韓国の自治体は、大きく広域自治体と基礎自治体の2階層に分かれる。広域自治体は、「ソウル特別市」、「広域市」、「道」の3類型が存在している。また、基礎自治体は、「自治区」、「郡」、「市」が該当する。首長は公選で任期は4年となっており、再選の制限はない⁴⁴。

地方自治体の特徴

階層		数	特徴
広域自治体	ソウル特別市	1	・ 大都市行政の効率性と特殊性の保障、首都としてのソウル特別市の権限と地位・組織性及び運用に関して別の法律制定による特例を認めている（地方自治法第161条） ⁴⁵
	広域市	6	・ 広域的、統一的事務、国家との連絡調整事務及び基礎自治体独自での処理が難しい事務を担当 ・ 平均面積 787 km ² （最大は蔚山 1060 km ² 、光州 540 km ² ） ・ 平均人口約 212 万人（最大は釜山 373 万人、最低は蔚山 106 万人）
	道	9	・ 広域的、統一的事務、国家との連絡調整事務及び基礎自治体独自での処理が難しい事務を担当 ・ 平均面積 10506 km ² （最大は慶尚北 19020 km ² 、最小は済州 1850 km ² ） ・ 平均人口約 281 万人（最大は京畿 990 万人、最低は済州 55 万人）
自治体 基礎	市	77	・ 平均面積 499 km ² ／平均人口約 27 万人
	郡	88	・ 平均面積 669 km ² ／平均人口約 6 万人
	自治区	69	・ 平均面積 48 km ² ／平均人口約 33 万人

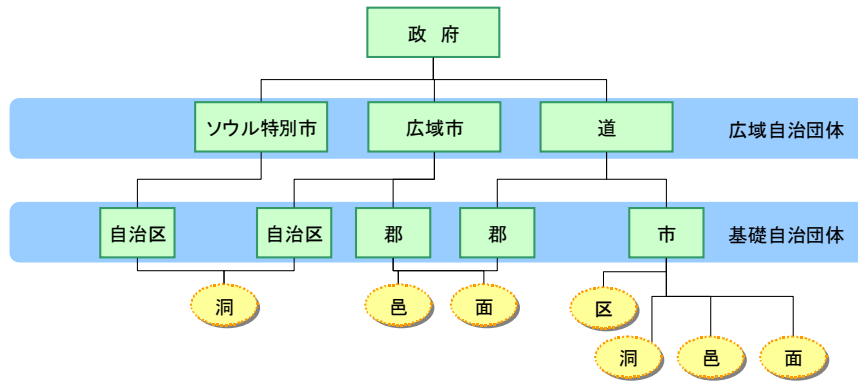
※数値は「2003年統計年報」（行政自治部）、「平成14年度版全国市町村要覧」に基づく。

（出所）自治体国際化協会「韓国の地方自治」（2003）

⁴⁴ 財団法人自治体国際化協会「韓国の地方自治」（2003）

⁴⁵ 特例は、地方自治法の定めを受けて「ソウル特別市行政特例に関する法令」により定められており、例えば以下のようなものが含まれる。地方債の発行の際に国務総理に報告する。自治事務の監査を行う際には国務総理の調整を経由する。道路・交通・環境などについての計画策定とその執行において関連中央行政機関長とソウル特別市長が意見を異にする場合には、国務総理が調整する。

韓国の地方公共団体の階層構造と体系



(出所) 新版世界の地方自治制度 (竹下譲、イマジン出版：2002年)

第3章 大韓民国の行政改革の経緯とその効果

韓国では、1987年の民主化宣言以降、継続的に行政改革を実施してきた。本章では、このような韓国の民主化宣言以降に選出された3つの政権（キムヨンサム金泳三政権・キムデジュン金大中政権・ノムヒョソ盧武鉉政権）における行政改革の方向性について整理する。

3. 1 キムヨンサム金泳三政権下で実施された行政改革

1987年の民主化宣言とそれに伴う憲法改正後、初めて大統領に就任した^{キムヨンサム}金泳三政権の下では、以下のような政府組織の再編が行われた。特筆すべきものとしては、「経済企画院」と「財務部」が合併してできた「財政経済院」、「建設部」と「交通部」が合併してできた「建設交通部」の誕生があげられる。

キムヨンサム金泳三政権下で実施された政府組織の改編

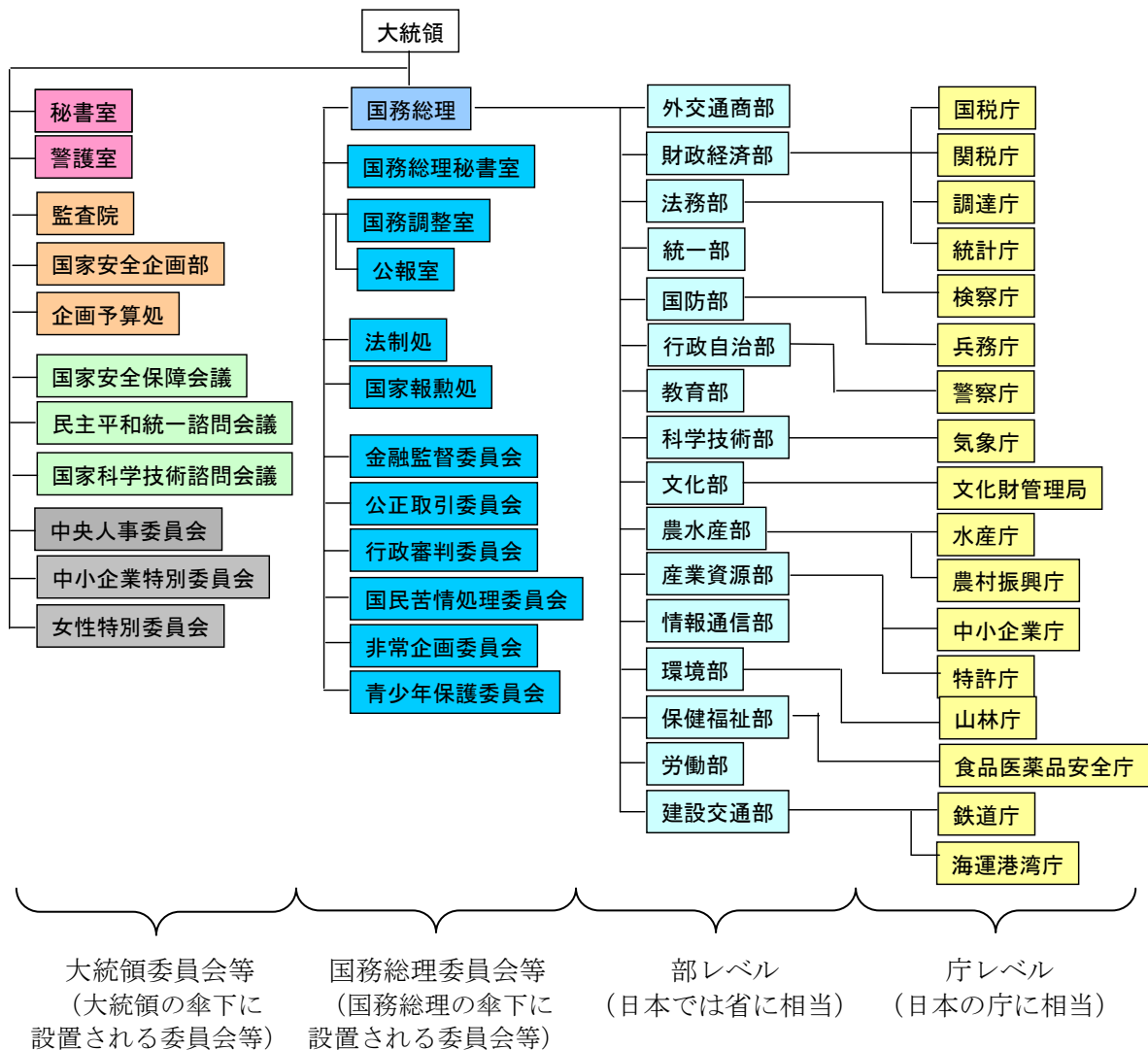
実施時期	政府組織改編の内容
1993年3月6日	・文化部+体育青少年部→文化体育部 ・通産部+動力資源部→通産資源部
1995年12月23日	・経済企画院+財務部→財政経済院 ・環境処→環境部 ・建設部+交通部→建設交通部
1996年2月9日	・工業振興庁→中小企業庁
1996年8月8日	・水産庁+海運港湾庁→海洋水産部 ・水路局の廃止

3. 2 キムデジュン金大中政権下で実施された行政改革

政権交代を経て大統領の座に就任した^{キムデジュン}金大中政権下では、就任直後の1998年に大規模な政府組織の改編が実施された。具体的には、「総務処」と「内務部」が統合してできた「行政自治部」の創設、「財政経済院」から「財政経済部」への格上げなどがあげられる。

さらに、1999年には、「行政自治部」の中から人事管理に関する機能を「中央人事委員会」に移管した。

金大中政権発足当初の行政改革案
 (1998年1月 政府組織改編審議会発表)



(出所) 東京大学東洋文化研究所 田中明彦研究室ホームページ情報より NRI 作成

<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/asiapacific/19980128.P1Ja.html>

キムデジョン
金大中政権下で実施された政府組織の改編

実施時期	政府組織改編の内容
1998年2月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政経済院→財政経済部 ・ 統一院→統一部 ・ 科学技術処→科学技術部 ・ 外交部→外交通商部 ・ 文化体育部→文化観光部 ・ 内務部+総務処→行政自治部 ・ 予算庁の新設 ・ 公報処の廃止 ・ 保険福祉部食品医薬品安全本部→食品医薬品安全庁
1999年5月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算庁の廃止と企画予算処の新設 ・ 国政公報処の新設 ・ 文化財庁の新設 ・ 中央人事委員会の設置
2001年2月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性部の新設

3. 2. 1 行政自治部の設置意図と設置後の動向

中央行政機関の組織や人事管理を所管する「総務処」と地方行政機関の組織や人事管理を所管する「内務部」が合併する形で「行政自治部」が設立されたことは、1998年に実施された行政改革の中でも目玉の一つであり、その設置意図と設置によって生じた効果、課題等は次の通りである。

1) 行政自治部の設置意図

総務処と内務部の合併による行政自治部や財政経済部の設立をはじめとした1998年の政府組織改編は、キムデジョン金大中政権の準備期間50日間の中でとりまとめられた（この時の政府組織改編構想が前頁の組織図である）。「総務処」は、政府の組織や人事に関する権限の大半を掌握していることから他の部処に対して大きすぎる影響力を持っていた。また「内務部」は、1990年に完全民主化を遂げ、地方自治体制度が完全に定着してきたとはいえ、未だに地方への影響力を強く及ぼそうとしていた。このような背景から、「総務処」の持っていた政府の組織や人事に関する権限を縮小するとともに、「内務部」の持っていた地方自治体に対する権限はその支援に関する部分だけを残して「行政自治部」としてこれらを統合することを意図していた。

両組織とも「組織や人材の管理」という点で共通する業務を所管している部処であったこともあり、両組織を統合することによって「組織や人材の管理」に関するシナジー効果が生じるのではないかという期待もあって「行政自治部」が誕生した。

また、1999年の「中央人事委員会」の設立によって、人事管理機能が行政自治部から中央人事委員会に移管されたことに伴い、行政自治部は「政府の組織管理機能」と「政府の組織革新機能」の2つの役割を主に担う組織となった。

さらに、これらの2つの役割を実質的に実現し、電子政府に関する政策と一体的に管理を行い、これを更に促進するために、当時、民間を含む国家全体の電子化（情報化）を所管していた情報通信部から、電子政府に関する業務が行政自治部に移管された。これは、大統領府を中心とした政治判断に基づいて実施された。なお、この業務移管は、予算及び業務の割当の変更という形で実施されたため、人材については異動希望者を募った程度で、情報通信部から行政自治部への大規模な異動は行われていない。

韓国行政自治部の設立経緯

沿革

総務処	内務部
1948.11 政府樹立とともに創設 (1室3局14課)	1948.11 政府樹立とともに創設 (1室3局24課)
1955.2 国務院事務局で改編 (局組織廃止、8課体制)	1975.8 民防衛組織を本部体制に拡大・改編 (1室6局、30課、30担当官)
1961.7 内閣事務処で改編 (4局16課)	1977.12 地方行政総括調整のための次官補新設 (1次官補1室7局31課9担当官)
1963.12 1室4局19課12担当官 (3局16課1担当官)	1991.7 警察庁を新設 (1次官補1室6局24課2担当官)
1997.12 1室4局19課12担当官 (5所属機関、1383名)	1997.12 警察庁を新設して治安本部機能移管 (11担当官7所属機関、1111名)

行政自治部 設立(1998.2)

(1次官補1室1本部10局13担当官12所属機関 計2,334名)	
1998.7	人事服務機能と試験訓練機能を人事局に統合 地方財政機能と税制機能を地方財政税制局に統合(2局5課51名に縮減)
1999.5	中央人事委員会新設で人事企画／給与機能を移管 (民防衛・災害・防災機能を統合、2局7課114名に減縮)
2003.2	1次官補1室1本部6局7管45課12所属機関 計2,348名
2004.2	行政改革本部を設置し行政改革課題を推進 (1次官補1室2本部9局5官51課12所属機関 計2,431名)
2004.6	安全政策官設置および民防衛災害統制本部を消防防災庁に移管 (1次官補1室1本部7局5官44課9所属機関 計2,145名)
2004.6	公務員の人事、試験、訓練管理業務を中央人事委員会に移管 (1次官補1室1本部7局4官41課7所属機関 計1,935名)
2005.3	本部チーム制を全面導入 (5本部、8官、1団、1アカデミー、48チーム、6所属機関 計1,803名)

2) 行政自治部の設立による効果⁴⁶

「行政自治部」の設立によって、次の2点において効果が現れた。

1点目は、中央政府と地方政府の支援機能のノウハウが共有されるとともに、中央政府と地方政府の業務の連携も図りやすくなった点である。これまでは、中央と地方との間の統一的な人事システムの導入は困難であったが、総務処と内務部の統合によってしやすくなった。

2点目は、電子政府に関する政策領域について、両組織の統合プロセスを通じて電子政府機能が情報通信部から行政自治部に移管されるとともに、中央及び地方が統一的な体制で電子政府の導入を図ることができた点である。

3) 行政自治部の設立によって生じた課題

一方で、「行政自治部」の設立によって、次の3点の課題が生じた。

1点目は、総務処と内務部の組織文化が全く異なる。つまり、総務処は水平分業を通じて業務がシステム化された組織である反面、内務部は指揮命令系統を重視する組織体制となっていたことから、両者間で葛藤が生じたことである。これに対しては、内務部の人材を総務処系の局長に配置するなど、意図的に両組織の人材を混合させる人事を行うことで両組織間の葛藤を克服しようとした。

2点目は、旧総務処と旧内務部はそれぞれ異なる人事異動等のシステムを有しており、融合が難しかったことである。例えば、総務処は他部処の人事管理→他部処の組織管理→他部処の人事管理といった人事異動のサイクル、内務部は地方自治体への出向→中央政府→地方自治体への出向といった人事異動のサイクルが一般的であるが、こういった人事異動のサイクルを融合させ、新たなサイクルを構築していくことに手間がかかった。実際にこれまでは、内務部の出身者が長官職を独占していた。ただし、合併してから約10年が経過し、これから登用される局長及び課長クラスは合併後に昇進した人々となること、高位公務員団制度が導入されたことなどを考えると、徐々に両組織間の縦割り意識は消えていくものと考えられる。

3点目は、両者が統合されたことで、管轄する業務が、中央行政、警察、消防、公務員教育、地方行政と広範にわたる巨大な政府部処となったことである。長官は懸案事項に対して臨機応変に対応する必要があるが、このような体制ではとてもすべての業務について迅速に対応することができないことから、行政自治部内の組織を細分化した。行政自治部内を「第1次官」と「第2次官」に分化しているのも、業務を効率的に遂行するための工夫である。このような「複数次官制度」は、外交通商部や産業資源部といった大規模な他

の政府部処においても実施されている。また、一部の業務を他の組織に移譲するといった取り組みがなされ、その一環として誕生したのが、中央人事委員会、苦情処理委員会、警察庁、消防防災庁である。

3. 2. 2 中央人事委員会の設置意図と設置後の動向

1999年に設置された「中央人事委員会」について、行政自治部から人事管理に関する機能を分離させて新たな組織を設置した理由や背景、設置によって生じた効果、課題等は次の通りである。

1) 中央人事委員会の設置意図

中央人事委員会が設置される前は、行政自治部が公務員の人事に関する事務を所管していた。しかし、「行政自治部」が誕生した当時、公務員の人事管理については世界でも遅れをとっている分野であり、人事の体系的な管理の必要性が指摘されていた。また、公務員の人事も、以前に比べて客観性や専門性が求められていた。実際に日本やアメリカでは、人事については独立した機関を設置して行っていたこともあり、人事政策を専門的に所管する組織を設置する必要に迫られ、1999年に中央人事委員会が設置された。

なお、1999年の中央人事委員会の設置当初は、第1段階として政策及び企画機能のみを移管し、その後に第2段階として執行機能を含めた移管を行うというように、2段階に分けて実施された。現在では、人事管理の総括機能はすべて中央人事委員会へ移管されている。

2) 中央人事委員会設置後の公務員の人事システムの変化

中央人事委員会が設置される以前も、「中央人事審議委員会」という組織が設置されていたが、これは形式上の委員会にすぎず、各部処が推薦された人事をほとんどそのまま受け入れていた。しかし、現在では各部処から1つのポストに対しても必ず2名以上の候補を出してもらおうなど、客観的な基準に基づいた実質的な人事審査を行うシステムに改編された。

また、人事政策に関する基本的な方向性や長期的な視野に立った検討を行なう体制が整えられた。行政自治部が人事政策を行っていた時は、各部処間の人事のバランスをとるのが非常に難しかったが、中央人事委員会として独立したことで客観性が担保されるようになった。

中央人事委員会が誕生したことによる最も大きな変化は、1～3級の高位職の公務員の昇進等に関する審査を客観的にして、人事の透明性を高めた点である。毎週水曜日の午後

3時に中央人事委員会の委員長、常任委員1人、非常任委員5人（大学の教授が中心）が集まって審査委員会を開催し、高位職の公務員の人事に対する審査を行っている。

3. 3 ^{ノムヒョン} 盧武鉉政権下で実施された行政改革の方向性とその成果

^{ノムヒョン} 盧武鉉政権においては、^{キムデジュン} 金大中政権時に実施された改革をベースとしており、政府組織の改編は微修正にとどまっている。

しかしながら、^{ノムヒョン} 盧武鉉政権においては政府組織の改編よりも、組織や人事に関する制度改革に積極的に取り組んでいる。行政改革を推進するために、大統領所属の諮問委員会である「政府革新・地方分権委員会」を通じて、行政改革、人事改革、地方分権、財政税制、電子政府といった政策領域ごとに、改革の実行に関するタイムスケジュール等を記した「ロードマップ」を作成し、これに基づいて改革の具体化を図っている点特徴的である。

この「ロードマップ」に基づき、実際に「チーム制」「総額人件費制度」「高位公務員団制度」「公開型職位制度」といった、公務員の組織や人事に関する従来の枠組みを根本から変える制度が次々に導入されている。

一方で、このような新たな枠組みの導入に対して、1998年の「政府革新（行政改革）」が定着する前に、新しい「政府革新（行政改革）」を推進していくのは時期尚早ではないか、といった意見もある。

^{ノムヒョン} 盧武鉉政権下で実施された政府組織の改編

実施時期	政府組織改編の内容
2004年3月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・法制処、国家報勲処を長官級機構に格上げ ・文化財庁を長官級機構に格上げ ・消防防災庁を新設（6.1に施行）
2004年9月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・副総理1人を新設（科学技術部長官と兼任） ・科学技術部に科学技術革新本部を新設
2004年12月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道庁の公社化による廃止（05.1.1施行）
2005年7月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛事業庁の新設
2006年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・行政中心複合都市建設庁の新設

3. 3. 1 行政改革の方向性について

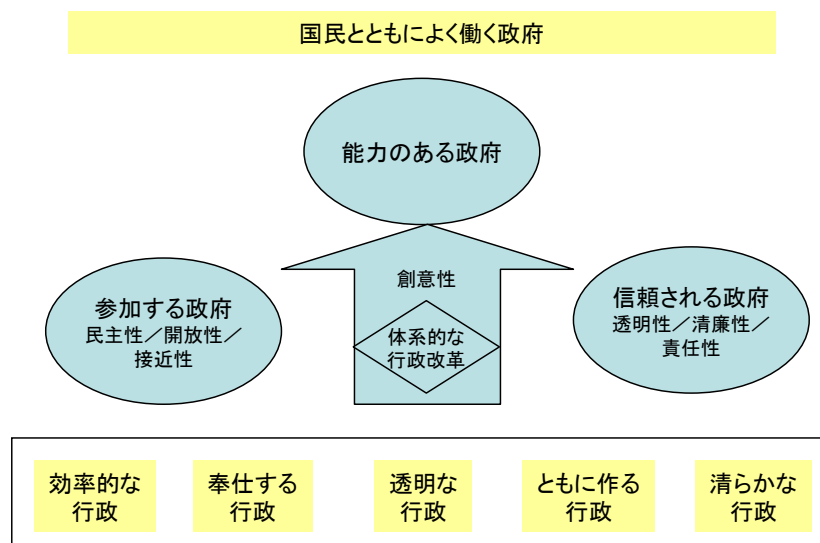
盧武鉉政権における改革の方向性を示した行政改革、人事改革、電子政府に関するロードマップは次の通りである。

1) 行政改革ロードマップ

行政改革の方向性は、2003年に策定された『行政改革ロードマップ』に示されている。『行政改革ロードマップ』では、まず政府のビジョンを『国民とともに働く政府』と位置づけ、絶え間なく問題を発掘し革新に努めていくという姿勢を打ち出すとともに、ビジョンの実現に向けて「効率的な行政」「奉仕する行政」「透明な行政」「ともに作る行政」「清らかな行政」の5つの行政のあり方を提示している。

「行政改革ロードマップ」に示された政府のビジョン

絶え間なく問題を発掘し革新に努める国民とともに働く政府となります



(出所) 政府革新・地方分権委員会ホームページ <http://www.innovation.go.kr/>より作成

また、『行政改革ロードマップ』では、過去の「政府主導」「他律的、下降的」「一過性」だった行政改革の執行プロセスを、「参加的、協力的」「自律的、上昇的」「段階的、持続的」に、改革の執行プロセスにおいて生じる葛藤を管理しながら改革を進めていく方向性を打ち出している。そのためには、「国民の多様な意見を反映するために、市民団体などが参加する公開討論の場を随時準備」とするとともに、「最適な模範事例をベンチマーキングし、実験及び実行の段階的学習過程を経ることで持続的に改革を推進」するなど、対話や討論を

通じて社会的合意を導出していくことで、改革による反発を最小化することとしている。

さらに行政改革ロードマップでは、具体的な推進課題として以下の10項目の推進課題と方向性を提示している。

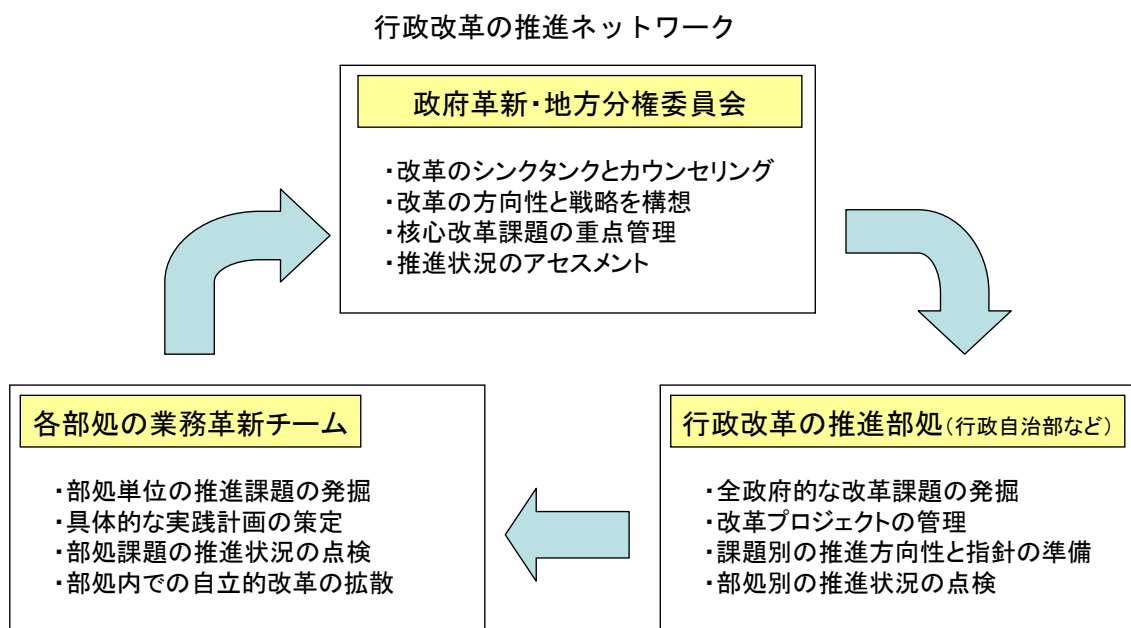
10項目の推進課題と方向性

推進課題	具体的な方向性
1. 成果中心の行政システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家評価インフラの構築 ・ BPR (Business Process Reengineering) を通じた働き方の改善 ・ 柔軟で弾力的な組織文化の構築 ・ 権威主義的な行政文化の清算
2. 政府機能と組織の再設計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府組織の再設計 ・ 水平的政策調整体系の強化 ・ 危機管理システムの制度化 ・ 分権型組織の設計
3. 行政サービス先端体系の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政サービススタンダードの推進 ・ 行政サービス供給能力の向上 ・ 行政サービス民間委託制度の改善
4. 顧客志向的な請願制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請願処理制度の改善 ・ 全国的請願連携システムの構築
5. 行政の開放性の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の情報公開の拡大及び接近性の向上 ・ 政策実名制⁴⁷及び主要事案記録の義務化
6. 行政行為の透明性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット請願サービスの拡大 ・ 行政手続きの透明性の強化 ・ 裁量行為の透明化
7. 市民社会との協力強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策共同体の活性化 ・ 専門オンブズマン制度の導入 ・ 市民評価制度の活性化
8. 公益活動の積極支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益活動インフラの構築 ・ 市民団体活動与件の改善
9. 公職腐敗に対する体系的適応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制の改善 ・ 分野別の腐敗対策の準備 ・ 監察機関間の牽制及び均衡
10. 公職倫理意識の涵養	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行動綱領の内実化 ・ 公職者倫理制度の改善

(出所) 政府革新・地方分権委員会ホームページ <http://www.innovation.go.kr/>より作成

⁴⁷ 「政策実名制」は、重点政策の担当者を実名でホームページなどに公開することで、行政の透明性を向上させる取り組みである。

行政改革を実現していく上での体制は、次の通りである。まず、政府革新・地方分権委員会は、改革の方向性と戦略を構想するとともに、政府各部処における推進状況の管理を行う。次に、これを行政自治部や中央人事委員会といった全政府レベルで行政改革を推進する部処が、政府革新・地方分権委員会が示した方向性に基づいて具体的な改革の課題を整理し、課題別の推進方向性と指針を準備する。そして、各政府部処において行政改革を担当する業務革新チームがこの指針に基づいて各部処における実践計画を策定することとしている。



(出所) 政府革新・地方分権委員会ホームページ <http://www.innovation.go.kr/>より作成

2) 人事改革ロードマップ

人事改革の方向性は、2003年に策定された『人事改革ロードマップ』に示されている。『人事改革ロードマップ』では、まず、人事改革のビジョンとして『専門性を持った公務員が初心を持って仕事をするることによる清潔で効率的な政府の具現化』を定め、「公平性」と「専門性」を基礎にした参加型人事システム構築を方針として打ち出している。また、人事改革を中央人事委員会が主導して統合的に行うことを明示するとともに、「これまで以上に能力と成果を重視し、公職の開放を拡大していく」ことを大きな方向性として打ち出している。

公務員のキャリアパスについては、これまでの頻繁な人事異動による一般的な行政マンを育成する方針を、専門的なキャリアパスの構築を通じた専門的な行政マンの育成へと方針を切り替え、人事管理も専門性に立脚した管理基盤を構築していくとともに、成果不良者に対しては厳しい人事措置もいとわない方針を掲げている。

公務員の採用構造についても、「閉鎖型」から「開放型」に転換することとし、過去の政権において、経験と序列を重視した公務員の階級制をベースとした閉鎖的な公職運営が行われていたのに対して、階級制を廃止して「高位公務員団制度」を導入するとともに、公務員への民間からの登用の拡大等を通じて、公務員の競争システムを構築していく方針を掲げている。

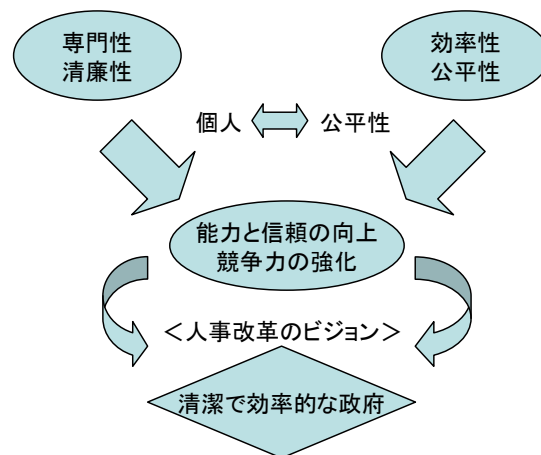
人事評価においても、評価の透明性と公平性を基盤に能力中心の昇進人事を行うとともに、成果を基盤にした報酬体系の定着化を目指している。さらに採用過程においては、障害者や女性、地方出身者をはじめとした、社会的に立場の弱い人々にも、公務員登用への門戸を開放し、公務員の国民としての代表性をより高める方針を掲げている。

「人事改革ロードマップ」に記載された人事改革の方向性

公平性と専門性を基礎にした参加型人事システム

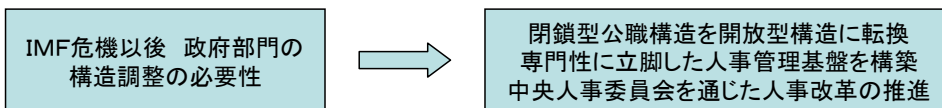
専門性を持った公務員が初心を持って仕事することで清潔で効率的な政策を具現化

⇒ 清廉性と専門性を備えた公務員 + 公平性を備えた人事制度



(出所) 政府革新・地方分権委員会ホームページ <http://www.innovation.go.kr/>より作成

人事改革の背景並びに能力及び成果を重視した公務員人事の方向性（１）



ロードマップ課題の持続的な推進により
人事改革制度の定着の土台を準備する

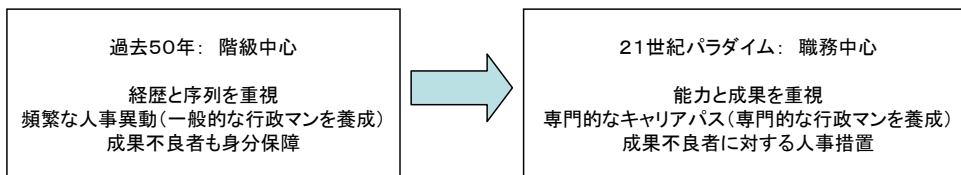
改革の青写真の提示 : ロードマップ
公務員の参加 : 改革パートナー
改革推進体系 : 人事機能統合

実現戦略

1. 改革意思の拡散化の収斂、人事機能の一元化と分散
2. 階層別人事改革の差別化
3. 改革課題別の特性による段階的推進

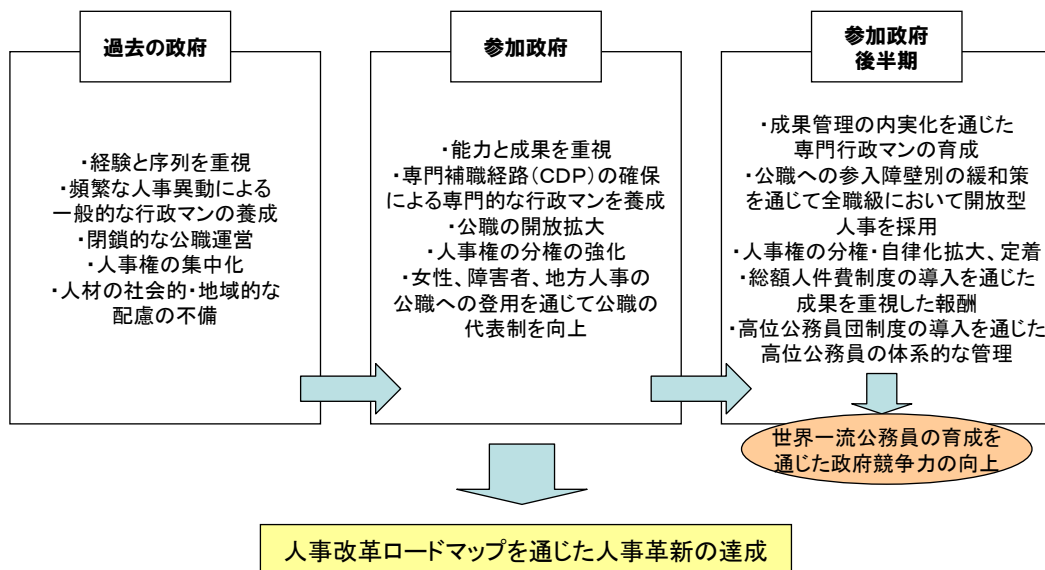
(出所) 政府革新・地方分権委員会ホームページ <http://www.innovation.go.kr/>より作成

人事改革の背景並びに能力及び成果を重視した公務員人事の方向性（２）



(出所) 政府革新・地方分権委員会ホームページ <http://www.innovation.go.kr/>より作成

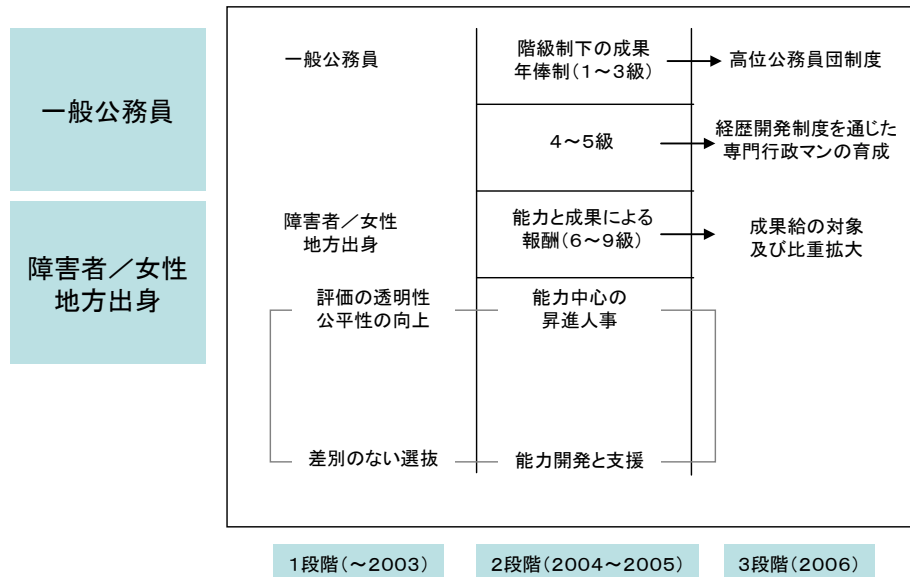
人事改革ロードマップの推進を通じた公務員育成のための具体策の一覧



(出所) 政府革新・地方分権委員会ホームページ <http://www.innovation.go.kr/>より作成

改革課題・階級別の特性に応じた段階的推進の方向性

- ・評価の透明性と公平性を基盤にした能力中心昇進人事と成果基盤にした報酬体系の定着誘導
- ・社会的各階層を考慮して差別のない選抜と能力開発を基盤にした均衡人事を実現



(出所) 政府革新・地方分権委員会ホームページ <http://www.innovation.go.kr/>より作成

3) 電子政府ロードマップ

行政改革（政府革新）を具現化するツールとして位置づけられている「電子政府」の導入の方向性については、2003年に策定された『電子政府ロードマップ』に示されている。

『電子政府ロードマップ』においては、「世界最高水準の開かれた電子政府」という電子政府のビジョンが掲げられており、これを実現するために「サービス伝達の革新：ネットワーク政府」「行政の効率性及び透明性の向上：知識政府」「真心のある国民主権の実現：参加政府」という3つの政府の実現を掲げている。

そのために、「対国民向けサービスのオンライン化率を2003年当時の15%から85%に引き上げる」「企業支援競争力を2003年当時の世界24位から10位圏に引き上げる」「官庁訪問回数を2003年当時の1人あたり平均年10回から年3回以内に引き下げる」「電子政府活用率を2003年当時の23%から60%に引き上げる」という4つの目標を掲げている。

さらに、2003年～2007年までの直近5年間に取り組むべき施策については、「推進分野」「アジェンダ」「施策」の3段階に分けて次のように示している。

電子政府ロードマップに記載された推進分野別のアジェンダ・ロードマップ

推進分野	アジェンダ	具体的な施策
政府の仕事の方式の革新 (Government to Government)	①電子的業務処理の定着	<ul style="list-style-type: none"> 紙のない行政の実現 一般部処における共通業務の情報化 電子地方政府の実現
	②行政情報の共同利用の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 行政情報共同利用の拡大 政策情報の共有拡大
	③サービス中心の業務再設計	<ul style="list-style-type: none"> 政府機能連携モデル（BRM：Business Reference Model）の開発 政府機能連携プロセスの再設計 連携対象課題の発掘
対国民サービスの革新 (Government to Citizen) (Government to Business)	④対国民サービスの高度化	<ul style="list-style-type: none"> 電子請願サービスの高度化 対国民ポータルサービス
	⑤対企業サービスの高度化	<ul style="list-style-type: none"> 単一窓口を通じた企業支援サービスの提供 分野別の統合サービス（租税、物流、外国企業等）の提供 電子政府の海外進出の支援
	⑥電子的国民参加の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 行政情報のインターネット公開の拡大 電子的参加チャネルの拡大 電子政府サービス利用の活性化
情報資源の管理革新 (共通基盤)	⑦情報資源の統合及び標準化	<ul style="list-style-type: none"> 一般政府統合電算環境の実現 電子政府の通信網の高度化 情報技術アーキテクチャ（ITA）の開発・適用
	⑧情報保護体系の強化	<ul style="list-style-type: none"> 情報保護体制の高度化 情報保安事故対応体系の強化
	⑨情報化人材及び組織の専門化	<ul style="list-style-type: none"> 専門人材需給の活性化 電算運営組織の整備
法制度の整備	⑩電子政府関連の法制度の整備	<ul style="list-style-type: none"> オフライン偏重の法制度の改正と再整備 情報保護体系及び制度の改善 電子政府基盤関連法規の整備

電子政府ロードマップの記載事項の推進スケジュール

■ 2005 年末まで（第 1 段階）

○ 業務の高度化

- － 監査、財政、人事、決済、調達などは全部署が電子的に処理する
- － 住民、土地、税金などの主要データベースは行政機関間でリアルタイムに共有する
- － サービス中心の常時的プロセスの革新と体系的な情報化を可能にする

○ 対国民サービス

- － オンラインサービスの拡大によって、請願時に必要な具備書類及び官庁訪問回数の大幅な縮減を実現する
- － 貿易、物流、企業設立／運営サービスの全過程に対して電子的な処理を可能とする
- － 電子フォーラム、電子住民投票制などの導入で、電子的参加を拡大する

○ 情報支援管理と法制度整備

- － 部処別政府システムと通信網の統合管理で政府支援の効率的な活用を実現する
- － 住民登録法などオフライン偏重の個別法令を電子的体系に一括整備する

■ 2007 年末まで（第 2 段階）

○ 業務の高度化

- － 部処別の業務単一窓口を通じた諸般改革業務をオンラインで遂行する
- － 一般政府 KMS（ナレッジ・マネジメント・システム）構築で、行政サービス及び業務処理において知識政府を実現する

○ 対国民サービス

- － 福祉、雇用、就業、全管理など国民生活と直結するサービスの無訪問、リアルタイム処理を実現する
- － 投資、金融、貿易、物流、税金の分野において、相互連携のための One-Stop サービスを提供する
- － 行政情報のオンライン公開、電子討論、電子投票などの拡大を通じた参加民主主義の実現を図る

3. 3. 2 ^{ノムヒョウ} 盧武鉉政権下で実施された行政改革の具体的な取り組み

行政改革ロードマップ、人事改革ロードマップに基づいて、実際に導入された「チーム制」「総額人件費制度」「高位公務員団制度」「開放型職位制度」についての概要は次のとおりである。

1) チーム制

(1) チーム制の概要

チーム制は、行政改革ロードマップに記載されている「成果中心の行政システム」と「政府機能と組織の再設計」を実現するための具体的な取り組みである。「チーム制」は 2005 年 3 月に行政自治部において全面導入された。行政自治部は、政府組織の側面から行政改革（政府革新）を主導する部署として、行政組織としては初めてこの「チーム制」の導入を行い、新しい行政組織の形態を広める上でのモデルとなった。現在では多くの中央行政機関や地方自治体で導入されている。

各チームの規模は、行政自治部では平均 30 名となっているが、他の政府部処においては 10 名程度の小規模なチームも存在しており、チームの規模については組織によってばらつきが見られる。

チーム制の特徴は、以下の 3 点である。

1 点目は、これまでの「部処長（長官、次官等）、局長、課長、係長、職員」といった 5 つの階層に垂直的に分かれていた行政組織における意思決定段階を、基本的に「本部長、チーム長、チーム員」の 3 つの階層にフラット化し、より行政の効率性を高めた点である。

2 点目は、これまでは昇進のためには段階別にさまざまな階級を経る必要があったが、チーム制導入後は 3～5 級の公務員で、能力さえあれば、誰でも本部長と長官が相談の上、チーム長に選任できるようになった点である。

3 点目は、チーム長がチーム員を自由に選択できるようになった点である。逆にどのチームからも選ばれなかった公務員は、異動になるか、公務員を辞めなければならない可能性も出てきた。今までに、実際に公務員を辞めることになった実例は存在しないが、今後はそのような公務員が現われる可能性もある。

チーム制を運営していく上でのポイントは、成果管理の手法にある。各チームに自立的な権限を与え、測定可能な目標をそれぞれのチームに立てさせている。さらに、チーム長は、チームごとの測定可能な目標を細分化し、それぞれのメンバーに振り分けてこれを実

践させている。このような仕組みが導入されたことで、成果管理そのものが以前よりも行いやすくなった。

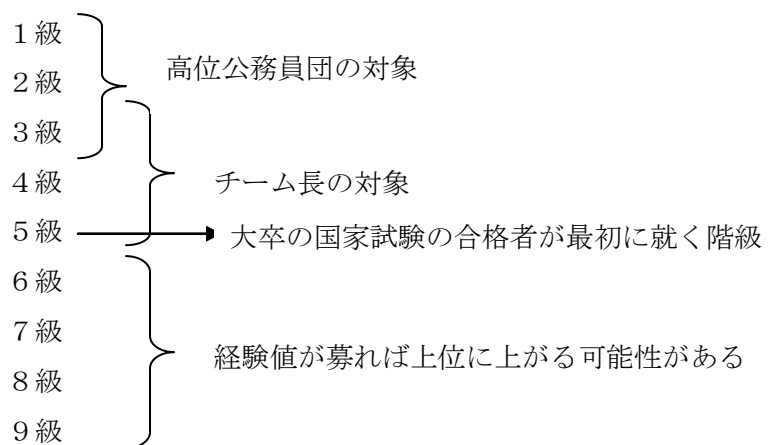
チーム制に対して不満を抱く公務員もいる反面、実際にこの制度を導入したところ、自分の業務にプライドを持って積極的に業務に取り組む公務員には、より大きな権限が与えられるようになったため、全体的に公務員のモチベーションの向上が図られた。また、国民の視点から見た場合、政府の効率性が向上することは国民にとってもメリットがあるため、このチーム制に対する批判はほとんどない。

これまでの階級制と近年導入されたチーム制の一般的な違いは、以下の通りである。

階級制とチーム制の違い

階級制の特徴	比較項目	チーム制の特徴
垂直構造	組織	水平構造
上部から与えられる	指示・命令	チームリーダーのリーダーシップのもとに横で共有する
年功序列	評価	能力や成果に応じる

階級制と新しい人事システムとの関係



(2) 中央人事委員会によるチーム制の導入支援

中央人事委員会は、チーム制のシステムの設計等には直接関与していないものの、政府の各部処でチーム制を導入したいが、旧来のシステムからの移行等で困難に直面している場合に、導入の環境づくりの支援を行っている。

例えば、旧来の人事システムの場合、課長に一度昇格すると基本的に下のクラスに降格することはないが、チーム制を採用した組織では、一度チーム長に昇格しても、人事異動後には再度チーム員に戻る場合がある。

また、中央人事委員会は、このような制度的変更を各部処において円滑に導入するため、

政府の各部処に対して指針を示すとともに、適宜、導入のための助言を行っている。

なお、上記のような指針の提示は、チーム制の導入に対してだけでなく、その他の人事に関する事項においても行っている。チーム制の導入に関する指針は、行政自治部と相談の上で指針を示しているが、その他の人事に関する事項については基本的に中央人事委員会が独自に、このような指針を示す権限を有している。

2) 総額人件費制度

総額人件費制度とは、公務員の人件費の総額を組織ごとに設定し、その人件費の超えない範囲において、自由に公務員の人員を増やすことができるようにする制度である。

総額人件費制度については、^{キムデジョン}金大中政権の時に設置されていた中央権限移譲委員会での議論事項で、当初は「地方自治体の人件費の総額を決めて、この範囲内で自由に公務員の採用ができるようにする」という意図があった。この制度の導入背景には、地方自治体の裁量権を高める必要性があった一方で、中央政府の地方自治体に対するコントロールもある程度必要だったため、組織権や人事権のコントロールをなくす代わりに、金銭面でコントロールを図ろうという意図もあった。

^{ノムヒョン}盧武鉉政権に入り、政府革新・地方分権委員会においても「総額人件費制度」が議論されるようになり、まずは大統領の意思で導入できる中央政府から先に導入されることとなった。この総額人件費制度は、2007年から地方自治体でも導入される予定である。

なお、「総額人件費制度」の実際の運用においては、3%増までは政府各部処の意思で決定できるような形で自律性を付与している。

3) 高位公務員団制度

(1) 高位公務員団制度の概要

高位公務員団制度は、政府の主要政策決定及び管理において、中心的役目を担当する局長級公務員を、全政府的に適材適所に活用して開放と競争を拡大し、成果責任を強化することで能力ある政府を具現化する制度である。特定の高位ポストに空席が生じた際に、3級以上の公務員の中でSES (Senior Executive Service) という試験を受けて合格した人が入る「人材プール」の中から、省庁横断的に人材を登用する仕組みとなっている。

高位公務員団制は、一般職、特別職、契約職の1～3級の公務員（3級は局長級のみで、課長級は除外）の約1500人を対象としており、高位公務員に対しては1～3級の階級を廃止して、階級にこだわらない幅広い人事で適格者を任用することができるようになるとともに、職務の重要度、難易度及び成果に基づいて、報酬等を支給している。

高位公務員団制の運用にあたっては、民間から人材を登用する開放型職位制度とともに、

他の部処の公務員と競争する職位公募制を導入している。各部処長官は、所属にかかわらず高位公務員団の中から適任者を選んでいる。同時に、配属先の部処の長官は、所属の高位公務員の人事及びサービスの管理を行っている。中央人事委員会は、超過人員の管理と省庁間の利害関係を調整する役割を担っている。現在は、高位公務員団制を導入したばかりの過渡期であるため、目安として 20%は外部から、30%は他の政府部処から競争的に登用している一方で、残りの 50%は同じ政府部処内の中から各部処の長官の裁量で登用することとした。

また、高位公務員になるための候補者教育と能力評価を実施している。候補者教育は各部処の課長級を対象にして、政府が直面した実際の政策課題に対する解決策を模索する問題解決型教育（Action Learning）方式を採用している。同時に、高位公務員団への在職者に対しては、個人別に不足している能力を補うオーダーメイド型教育を実施している。

成果管理についても、成果目標、評価基準などを直属の上司と協議して成果契約を締結し、目標達成度を評価する職務成果契約制が施行されている。

なお、高位公務員団制度は、アメリカが 1978 年公務員改革法を通じて最初に取り入れた後、イギリス、オーストラリア、カナダなど、OECD 加盟国で既に導入及び施行されている。韓国でも旧総務処時代の 1994 年から検討され、盧武鉉政権^{ノムヒョソン}に入ってから本格的に導入が進められるとともに、10 年以上の検討期間を要して 2006 年 7 月 1 日に制度が施行された。

（２）高位公務員の人事審査制度

高位公務員の人事審査制度は、高位公務員団に属する一般職公務員、特別職公務員及び契約職公務員の採用（契約職公務員の再契約を含む）と、一般職公務員の高位公務員団職位への昇進任用の妥当性を公正性、客観性及び適格性の観点から、中央人事委員会が実績主義原則に即して事前に検証する制度である。このような仕組みは、政策の意思決定階層である高位公務員の人事管理の合理化と透明性の確保を図るために導入されている。

高位公務員人事審査制度は、高位公務員団に属する公務員に関する人事審査を行っている。ただし、中央人事委員会は基本的に昇級、降任等に関する審査のみを行っており、各部処内でのポストについては各部処の判断に委ねられている。また、4 級以下の公務員の人事についても、基本的に各部処において行われている。

ただし、これまでは階級段階別にそれぞれ中央人事委員会による昇進審査を行っていたが、高位公務員団制度においては高位公務員団への加入時のみ、中央人事委員会による人事審査が実施される。また、高位公務員団に加入する際の審査項目は、「意思疎通」「顧客思考」「ビジョン提示」「調整統合」「結果思考」「専門家意識」「革新主導」「問題認識及び理解」「戦略的思考」の 9 項目である。

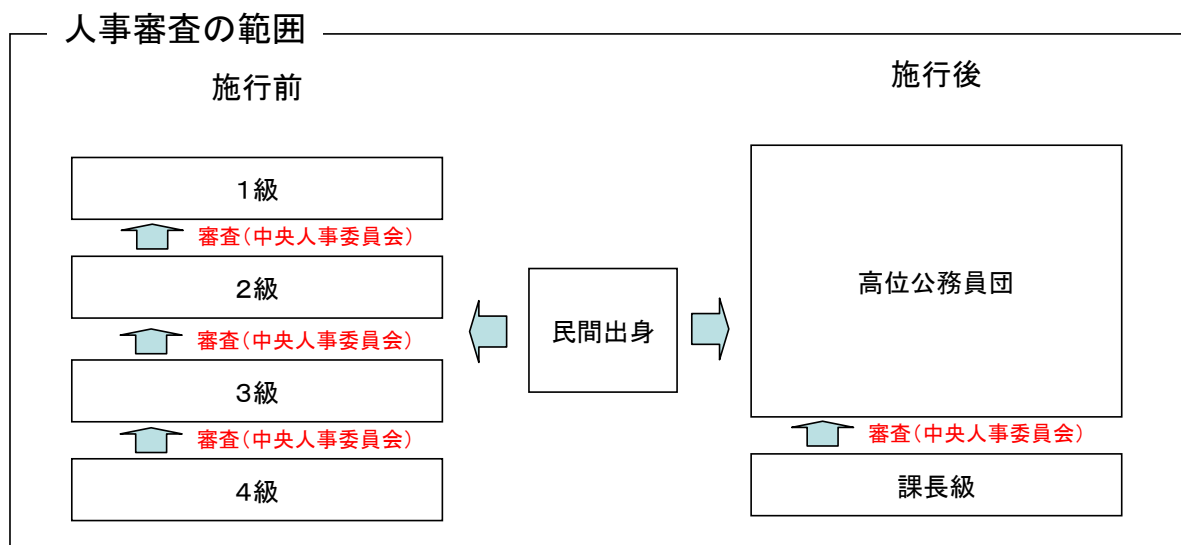
高位公務員の人事においては、実績主義の原則と政治的中立性が保障されるとともに、

定年及び身分保障制度も存続する。ただし、成果と能力が著しく劣る者は、適格審査を通じた厳正な人事措置が施行される。

中央人事委員会の人事審査決定に応じることができない特別な事由がある場合、その事由を明示して中央人事委員会に再議を要求することができる。ただし、任用提案権者が審査結果に応じることができない場合には、再議を要求しないで中央人事委員会の審査結果を添付して、直接任用提案が可能となっている。

なお、中央人事委員会は、2001年11月8日から電子人事審査システムを導入して一切の書類がない人事審査を実施したのにつき、2004年12月8日からは「e-人を通じるオンライン人事審査システム（通称：e-人）」を導入した⁴⁸。新たに導入したシステムにおいては各機関別に「e-人」に蓄積された人事資料をベースに審査資料を作成するとともに、行政EDI（Electronic Data Interchange）を通じてオンラインで人事審査を実施することで、人事審査の効率性を向上させ各機関の書類作成に必要となる過重な業務負担を軽減するだけでなく、「e-人」資料の全政府での共同活用によって電子政府の早期具現化を支援することができるようになった。

高位公務員団制度の導入による人事審査の変化



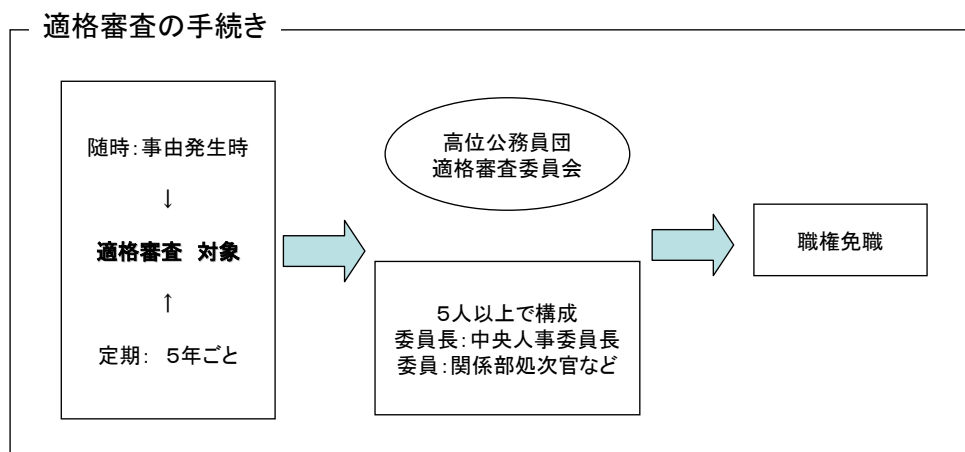
※ 審査に関連する書類は、「e-人を通じるオンライン人事審査システム」

を通じて全てオンラインでやり取りがなされる。

(出所) 政府革新・地方分権委員会ホームページ <http://www.innovation.go.kr/>より

⁴⁸ 「e-人」はインターネットを通じた市民公募により決定した名称で、「e」は電子 (electronic) の略である。

高位公務員団制度における適格審査の概要



(出所) 政府革新・地方分権委員会ホームページ <http://www.innovation.go.kr/>より

中央人事委員会による高位公務員人事審査制度の運営概要

- ・ 審査委員会構成
 - － 計 7 人（委員長、常任委員 1 人（事務処長兼任）、非常任委員 5 人）
- ・ 審査委員会運営
 - － 開催日時 : 毎週水曜日 15:00 * 必要の時には日程変更又は随時開催
 - － 開催及び議決定足数 : 在籍委員の過半数の出席で開催し、出席委員の過半数の賛成で議決
- ・ 審査対象
 - － 高位公務員団に属する一般職公務員、特別職公務員及び契約職公務員の採用（契約職公務員の再契約含み）
 - － 一般職公務員の高位公務員団職位への昇進任用

(出所) 韓国中央人事委員会 ホームページ <http://www.csc.go.kr/>より作成

中央人事委員会による高位公務員人事審査の基準

[適法性など形式要件審査]

審査項目	審査基準
任用資格要件を充足しているか	職務遂行要件を満たしているか、個別法令で定めた資格要件を備えているか など
任用欠格事由に該当するか	国家公務員法第 33 条及び公職選挙法第 266 条による任用欠格事由に該当するか、昇進任用制限に該当するか など
その他適法性の可否	定員・現員の現況、欠員等に関する審査

(出所) 韓国中央人事委員会 ホームページ <http://www.csc.go.kr/>より作成

[適格性など実質要件審査]

審査項目	審査基準
勤務実績	<ul style="list-style-type: none"> - 最近3年間の業務推進実績及び職務成果契約制による評価結果並びに成果管理カードの評価意見 - 監査院監査結果、国務調整室政策評価結果などを通じた政策等への寄与度確認
職務遂行能力	候補者教育課程及び力量評価結果、企画力、業務推進力など
経歴	任用予定職位関連分野勤務経歴、職位及び職位別勤務期間など
人格	<ul style="list-style-type: none"> - 改革性、清廉度、誠実さなど - 国家情報院身元調べ所属機関公務員、関連機関及び団体の世論調査など

(出所) 韓国中央人事委員会 ホームページ <http://www.csc.go.kr/>より作成

[その他基準]

機関別及び職位別の特性、直列又は任用区分別の公平性を考慮

中央人事委員会による人事審査の審査実績

[1999.5.24 ~ 2006.12.31]

総計	人事審査							審議 案件	報告 案件
	小計	原案議決	改善勸 告議決	調整議 決	保留	否決	修正議 決		
5,323	4,713 (100%)	4,082 (86.6%)	354 (7.8%)	16 (0.3%)	215 (4.6%)	37 (0.7%)	9 (0.2%)	548	62

(出所) 韓国中央人事委員会 ホームページ <http://www.csc.go.kr/>より作成

中央人事委員会による人事審査の審査決定の区分

区分	内容
原案議決	行政機関で審査要請した人事案をそのまま議決された場合
改善勧告議決	行政機関の人事案を盛り込むものの、不合理な人事運営の部分に対しては改善勧告意見を付けて議決する場合
調整議決	保留された案件の中で、行政機関側で候補者、人事時期などを調整して再審査要請した人事案を議決する場合
保留	関連資料の調査など、補完が必要で決定を留保する場合
否決	法令要件を取り揃えることができなかった、又は1、2順位者が全て非適格として人事案に同意しない場合
修正議決	1順位者より2順位者がより適格であると判断して順位を変更して議決する場合

(出所) 中央人事委員会 ホームページ <http://www.csc.go.kr/>より作成

(3) 高位公務員団制度の実際の運用状況

高位公務員団制度が導入されたことによって、実際には財政経済部のように人材の能力値がもともと高い人が集まっている政府部処が、他の政府部処の良いポストを占めるといった現象が見られている。このように韓国における公務員の人事は、上層は高位公務員団制、下層はチーム制の導入によって、全般的に以前に比べて競争が激しくなった。

4) 開放型職位制度

開放型職位制度は専門性が特に要求される、又は効率的な政策策定のために必要だと判断される職位に、公職内外を問わず公開募集による選抜試験を経て、職務遂行要件を取り揃えた適任者を選抜して任用する制度である。

(1) 開放型職位制度の導入背景及び推進経過

韓国においても、これまでは公職は身分が保障され、年功序列によって人事の運営がなされており、「競争システムが不十分なため、民間部門に比べて競争力が劣り生産性が低い」という指摘を受けていた。そこで、外部専門家等の誘致を通じて行政の専門性を強化し、省庁間の人事交流を活性化することで競争による公務員の資質向上を通じ、政府の生産性を向上するために開放型職位制度を取り入れることとした。

開放型職位制度に対しては、有識者によってこれまでも継続的に開放型職位制度導入の必要性が訴えられており、^{キムデジュン}金大中政権もその発足とともに「国政 100 大課題」の1つとして、公職への競争原理の導入とともに外部専門家の採用拡大を盛り込んでいた。

このような背景を受けて、中央人事委員会は企画予算委員会の経営診断結果をベースに、関係省庁協議及び学界、言論界、市民団体、関係公務員など専門家が参加したパネル会議を実施するとともに、関係省庁の意見収集などを経て、1999年11月15日に38部署129個職位を「開放型職位」と指定した。その後、中央人事委員会では企画予算委員会における「経営診断調停委員会」の審議、公聴会などを通じて整理した意見、各部処の意見及び市民団体の意見などを参考にして、開放型職位の施行に必要な「開放型職位の運営などに関する規定（大統領令）」を用意した。当規定は、学界及び民間の人事専門家たちで構成されている中央人事委員会人事政策諮問会議の審議、立法予告、中央人事委員会の審議、国務会議議決などの手続きを経て、2000年2月28日に制定及び施行された。

（2）開放型職位制度の評価と今後の見込み

1999年11月15日の導入当時、38の部署129個職位に過ぎなかった開放型職位は、2006年4月現在45部署158個職位に拡大運営されており、中でも充員が完了した146個の職位の民間人及び他部処公務員の外部任用率が42.5%に至るなど、制度施行から5年余りを経て開放型職位制度が安定的に定着している。

しかし、まだ一部職位においては民間水準との報酬格差、任期満了後の身分不安などによって、民間からの優秀人材の応募率が低調な場合がある。これも今後政府で職務成果給制度の導入、成果が期待される優秀な者の特別採用の拡大などを通じて、長期的には自然に乗り越えて行くことができると考えられている。

第4章 行政改革を所管する組織とその役割

行政改革がどのような体制で実行されているのかを見るため、行政改革を所管する組織とそれぞれの組織間の関係について、整理する。

4. 1 行政改革を所管する組織間の関係

韓国では行政改革を推進する組織として、「大統領府」「国務調整室」「行政自治部」「中央人事委員会」「企画予算処」などを挙げることができる。それぞれの組織が、行政改革の推進において果たす役割は、以下の通りである。

1. 大統領府

- ・ 行政改革の大きな政策の方向性については、大統領府が大統領の国政理念を具現化する形で役割を担う。
- ・ 大統領府の大統領秘書室などを中心に、行政改革の方向性を定め、これに大統領の意思決定を得る形で推進を図る。

2. 政府革新・地方分権委員会

- ・ 政府革新・地方分権委員会は、政府革新や地方分権という国政課題について、学識経験者をはじめとした専門家を交えながら、政府の各部処を問わず横断的に議論を行うための大統領所属の諮問委員会である。
- ・ したがって、委員会自体は行政を執行する能力を有していないが、諮問を通じて大統領府における政策の方向性に関する意思決定を支援している。
- ・ また 2005 年 5 月には、政府革新・地方分権委員会の中に行政改革の執行状況をチェックするための「革新分権評価専門委員会」が設置され、執行状況を部処横断的にモニタリングする機能も兼ね備えた。

3. 国務調整室

- ・ 国務調整室は、大統領府が打ち出した政策の方向性について、各部処と連絡を取り合い、調整を図る役割を担っている。

4. 行政自治部

- ・ 政府組織の改編を中心とした行政改革について、大統領府が打ち出した政策の方向性を踏まえて、具体的な実現策を提示し推進する。

5. 中央人事委員会

- ・ 人事改革について、大統領府が打ち出した政策の方向性を踏まえて、具体的な実現策

を提示し推進する。また、人事改革が正しく現場で実現されているかをモニタリングする役割も担っている。

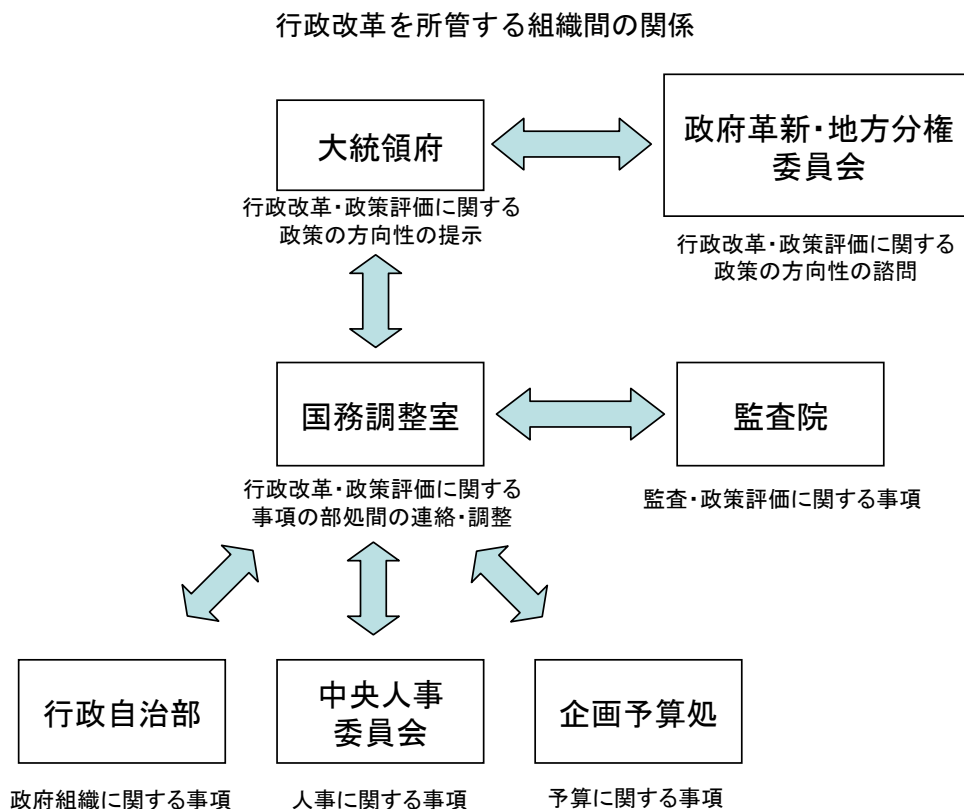
6. 企画予算処

- 政府組織の改編や人事改革に関する具体的な取り組みを実行する際の予算を、国務調整室、行政自治部及び中央人事委員会との調整を通じて確保する。

7. 監査院

- 政府組織の改編や人事改革に関する政策の評価を通じて、行政改革のプロセスの一翼を担っている。

このように、韓国における政府内のチャンネル管理（組織ごとの役割分担）の特徴として、最終意思決定を行なう大統領を頂点として、その下部においてコアファンクションを分散させる形でチャンネル管理が行なわれている点が特筆される。また、各部処間の利害を調整する役割を、大統領府内の大統領首席室や国務会議、長官会議が担っている。

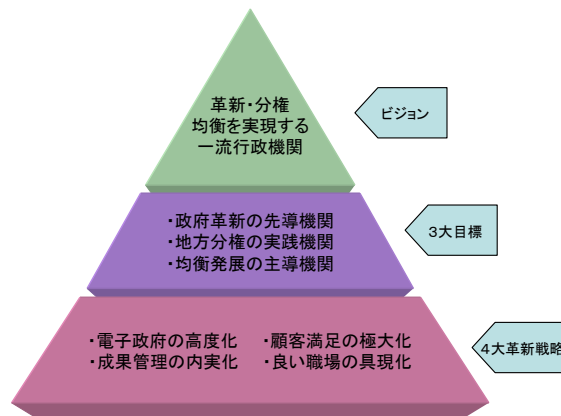


4. 2 行政自治部

4. 2. 1 行政自治部の概要

行政改革を主に政府組織の側面から担当している「行政自治部」は、「革新・分権均衡を実現する一流行政機関」というビジョンをかかげ、これに対する「政府革新の先導機関」「地方分権の実践機関」「均衡発展の主導機関」という3大目標を掲げている。そして、これらのビジョンや目標を実現するために、「電子政府の高度化」「顧客満足の極大化」「成果管理の内実化」「良い職場の具現化」の4大革新戦略を打ち立て、この実現を中心に行政改革等に取り組んでいる。

行政自治部の組織のビジョン、目標、4大革新戦略の関係



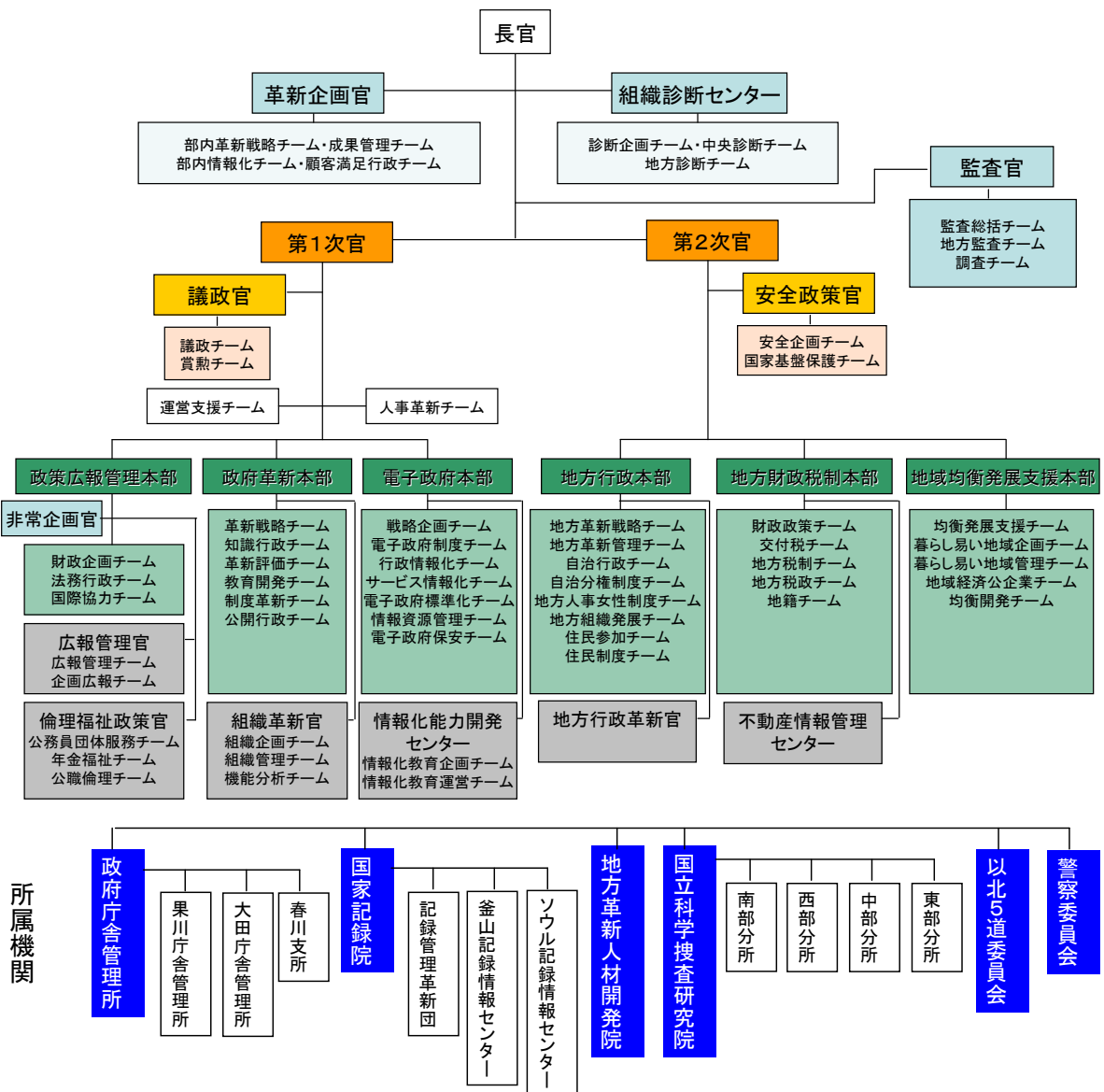
設立目標

- 01 国務会議の議案整理と法律・条約の公布
- 02 公職者財産登録、政府革新、行政機関の組織・定員管理、行政の能率向上
- 03 電子政府の具現化および行政情報資源の管理
- 04 行政と請願制度の改善と実態評価
- 05 賞勲・公務員年金と服務に関する事務
- 06 地方自治制度の改善、地方自治体の事務支援
- 07 住民登録、選挙、国民投票、地方財政、地域経済、地方税、組織、民防衛及び災害に関する事務
- 08 行政府の事務とは異なる中央行政機関の所管に属しない事務

4. 2. 2 行政自治部の組織構成と予算

行政自治部の組織構成の中でも特筆すべき点として、組織が中央行政機関に関する政策を所管する「第1次官」と地方行政機関に関する政策を所管する「第2次官」の二つに、大きく分かれていることが挙げられる。また日本では通常、大臣官房が担っている業務を第1次官の「政策広報管理本部」が担っている点も特徴的といえる。

韓国行政自治部の組織図



(出所) 韓国行政自治部ホームページ <http://www.mogaha.go.kr/>より作成

(1) 複数次官制の導入

行政自治部では、旧総務処系の業務を統括する第1次官と旧内務部系の業務を統括する第2次官の2つに大きく組織が分かれている。これは行政自治部のような業務量の多い政府部処においては、長官に業務があまりにも集中しすぎる傾向があったため、組織を大きく2つに分けて業務の効率化を図る目的で導入された仕組みである。具体的には、長官の決裁事項等を第1次官と第2次官に振り分け、長官の負担を軽減する仕組みとなっている。現在では、各次官が実務レベルでの最高意思決定者となっており、行政自治部内で検討された案件も、実質的には政府次官会議において採用が決定され、その後に大統領および長官らが参加する国务会議において裁決される、という流れとなっている。したがって、長官は対外対応の総指揮者という意味合いが強くなっている。

ただし、組織は大きく第1次官と第2次官に分かれているものの、予算要求は第1次官の政策広報管理本部において一体的に管理されている。また、行政自治部の所管として新たな業務が生じれば、長官らがその業務の特性を考慮しながら第1次官と第2次官それぞれに適切に振り分けている。

なお、このような複数次官制は2年前に導入された仕組みで、行政自治部のほかにも外交商部、産業資源部及び財政経済部において導入されている。

(2) 政策管理広報本部の位置づけ

第1次官の下に設置されている「政策広報管理本部」が、組織全体の企画、予算策定、広報などを実施しており、日本の中央省庁における「大臣官房」に該当する組織となっている。以前は、「企画調整室」という部署として、長官のすぐ直下に置かれていたが、現在では「企画調整室」の担っていた業務は「政策広報管理本部」に移管された。

このように組織全体の企画、予算策定、広報などを統括する部署を、組織上、長官の傍らに配置しない理由は、当該業務を単に長官らの意向に基づいて対応するのではなく、組織全体の意向も汲み取った上で、企画や総務の機能を兼ね備えた組織にするという意向があったためである。「政策管理広報本部」は、行政自治部以外の他の政府部処でも組織上、長官の傍らではなく、他の部署と同列に位置づけられている。

また、「政策管理広報本部」は、行政自治部以外の他の政府部処では、組織の革新（行政改革）を管理及び遂行する部処として位置付けられている。

(3) 行政改革、組織改編の所管部署

政府全体の行政改革については、第1次官の政府革新本部、行政自治部内の行政改革については「革新企画官」が役割を担っている。革新企画官は他の政府部処にも課長級の部署として設置されているが、行政自治部の「革新企画官」は局長級の部署となっている。

また、基本的に課単位の組織改編については、各政府部署においてそれぞれの意思に基づいて変更することができるが、局単位の組織改編や定員の拡大等については、政府組織

の設計や定員管理を行なっている行政自治部政府革新本部内の「組織革新官」が役割を担っており、この部署の承認が必要である。

他の部署に設置されている「革新企画官」では、基本的に人事管理及び組織管理が一体的に行なわれている。これに対して行政自治部では、組織管理を革新企画官が、人事管理は第1次官の人事革新チームが担っている。

(4) 行政機能の評価及び監視を所管する部署

政府各部処における業務及び組織の評価は、政府業務評価基本法に基づいて、以下の2種類の評価が実施されている。それぞれの評価の内容と行政自治部との関係は、次の通りである。

1. 自体（内部）評価： 各組織が自ら所管している業務の評価を行う。行政自治部は各部が評価を行う上での評価指標やマニュアル等を開発するとともに、各部において実施された評価の結果を取りまとめる。
2. 特定（外部）評価： 他の組織が行う行政評価で、予算、決算などの会計検査を監査院が、行政改革、規制改革などの評価のとりまとめを国務調整室の審査評価調整室が行っている。行政自治部は特定（外部）評価の一部を担当している。

自体（内部）評価については、第1次官内の政府革新本部の革新評価チームが評価指標やマニュアルを開発し、これらをもとに各部処の革新企画官が自ら評価を行なう形で実施されている。また、行政自治部自体の自体（内部）評価については、革新企画官の成果管理チームが所管している。

また、特定（外部）評価については、第1次官内の政府革新本部の革新評価チームが、特定（外部）評価の一部である「革新評価」を担当している。「革新評価」とは、政府の各組織の行政改革の遂行度を評価するもので、評価結果は国務調整室に送られ、国務調整室においてとりまとめられる。

なお、行政自治部内に設置されている監査官は、監査院による監査に対応するとともに、監査に関する事後管理を行う部署となっている。

(5) 所属機関と行政自治部との関係

警察庁や消防防災庁は、行政自治部の傘下の政府部処であるが、業務自体の独自性を有しているため、その執行には行政自治部が関わっておらず、独立して行なわれている。

以前は、警察庁や消防防災庁の高位職の人事についても行政自治部が関与していたが、現在は、主な政策の方向性についてのみ、行政自治部長官と警察庁や消防防災庁の長官と

が協議をする程度にとどまっている。

4. 2. 3 行政自治部の予算

行政自治部の予算額の推移は、以下の通りである。行政自治部の予算は、全体的に増加傾向にあり、2006年度予算は2005年度予算に対して、約7.2%の増加となっている。

韓国行政自治部の予算

単位：百万ウォン

区分	2004予算	2005予算(A)	2006予算(B)	増減(B-A)	%
総計	20,868,907	22,717,367	24,342,846	1,625,479	7.2
一般会計					
小計	15,801,975	21,916,059	23,529,468	1,613,409	7.4
基本的経費	187,179	161,367	174,602	13,235	8.2
・人件費	122,337	103,186	116,511	13,325	12.9
・基本事業費	64,842	58,181	58,091	-90	-0.2
事業費	1,245,742	1,618,860	1,988,368	369,508	22.8
・一般事業費	583,152	557,506	645,212	87,706	15.7
・国家負担金	662,590	1,061,354	1,343,156	281,802	26.6
地方交付金	14,369,054	20,135,832	21,366,498	1,230,666	6.1
・法定交付金	14,314,154	19,484,518	20,346,498	861,981	4.4
・総合不動産税交付金	-	651,314	1,020,000	368,686	56.6
・増額交付税	54,900	-	-	-	-
特別会計					
小計	5,066,932	801,308	813,378	12,070	1.5
・国有財産管理	16,264	37,450	36,386	-1,064	-2.8
・農特税管理	445,923	90,307	93,292	2,985	3.3
・地方剰余金管理	4,397,157	0	-	-	-
・自動車交通管理改善	207,588	176,100	185,700	9,600	5.5
・国家均衡発展	-	497,451	498,000	549	0.1

(出所) 韓国行政自治部ホームページ <http://www.mogaha.go.kr/>より作成

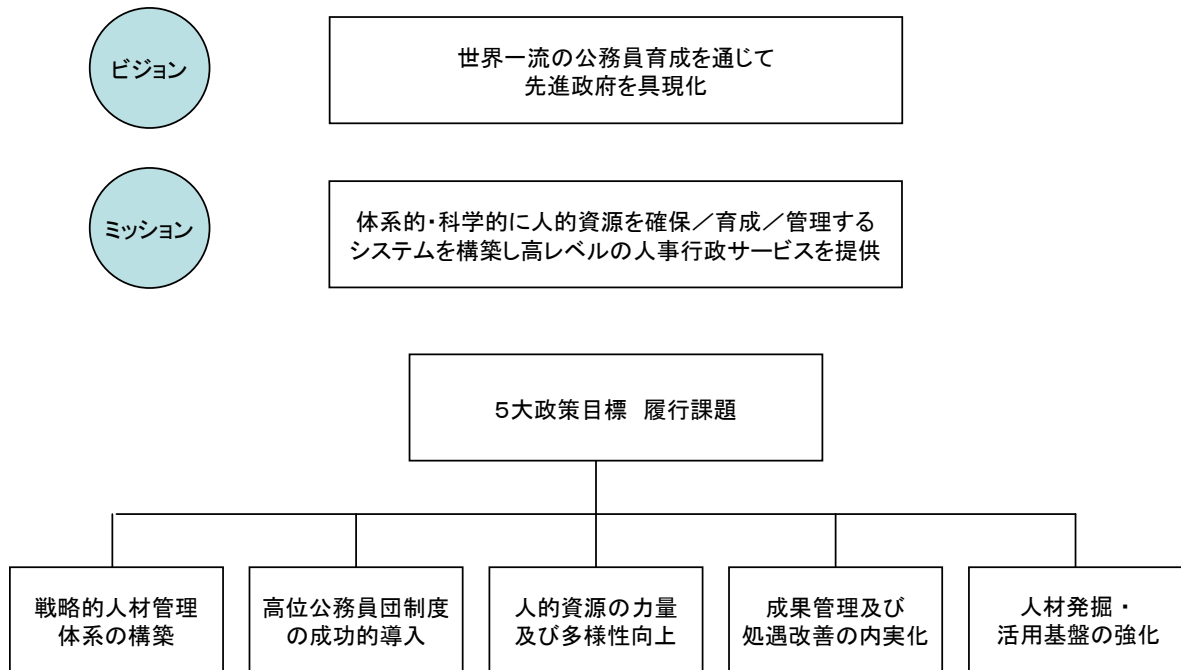
4. 3 中央人事委員会

4. 3. 1 中央人事委員会の概要

中央人事委員会は、韓国の中央政府や地方政府に所属する公務員の人事管理を担う行政委員会であり、「世界一流の公務員育成を通じて先進政府を具現化」することを目的として、「体系的及び科学的に人的資源を確保、育成、管理するシステムを構築し、高レベルの人事行政サービスを提供」することをミッションとして掲げている。

そして、以上のような目的とミッションを達成するために、当面の履行課題として「戦略的人材管理体系の構築」「高位公務員団制度の成功的導入」「人的資源の力量及び多様性向上」「成果管理及び処遇改善の内実化」「人材発掘及び活用基盤の強化」を掲げている。

中央人事委員会のビジョン、ミッション、5大政策目標

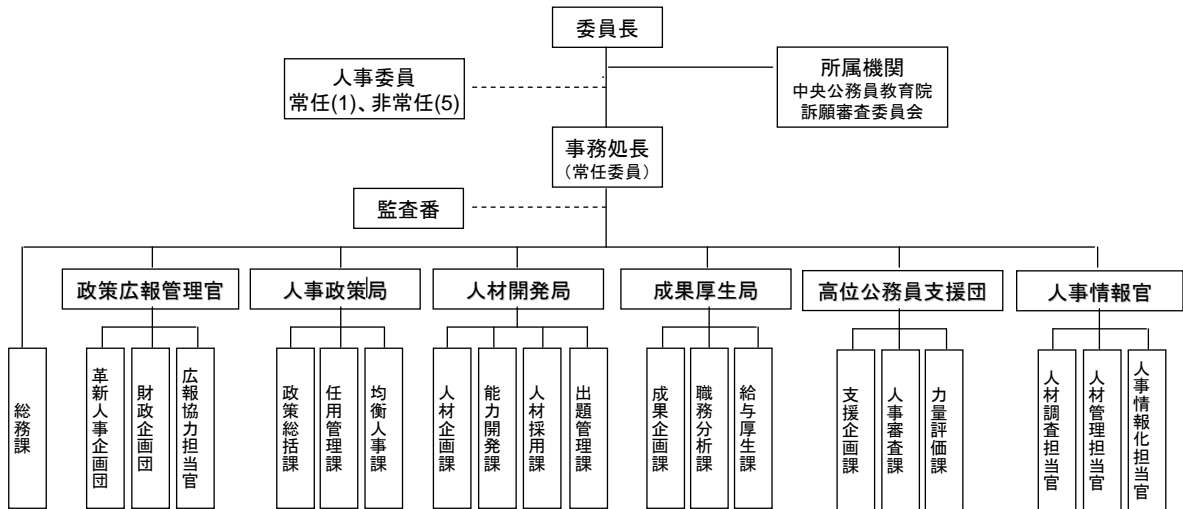


(出所) 韓国中央人事委員会 ホームページ <http://www.csc.go.kr/>より作成

4. 3. 2 中央人事委員会の組織構成

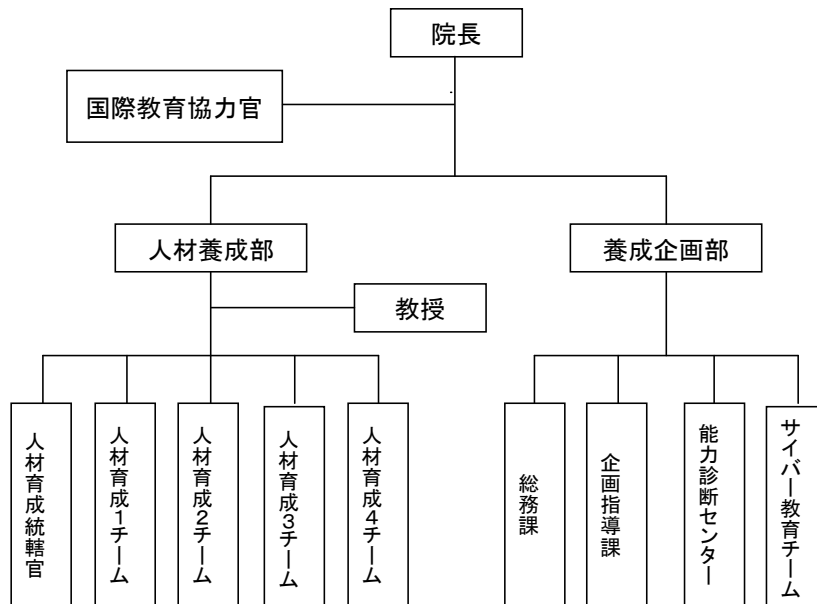
中央人事委員会の組織構成は、下図の通りである。また、所属組織として「中央公務員教育院」と「訴願審査委員会」を有している。

中央人事委員会の組織図



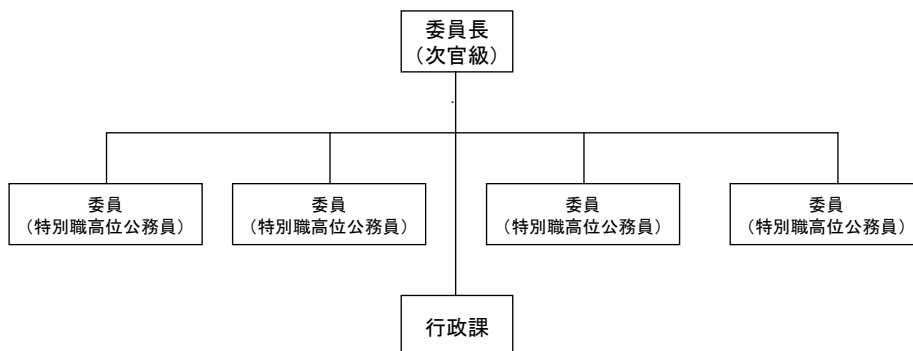
(出所) 韓国中央人事委員会 ホームページ <http://www.csc.go.kr/>より作成

中央公務員教育院の組織図



(出所) 韓国中央人事委員会 ホームページ <http://www.csc.go.kr/>より作成

訴願審査委員会の組織図



(出所) 韓国中央人事委員会 ホームページ <http://www.csc.go.kr/>より作成

4. 3. 3 中央人事委員会の予算

中央人事委員会の予算額の推移は、以下の通りである。2005年以降、中央人事委員会の予算額が大幅に増えているのは、行政自治部から公務員の教育訓練に関する事務が移管されたことに伴うものである。

中央人事委員会の予算

単位: 百万ウォン

区分	2002	2003	2004	2005	2006
総計	6,918	7,810	9,408	93,223	100,865
人件費	3,414	3,691	4,544	28,490	30,929
基本事業費	3,316	3,523	3,895	6,780	8,405
主要事業費	188	596	969	57,953	61,531
・国家試験施行	-	-	-	5,074	5,053
・公務員教育訓練	-	-	-	41,041	37,988
・高位公務員団制度	-	-	-	316	1,139
・行政サービス革新能力開発	-	-	-	359	359
・電子政府人事管理システムの運営	188	596	969	1,136	1,132
・オーダーメイド型福祉統合管理システム構築	-	-	-	-	1,695
・庁舎賃料	-	-	-	3,460	3,640
・中央公務員教育院の運営	-	-	-	1,621	2,093
・中央公務員教育院の施設拡充	-	-	-	997	1,103
・政策事例開発支援	-	-	-	-	1,400
・革新能力教育支援	-	-	-	1,950	2,437
・中央公務員教育院の収入振替経費	-	-	-	621	621
・サイバー教育センターの運営	-	-	-	654	1,637
・中央公務員教育コンピューター運営	-	-	-	221	1,234
・公職説明会の開催(完了事業)	-	-	-	100	-
・出題管理室の移転(完了事業)	-	-	-	403	-

(出所) 韓国中央人事委員会 ホームページ <http://www.csc.go.kr/>より作成

4. 3. 4 公務員の採用制度

(1) 中央公務員の採用

中央政府の公務員の公開採用試験としては、5級（日本の国家第Ⅰ種に相当）、7級（日本の国家第Ⅱ種に相当）、9級（日本の国家第Ⅲ種に相当）に登用するための3種類の試験が存在しており、各試験はすべて中央人事委員会において所管している。また、法務部の司法考試並びに警察官及び消防士の採用試験については、別途、実施されている。ただし、警察官及び消防士の採用試験については、実際には中央人事委員会で行っている試験制度がベンチマーキングされており、実質的には似たような試験制度となっている。

また、科学者や技術者を登用する「特別採用」については、採用そのものは各部処において独自に行われているものの、採用自体が妥当かどうかの審査は中央人事委員会において行っている。

高位公務員団制度の中で行われている外部からの登用枠（高位公務員団の対象となる公務員の約20%）から採用される公務員についても、採用そのものは各部処において独自に行われており、中央人事委員会は採用自体が妥当かどうかの審査のみを行っている。

(2) 地方公務員の採用

地方公務員の採用については、「地方公務員法」によって規定されており、7級、9級に登用される公務員の採用については、自治体ごとに行われている。ただし、出題や採用プロセスについては、中央人事委員会への委託が可能になっており、実際には7級、9級の公務員の採用についても、多くの自治体が中央人事委員会に委託している。

また、地方公務員の中でも5級の公務員については、一度、中央政府の公務員として中央人事委員会の審査を受けて採用された後、各地方に送り出すという形をとっている。このような形をとっている理由は、5級として登用される公務員は各自治体において将来の管理職候補であり、中央政府で5級として採用された公務員と頻繁に連絡を取り合うことが想定されているためである。

4. 4 政府革新・地方分権委員会

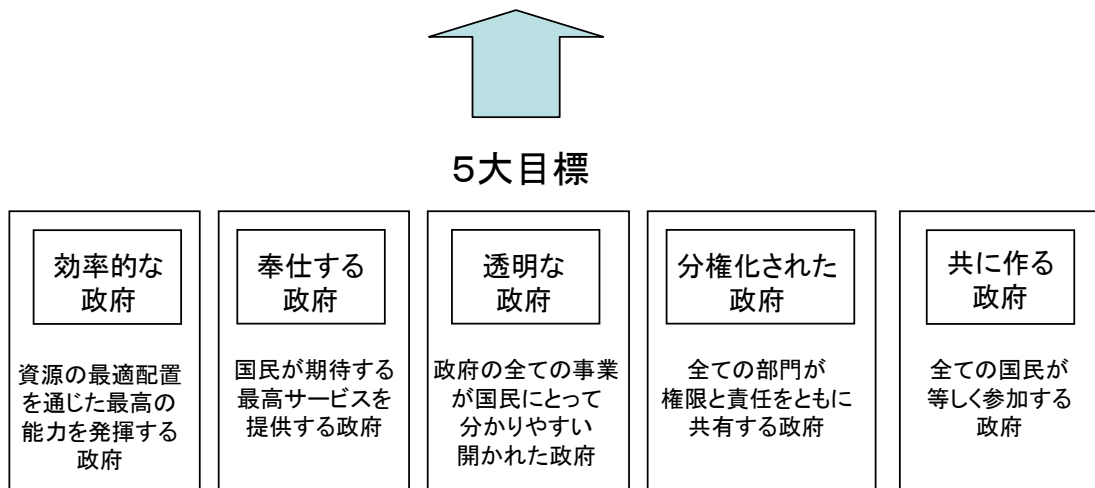
4. 4. 1 政府革新・地方分権委員会の概要と委員構成

政府革新・地方分権委員会は、政府革新や地方分権という国政課題について、学識経験者をはじめとした専門家を交えながら、政府の各部処を問わず横断的に議論を行うための大統領所属の諮問委員会である。委員会自体は行政を執行する能力を有していないが、諮問を通じて大統領府における政策の方向性に関する意思決定を支援している。

なお、韓国では伝統的に新しい政権ができると、「政府革新」というキーワードの委員会が立ち上げられることが多くなっている。政府革新・地方分権委員会は、旧総務処と旧内務部という2つの組織が融合せず、機能しなかったために設置されたわけではない。実際に金大中政権^{キムデジュン}においては、政府革新が「行政委員会」、地方分権が「中央権限委譲委員会」という2つの委員会に分かれていた。盧武鉉政権^{ノムヒョク}に入ってから「国家均衡発展」「地方分権」というスローガンを実行に移す際に検討を行ったところ、政府革新と地方分権が互いに連動しあっていたことから、この2つの委員会をつなげて「政府革新・地方分権委員会」とした次第である。

政府革新・地方分権委員会が掲げる5大目標と政府革新のビジョン

政府革新のビジョン： 透明な仕事、立派な情報



(出所) 政府革新・地方分権委員会ホームページ <http://www.innovation.go.kr/>より作成

政府革新・地方分権委員会は、本委員会と7つの専門委員会によって構成されている。本委員会は、財政経済部長官、行政自治部長官、情報通信部長官、企画予算処長官、国務調整室長、中央人事委員会委員長の6名の政府委員のほか、大統領の任命を受けた学識経験者や地方自治体の長によって構成されている。7つの専門委員会は、それぞれ15~20名の学識経験者で構成されており、委員長は本委員会の中から選任される。本委員会の委員

の任期は2年間、専門委員会の委員の任期は1年間で、専門委員会の委員については複数期にわたって務めることができる。

委員の構成は、政府革新や地方分権に関連する部処の長官と政府革新や地方分権に関する学識経験者の中で大統領が推薦する者、地方自治体の長の中で推薦を受けた者となっている。政府革新・地方分権委員会の学識経験者のうち、約3分の2は行政学部の教員である。韓国は行政学部の教員の数が世界で最も多いため、中央政府、地方政府を問わず行政改革の委員会等の学識経験者の大半は行政学部の教員となっている。しかし、現在では行政自治部に業務が移管された「革新管理専門委員会」は、民間のテクニックを政府革新に活用するためSKやSamsungといった民間企業の役員が参加していたほか、「記録管理専門委員会」の委員長は記録に関するノウハウに詳しい歴史学の教員、「電子政府専門委員会」の委員長は政府出捐機関である韓国電算委員会の委員長が兼任している。

また、政府革新・地方分権委員会本委員会や専門委員会の委員長は、その多くが大統領選挙の際に、アドバイスグループに入って参謀として活躍した人が就任することが多い。また、各分野で専門家として著名な人が登用されるケースもあるが、野党側で動いた人は入りにくいのが実状である。いずれにしても大統領の意思が反映されており、広い意味での政治的任用となっている。

政府革新・地方分権委員会の本委員会と専門委員会の機能

本委員会と専門委員会で構成、役割を特化した“国政課題会議”を通じて大統領の国政哲学を反映

本委員会

機能

- ・政府革新・地方分権の方向・戦略論議
- ・政府革新・地方分権関連課題推進及び点検・評価に関する事項審議

委員構成

- ・政府革新および地方分権に関する学識と経験が豊富な専門家の中で大統領が委嘱

専門委員会

機能

- ・本会議の審議事項を事前に、分野ごとに専門的に研究・検討
- ・分野別7個の専門委員会を構成
(ただし電子政府専門委員会は電子政府委員会が遂行する)

委員構成

- ・幹事委員：本会議委員の中で委員長が指名(専門委員会ごとに1名)
- ・委員長と各専門委員会幹事委員が協議して委員委嘱

(出所) 政府革新・地方分権委員会ホームページ <http://www.innovation.go.kr/>より作成

政府革新・地方分権委員会の委員構成

・委員会は、委員長1名を含む計30名以内の委員で構成される

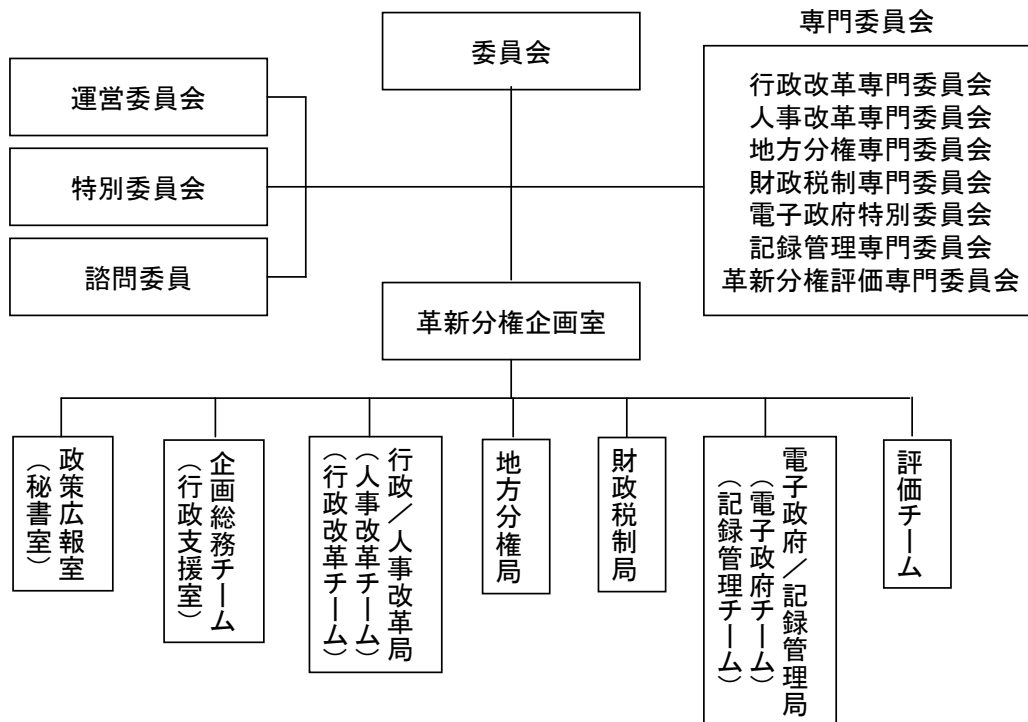
(委員の構成)

- ・財政経済部長官・行政自治部長官・情報通信部長官・企画予算処長官・国務調整室長・中央人事委員会委員長
- ・政府革新及び地方分権に関する学識と経験が豊かな者の中で大統領が委嘱する者
- ・地方自治法第154条の2の規定による地方自治体の長の中で推薦を受けた者

(出所) 政府革新・地方分権委員会ホームページ <http://www.innovation.go.kr/>より作成

また、政府革新・地方分権委員会の組織は、以下の通りである。

政府革新・地方分権委員会の組織図



(出所) 政府革新・地方分権委員会ホームページ <http://www.innovation.go.kr/>より作成

4. 4. 2 政府革新・地方分権委員会の諮問事項の政策反映プロセス

政府革新・地方分権委員会において策定される「ロードマップ」は、大統領の選挙公約や各部処、市民団体などの要望を踏まえて作成され、作成されたものは最終的に大統領に報告される。また、大統領に答申する段階では、政府革新・地方分権委員会はあらかじめ法律案のたたき台を用意しておく。

大統領府への報告後、大統領政策室長、企画予算処長官、行政自治部長官、政府革新・地方分権委員長及び関連部処長官の5者で、調整が行われる。この調整を受けてあらかじめ準備した法律案のたたき台を微修正し、他の法律との整合性といった事項を法制処がチ

ェックした後、国務会議にかけられる。国務会議で合意された法律案は国会に提出され、国会において賛成多数で可決されれば、具体的に実行に移すことができるようになる。

大半の法律は国会で賛成多数で可決されるが、政府内で合意していても与党内での調整が上手くいかずに、国会を通過しない場合がある。そのような法案は比率としては低いですが、中には行政改革を推進する上で重要な法案も含まれている。例えば、中央政府の出先機関をなくす法律や検察庁の捜査権の一部を警察に移譲する法律などが挙げられる。

韓国は議員内閣制の日本とは異なり大統領制を採用しているため、委員会に政治家をあらかじめ入れて根回しをするということは行わない。政治家への根回しは、大統領府や国務総理秘書室が別途行うのが通例である。

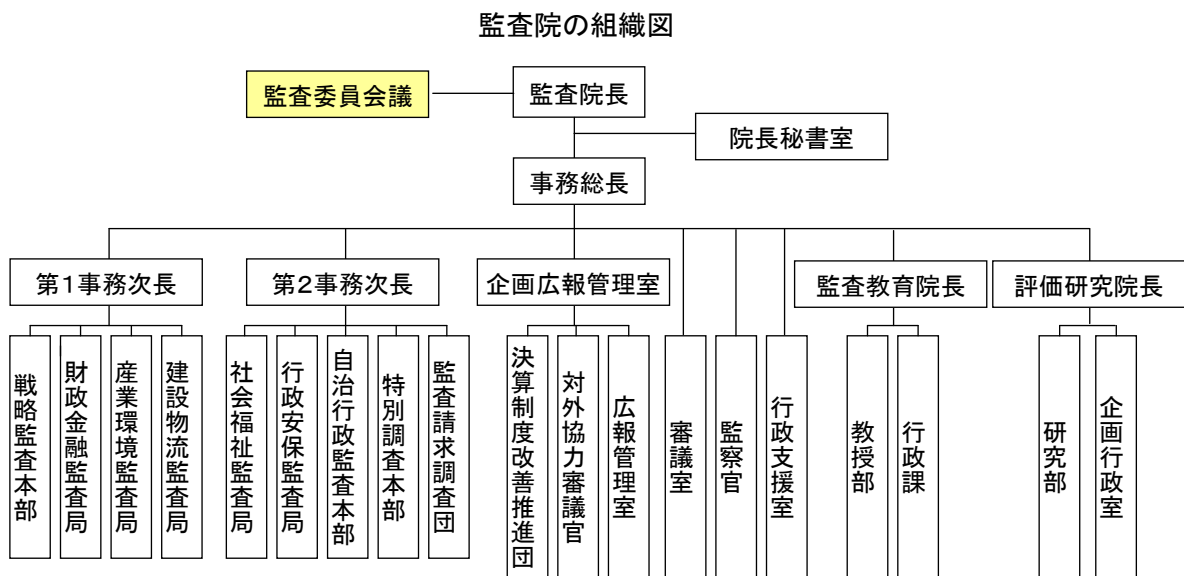
4. 5 監査院

監査院は、税金が公正に活用されているかどうかを検査、監督するとともに、行政機関、公務員などの業務処理を監察する組織である。

監査院の業務は、憲法第 97 条と監査院法第 20 条の規定によって「国家の歳入及び歳出の決算を検査し、国家機関と法律が定めた団体の会計を常時検査及び監督して、その執行を適正に行うことで、行政機関の事務及び公務員の職務を監察し、行政運営の改善及び向上を図る」と定められている。このように、監査院の権限や職務範囲は憲法等にその設置根拠が定められている。また、大統領所属機関として位置づけられているものの、職務に関しては独立した立場を保っている。

監査院は、会計検査をはじめとした監査だけでなく政策評価も所管しており、モニタリングという観点から行政改革を推進している。監査院は、主に国家の主要政策、大規模予算事業などに対する成果監査及び事業ベースでの評価を所管している。

監査院の組織構成は、以下の通りである。



(出所) 監査院ホームページ <http://www.bai.go.kr/>より作成

政策評価を所管しているのは「評価研究院」である。この組織は、盧武鉉政権において「政府革新・地方分権委員会」の諮問を受けて設置された部署で、監査及び評価関連の理論及び法制度に対する研究、各種評価指標の総合管理などを行っている。

事務総長の下に設けられている「第1事務次長」と「第2事務次長」の下に所属する各組織は、それぞれ各政府部処の監査のカウンターパートごとに、以下のように役割分担がなされている。

なお、複数の部処にまたがるプロジェクト、大型社会資本整備等に関するプロジェクトは、「戦略監査本部」にて監査を行っている。

第1事務次長に所属する組織の監査対象

組織名		監査対象
戦略監査本部	第1 監査チーム	複数の部処にまたがるプロジェクト等に対する監査
	第2 監査チーム	複数の部処にまたがるプロジェクト等に対する監査
	第3 監査チーム	複数の部処にまたがるプロジェクト等に対する監査
	第4 監査チーム	大型社会資本整備等に関する監査
	第5 監査チーム	工事現場に対する点検を伴う監査
財政金融監査局	第1 課	財政経済部、調達庁及び統計庁並びにその所属機関、研究機関、政府出捐機関等に対する監査
	第2 課	企画予算処、公正取引委員会及び関税庁並びにその所属機関、研究機関、政府出捐機関等に対する監査
	第3 課	金融監督委員会及びその所属機関、研究機関、政府出捐機関等に対する監査
	第4 課	国税庁及びその所属機関、研究機関、政府出捐機関等に対する監査
産業環境監査局	第1 課	産業資源部、中小企業庁及び特許庁並びにその所属機関、研究機関、政府出捐機関等に対する監査
	第2 課	農林部及び農村振興庁並びにその所属機関、研究機関、政府出捐機関等に対する監査
	第3 課	情報通信部、科学技術部及び気象庁並びにその所属機関、研究機関、政府出捐機関等に対する監査
	第4 課	環境部及び山林庁並びにその所属機関、研究機関、政府出捐機関等に対する監査
	第5 課	韓国電力公社、大韓石炭公社、韓国ガス公社、韓国石油公社、大韓鉱業振興公社及び大韓貿易投資振興公社並びにその所属機関、研究機関、政府出捐機関等に対する監査
建設物流監査局	第1 課	建設交通部及びその所属機関、研究機関、政府出捐機関等に対する監査
	第2 課	海洋水産部及びその所属機関、研究機関、政府出捐機関等に対する監査
	第3 課	韓国空港公社、仁川国際空港公社、韓国鉄道公社及び韓国高速鉄道建設公団並びにその所属機関、研究機関、政府出捐機関等に対する監査
	第4 課	大韓住宅公社、韓国道路公社、韓国土地公社及び韓国水資源公社並びにその所属機関、韓国環境政策評価研究院に関する監査

第2 事務次長に所属する組織の監査対象

組織名	課	監査対象
社会福祉監査局	第1課	教育人的資源部及びその所属機関、研究機関、政府出捐機関等に対する監査
	第2課	保健福祉部、食品医薬品安全庁、女性家族部、青少年保護委員会及び国家報勲処並びにその所属機関、研究機関、政府出捐機関等に対する監査
	第3課	労働部及びその所属機関、研究機関、政府出捐機関等に対する監査
	第4課	文化観光部、放送委員会及び文化財庁並びにその所属機関、研究機関、政府出捐機関等に対する監査
行政安保監査本部	第1課	大統領秘書室、大統領警護室、法務部、検察庁、国家安全保障会議、国務総理秘書室、国務調整室（政府外郭研究機関は除外）、中央人事委員会、法制処、国政公報処、非常企画委員会、国民苦情処理委員会及び国家人権委員会並びにその所属機関、研究機関、政府出捐機関等に対する監査
	第2課	国会、最高裁判所、憲法裁判所、中央選挙管理委員会、民主平和統一諮問会議、統一部及び外交通商部並びにその所属機関、研究機関、政府出捐機関等に対する監査
	第3課	行政自治部及び警察庁並びにその所属機関、研究機関、政府出捐機関等に対する監査
	第4課	国防部、国家情報院及び兵務庁並びにその所属機関、研究機関、政府出捐機関等に対する監査
自治行政監査本部	監査1チーム	ソウル特別市及びその管轄内の基礎自治体に関する監査
	監査2チーム	仁川広域市及び京畿道並びにその管轄内の基礎自治体に関する監査
	監査3チーム	大田広域市、江原道、忠清北道及び忠清南道並びにその管轄内の基礎自治体に関する監査
	監査4チーム	釜山広域市、大邱広域市、蔚山広域市、慶尚北道及び慶尚南道並びにその管轄内の基礎自治体に関する監査
	監査5チーム	光州広域市、全羅北道、全羅南道及び済州特別自治道並びにその管轄内の基礎自治体に対する監査
特別調査本部	総括チーム	公職規律の点検と総括、対外協力の総括、模範的な公職者・組織の発掘、国家清廉委員会とその所属機関に関する監査事項など
	監察情報チーム	監査及び監察情報の総括と公職規律関連資料の管理
	調査1チーム	特別調査及び処理、腐敗行為申告事項の処理、機動監察及び監査院長が特別に指示する事項
	調査2チーム	特別調査及び処理、腐敗行為申告事項の処理、機動監察及び監査院長が特別に指示する事項
団 監査請求調査	民願（請願）調査チーム	請願業務の総括、監査院請願申告センター等の運営、請願行政担当公務員に対する法令解釈などの諮問支援、請願申告及び監査請求事項受付請願の調査及び処理など
	監査請求調査チーム	監査請求業務の総括（国会監査請求事項は除外） 国民監査請求委員会の運営、監査請求事項の調査及び処理（国会監査請求事項は除外）

参考資料 1 行政自治部の各組織別の業務内容

革新企画官	
部内革新戦略チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・部内革新業務の総括、調整及び支援 ・部内革新に関する戦略策定 ・部内革新課題の発掘、選定及び管理 ・部内政策品質管理制度の運営及び総括 ・部内組織診断及び評価を通じる組織及び定員の管理及び診断変化及び革新管理 ・部内組織文化革新に関する事項 ・提案制度の運営及び部内行政能率向上に関する企画及び調整 ・部内革新評価体制の構築及び運営 ・部内革新成果の評価 ・部内革新教育計画の策定及び施行 ・部内革新学習及び研究 ・部内知識管理システムの運営及び改善 ・行政需要変化による随時組織改編及び次年度の所要定員の算定及び運営 ・その他、革新企画官内の他のチームの主管に属しない事項
成果管理チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・部内成果管理基本計画の策定 ・部内成果管理業務の総括、調整及び支援 ・部内成果管理システムの構築及び運営 ・部内業務処理手続きの分析及び改善 ・部内業務及び課題管理制度の運営と業務自動化の推進 ・部内成果管理指標の開発及び管理 ・部内多面評価制改善など人事革新の推進 ・部内統合行政革新推進の管理及び調整
部内情報化チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・部内情報化基本計画の策定及び推進 ・部内情報化業務の総括、調整及び支援 ・部内情報化を通じる行政業務の効率的推進に関する事項 ・部内情報資源管理計画の策定及び推進 ・行政自治部ホームページの構築、運営及び改善 ・部内業務管理システムの構築及び運営 ・部内情報資源保護及び情報通信網の構築及び運営 ・部内電子文書システムの管理及び改善
顧客満足行政チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・部内請願業務の統制及び総括 ・請願（国民提案を含む）関連制度の改善 ・顧客管理対象業務の選定及びプロセス改善 ・顧客管理システムの管理及び運営に関する事項 ・顧客満足度向上のための計画策定及び施行 ・コールセンターの運営支援 ・顧客満足革新モデルの開発及び他の行政機関での普及

組織診断センター	
診断企画チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・中央行政機関と地方自治体の組織診断計画の策定、調整及び組織診断総括 ・公共部門に対する科学的組織診断技法及び指標の開発 ・中央行政機関及び地方自治体の組織診断専門人材育成支援 ・診断専門機関及び専門家間協力体制の構築 ・中央行政機関及び地方自治体の診断に対するサポート及び諮問 ・その他、組織診断センター内他のチームの主管に属しない事項
中央診断チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・中央行政機関の組織及び定員運営などに関する診断 ・一般行政、安全管理、経済産業、福祉環境及び教育文化など中央行政機関の分野別機能診断 ・多数部処関連又は主要懸案機能に関する診断 ・中央行政機関の組織運営及び機能管理に関する相談及び支援 ・中央行政機関の中期人材運営計画の策定に対する支援
地方診断チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体の機能、人材などに関する診断 ・地方自治体の機能及び人材の適正化方策の策定及び標準モデルの開発 ・地方自治体の標準組織診断指標及び診断技法の開発 ・地方自治体中期基本人材運営計画の策定に対する支援 ・地方自治体の機能連携モデルの管理及び改善

監査官	
監査総括チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・行政監査制度の運営及び行政監査計画の策定及び調整 ・行政自治部及びその所属機関に対する監査 ・傘下団体に対する監査 ・所属公務員の財産登録、贈り物申告及び就業制限に関する業務 ・中央懲戒委員会に対する懲戒議決要求及び訴請に係わる業務 ・他の機関による行政自治部及び所属機関に対する監査結果の処理 ・監査結果に対する再審の処理及び監査に関する事後管理 ・監査業務の総合計画、調整及び推進 ・部内腐敗防止総合対策の策定及び推進 ・その他、監査官内の他のチームの主管に属しない事項
地方監査チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体に対する総合監査及び部分監査 ・部内主要政策に対する推進状況の点検及び問題点の分析及び評価 ・地方行政制度の改善対象業務の発掘、通報及び改善勧告 ・住民監査請求制度の運営及び実地監査
調査チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・本部、所属機関、地方自治体に対する綱紀監査及び脆弱分野に対する特別監査 ・公務員の不正に係わる陳情及び請願並びに長官及び次官指示事項の調査、処理 ・職務監察のための機動監察隊の運営 ・公務員の不祥事に係わるマスコミ報道並びに司法機関の諜報事項に対する調査及び処理 ・請願不条理告発の窓口の運営及び処理状況分析 ・陳情や請願の調査及び処理

第1次官	
議政官	
議政チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・国璽、大統領職及び国務総理職印の管理 ・国務会議及び次官会議の運営及び議案整理 ・国務委員及び次官団に係わる行事 ・国会との連絡業務 ・政府初顔合わせ、新年挨拶会などの年末年始行事 ・公務員通勤車の貸借及び運営 ・優秀公務員などに対する産業視察業務 ・国旗及び国紋章など国家象徴の管理 ・祝日慶祝行事に関する事項 ・大統領就任式に関する事項 ・国葬及び国民葬の執行並びに国家主要人事葬儀の補助 ・国賓迎接並びに大統領の外国訪問歓送及び歓迎行事 ・前職大統領の礼遇業務 ・法廷記念日の管理 ・国家儀典制度の研究及び改善 ・その他、叙勲チームの主管に属しない事項
賞勲チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・叙勲に対する計画の策定並びに制度の研究及び運営 ・各種書訓に関する事項 ・中央功績審議会の運営 ・大統領及び国務総理伝授の褒賞及び行事に関する事項 ・書訓記録及び書訓者記録カードの管理 ・各種褒賞統計に関する事項 ・叙勲管理システムの管理及び改善
運営支援チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・保安、官印の管理 ・文書の分類、審査、編纂、保存及び管理 ・行政自治部所属公務員の服務、年金及び給与 ・物品の購買及び調達、国有財産及び物品管理 ・資金の運用、会計及び決算 ・行政自治部所管の一般会計国有財産の管理 ・部内請願業務の統制及び総括
人事革新チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・行政自治部所属公務員の採用、昇進、転職など任用に関する事項 ・行政自治部所属公務員の教育訓練など能力発展に関する事項 ・行政自治部所属公務員の叙勲に関する事項 ・その他、人事関連統計の作成及び維持に関する事項

政策広報管理本部	
財政企画チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部内各種政策及び計画の策定、総合及び調整 ・ 主要業務計画の指針策定、総合及び調整 ・ 国会及び政党との協働業務に対する総括及び調整 ・ 予算の編成及び執行の調整 ・ 主要事業の進捗把握及び施行結果の審査評価 ・ 各種公約、指示事項の管理 ・ 指導訪問計画の調整及び統制 ・ 部内委員会及び傘下機関の現況管理 ・ 行政管理調査並びに行政統計の作成及び分析 ・ 上記以外の政策広報管理本部内の他のチームの主管に属しない事項
法務行政チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令案の審査 ・ 訴訟事務の総括及び行政審判業務 ・ 法規集の編纂及び発刊 ・ 行政自治部所管法令質の返事の総括 ・ 法令及び条約の公布並びに官報の発刊 ・ 抗告決定に対する再審査要求 ・ 行政制度改善計画の策定並びにその執行の指導及び監督 ・ 報告審査及び管理
国際協力チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部内国際協力推進に係わる総合計画及び発展方向性の策定 ・ 国連(UN)、経済協力開発機構(OECD)などの国際機関及び他の国との政府革新及び電子政府協力事業推進に関する事項 ・ 部内の他部署の国際交流業務のサポート及び国際会議などの国際行事参加に関する事項 ・ 政府革新、電子政府などに係わる事項の海外動向把握及び国際広報推進 ・ 政府革新、電子政府などに係わる事項の海外広報及びベンチマーキング支援 ・ 行政自治部所属の海外派遣官の管理 ・ 国際協力に係わる他の部処の業務協力に関する事項 ・ その他、部内他の部署の主管に属しない国際協力に係わる事項

広報管理官	
広報管理チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長官、次官のブリーフィングなど政策広報 ・ マスコミに係わる業務の支援、協力、行事開催及び統計管理 ・ 報道資料管理、分析、報告、誤報及び歪曲報道に対する対応並びに健全な批判の分析及び管理 ・ 部内政策議題の管理 ・ 部内主要政策発表時の打ち合せ及び政策広報点検会議の運営
企画広報チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部内政策広報戦略の策定、企画及び広報 ・ 政府中央庁舎の電光板の企画及び運営 ・ 広報プログラムの企画及び運営

倫理福祉政策官	
公務員団体サービスチーム	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員サービス制度の調査研究、改善及び運営 ・公務員懲戒制度、第1中央懲戒委員会及び第2中央懲戒委員会の運営 ・懲戒免職者に対する管理 ・懲戒制度の運営実態の確認及び点検 ・公務員職場協議会制度の運営及び改善 ・公務員労働組合との団体交渉及び団体協約締結に関する事項 ・公務員団体に係る世論調査及び広報 ・公務員団体に係る業務の教育 ・公務員団体に係る葛藤及び紛争の管理 ・官公庁の公休日制度、当直制度、非常勤務制度、公務員証制度及び公務国外旅行制度に関する事項 ・サービス実態の確認及び点検に関する事項
年金福祉チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員年金制度の研究及び改善 ・公務員年金管理公団の制度管理、指導及び支援 ・公務員年金管理業務の指導及び支援 ・公務員年金基金運用審議会の運営 ・公務員年金給与再審委員会の運営 ・公務員年金財政の長期見込み分析及び評価 ・公務員の健康管理、教養、情緒涵養などに関する事項 ・退職予定公務員に対する社会参加支援
公職倫理チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・公職者財産登録、審査及び公開に関する事項 ・公職倫理制度改善のための政策課題の発掘及び制度化 ・公職者財産審査技法の開発及び研究 ・財産登録自動検索プログラムなど電算システムの開発及び運営 ・公職者の贈り物申告に関する事項 ・退職公職者の再就業制限に関する事項 ・政府公職者倫理委員会の運営に関する事項 ・株式白紙信託制度（公職者の職務関連株式の保有を監視する制度）の運営 ・株式白紙信託審査委員会の運営

政策革新本部	
革新戦略チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・革新に関する総合計画の策定及び総括及び調整 ・革新に関する法令の制定及び改訂並びに制度の研究及び改善 ・政府革新ネットワークの構築 ・革新の戦略と実践プログラムの開発及び活用 ・革新課題の発掘及び課題の選定 ・共通革新課題の管理 ・革新課題別推進方向の設定並びに指針の策定及び施行 ・革新課題別推進状況の管理 ・政府革新・地方分権委員会及び各部処の革新業務を担当する組織に対する支援 ・革新に係わる国際機関及び外国政府との協力 ・政府革新管理委員会の運営
革新評価チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・革新活動の診断及び評価計画の策定 ・革新活動の診断並びに評価制度の研究及び改善 ・革新活動の評価指標及びマニュアル開発 ・革新活動の診断及び評価 ・革新評価団の構成及び運営 ・革新成果に対する補償体系の研究及び開発 ・部署別革新活動の成果管理 ・革新評価体制の構築及び調整 ・革新成功モデルの開発及び普及
教育開発チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・革新に係わる教育計画の策定及び施行 ・革新に係わる教育プログラムの開発及び普及 ・革新のための学習及び革新研究に関する事項 ・革新に係わる公務員教育課程の開設支援 ・分野別革新専門家グループの管理及び運営 ・国内外革新関連資料の収集及び分析 ・革新成功事例の発掘及び学習システムの構築 ・革新ワークショップ及びシンポジウムの開催に関する事項
知識行政チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・政府知識行政基本計画の策定 ・行政知識管理制度の研究及び改善並びに政府知識管理活性化支援 ・政府機関間の知識協力増進、政府内外の知識ネットワークの構築及び拡張などに関する事項 ・政府知識管理システムの運営及び利用促進 ・政策研究用役管理制度の運営及び改善 ・行政能率向上に関する企画及び研究 ・各行政機関の行政文化革新及び事務環境の改善 ・行政業務処理手続きの再設計、多数の部処に係わる政府業務プロセス革新に関する事項 ・文書、官印、書式、業務便覧、政策実名制など事務管理制度の運営及び改善 ・政府電子文書流通システムの管理及び運営 ・目標管理制度の運営及び改善 ・公務員提案制度の運営及び改善 ・公用車管理制度の運営
制度革新チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・行政制度の改善事項発掘及び改善 ・請願行政制度の運営、改善及び評価 ・他の行政機関を利用した請願処理制度の運営支援 ・行政機関の請願施策発掘及び拡散 ・国民提案制度の運営 ・行政相談委員の委嘱及び管理 ・請願行政に関する世論収集 ・電子請願共通基盤サービスの発掘、開発及び普及 ・電子的請願処理の情報化促進及び活性化 ・統合された電子請願窓口の開発及び管理 ・行政サービス伝達体系の企画及び改善 ・行政サービス検証制度の運営及び改善

公開行政チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共機関の情報公開制度の運営 ・ 情報公開に関する政策の策定及び制度の改善 ・ 情報公開基準の策定及び情報公開運営実態の評価 ・ インターネット情報公開システムの構築及び運営 ・ 行政手続制度の運営、研究及び改善 ・ 行政手続制度に対する教育及び広報 ・ 国政参加制度の企画、導入及び運営 ・ 新知識人制度（産業・文化等の各分野で優良なアイデアを持った人材を表彰するとともに、これらのアイデアを広く共有しようとする取り組み）の研究、改善及び運営
---------	---

組織革新団	
組織企画チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府の組織及び定員管理に関する総合計画の策定及び調整 ・ 政府組織に係わる制度の企画、運営及び調整 ・ 行政組織改編及び機能調整などによる行政機関間の人材の再配置などに関する事項 ・ 行政機関の組織及び定員の管理並びに関連法令に対する協議 ・ 中央行政機関の総額人件費制度導入及び運営支援 ・ 多数部処に係わる職制及び機能の総括及び調整 ・ 行政機関の組織及び定員に関する資料の管理及び編纂 ・ 中長期政府人材需給及び運営計画の策定及び施行 ・ 中央行政機関の組織及び定員運営に関する診断及び評価 ・ 公共部門に対する科学的組織診断体制及び技法の開発 ・ 行政機関の組織診断評価専門人材育成支援 ・ 行政機関の変化管理に対するサポート及び諮問 ・ 政府の役割及び機能に関する政策の企画 ・ 政府組織革新戦略の策定 ・ その他、組織革新団内の他のチームが主管に属しない事項
組織管理チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員総定員制度及び次年度の所要定員の運営及び総括 ・ 責任運営機関の設置、運営及び制度の改善 ・ 責任運営機関の組織及び定員の管理 ・ 責任運営機関評価委員会の運営及び評価結果の公表に関する事項 ・ 別途定員の承認、管理及び制度の運営 ・ 契約職公務員の定員管理に関する事項 ・ 定員監査計画の策定及び施行
機能分析チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府機能連携モデルの管理及び改善 ・ 機能分析など組織開発計画の策定及び施行 ・ 政府委員会の管理及び整備総括 ・ 政府組織モデルの開発及び定員管理制度の研究及び改善 ・ 行政権限の委任及び委託に関する事項 ・ 特別地方行政機関の組織及び定員の管理

電子政府本部	
戦略企画チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・電子政府政策の策定、推進及び調整 ・次世代電子政府政策及び中長期事業計画の策定及び推進 ・電子政府支援事業基本計画の策定及び運営 ・電子政府支援課題の検討、選定及び管理総括 ・電子政府中長期財政運営政策の策定及び推進並びに電子政府財源の調達及び管理 ・行政機関の電算要員需給計画の策定及び施行 ・電子政府に係わる業務の省庁間調整に関する事項 ・中長期及び年度別電子政府事業評価計画の策定及び施行 ・行政機関ホームページの研究、評価及び改善に関する事項 ・電子政府政策の調査、研究及び白書発刊 ・電子政府事業管理標準指針の開発及び普及 ・電子政府事業支援及び行政情報データベースの構築に係わる分析及び研究 ・公共部門の電子政府事業推進支援 ・多数行政機関に係わる電子政府事業の推進支援 ・立法府、司法部など憲法機関の電子政府事業推進支援 ・電子政府具現のための施策事業及び試験事業の発掘及び推進 ・電子政府広報、参加及び利用活性化に関する事項 ・電子政府に係わる官民協業体系の形成に関する事項 ・電子政府に係わる国際機関及び外国政府との協力 ・電子政府に係わる国際指数向上方案の用意及び推進 ・南北朝鮮間の電子政府交流及び協力に関する事項 ・電子政府戦略開発室運営支援 ・電子政府事業支援機関の育成及び支援 ・情報化責任官協議会の運営総括 ・電子政府分野における政府革新・地方分権委員会に対する支援 ・行政情報共有推進委員会に対する支援 ・文書業務減縮計画の策定及び推進に関する事項 ・その他本部内の他のチームの主管に属しない事項
電子政府制度チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・電子政府に係わる法令及び制度の研究及び改善 ・法令整備関連の電子政府支援事業の検討、選定及び管理 ・法令整備関連の電子政府支援事業の成果評価 ・行政情報資源に係わる法令及び制度の研究及び改善 ・地域情報化促進に係わる法令及び制度の研究及び改善 ・電子政府業務のアウトソーシング基準及び管理体系の開発及び拡散 ・公共機関の個人情報保護政策の研究、企画及び調整 ・公共部門の個人情報保護制度に対する研究、改善及び運営 ・公共機関の個人情報保護対策策定、推進 ・公共機関の個人情報保護及び利用便宜向上 ・公共機関の個人情報保護に係わる実態調査及び教育支援 ・公共機関が保有した個人情報化であるリスト集の発刊及び配布 ・個人情報保護審議委員会の運営
行政情報化チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・行政情報化政策の研究、企画及び調整 ・行政情報化基本計画の策定及び推進 ・行政情報化関連電子政府支援事業の検討、選定及び管理 ・行政情報化関連電子政府支援事業の成果評価 ・行政情報化推進分科委員会及び地方自治情報化分科委員会の運営 ・行政機関の行政情報化計画の総括、調整及び支援 ・地方自治体情報化計画の総括、調整及び支援 ・中央及び地方自治体の行政情報化施策事業の発掘推進・普及 ・行政業務の電子化促進に関する事項 ・行政情報の電子的提供に関する事項 ・業務管理のシステム化に関する事項 ・行政機関のオンライン遠隔勤務導入及び利用促進に対する支援

	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体業務の情報化に係わる中央部処情報化業務の協力及び支援 ・地方自治体情報化の現況、分析、評価及び改善に関する事項 ・地方自治体に対する情報化支援と係わる法人及び団体の育成支援 ・行政機関の共同活用ソフトウェア開発、普及及び拡散に関する事項 ・国家機関共同活用ソフトウェアの維持管理支援 ・地方自治体情報化支援を通じる地方行政の効率性向上 ・地方自治体のソフトウェア開発業務の総合及び調整 ・地方自治体の効率的な情報化推進のための重複投資防止対策の研究及び施行 ・地理情報体系を活用した地域応用サービスの開発及び利用に関する事項
サービス情報化チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス情報化政策の研究、企画及び調整 ・サービス情報化基本計画の策定及び推進 ・サービス情報化関連電子政府支援事業の検討、選定及び管理 ・サービス情報化関連電子政府支援事業の成果評価 ・地方自治体の地域情報化事業支援 ・次世代電子政府サービスの開発及び運営 ・電子政府代表ポータルシステムの構築運営 ・行政情報共有計画の策定及び共有センターの設置・運営 ・行政機関主要対象の電子化促進支援 ・電子政府サービスの利用活性化に関する事項 ・行政情報の対国民電子的提供に関する事項 ・地域住民の情報化能力向上のための各種施策の開発及び施行 ・地方自治体の地域文化、歴史、生活情報コンテンツの構築支援 ・地域間情報格差解消のための事業の推進及び支援 ・未来の地域情報共同体造成及び拡散 ・農村の情報化モデル地区の企画、選定及び制度の改善
電子政府標準化チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・電子政府事務に係わる標準化政策の策定及び推進 ・電子政府事務に係わる標準化制度の研究・改善 ・電子政府事務に係わる標準の制定及び普及 ・政府電算機名前及び住所の制定及び普及 ・電子政府用多機能事務機器規格の制定・改訂 ・行政標準コードの管理 ・政府ディレクトリ管理 ・電子政府共通サービス(情報通信部及びその所属機関に関する職制第44条の2第6号の規定による事項を除く)の開発及び管理 ・行政情報データベースの共有環境構築のための標準の開発(情報通信網利用促進及び情報保護などに関する法律第8条第1項の規定による事項を除く)及び普及拡散 ・行政情報データベースの構築支援事業基本計画の策定及び施行 ・行政情報データベース構築支援事業の検討、選定及び管理 ・行政情報データベース構築支援事業の成果評価
情報資源管理チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・行政情報資源管理政策の研究、企画及び調整 ・行政情報資源管理のための基本計画の策定及び施行 ・行政情報資源の管理、普及及び支援 ・行政情報資源管理指針の作成及び普及 ・行政情報資源管理に係わる施策事業の発掘及び推進 ・情報資源管理分野における電子政府支援事業の検討、選定及び管理 ・情報資源管理分野における電子政府支援事業の成果評価 ・行政機関の電算環境改善及び支援 ・行政機関間の統合、連携関連情報通信網の構築及び運営方策の用意 ・地方自治体の情報通信網企画、調整、改善及び指導 ・行政通信業務に係わる法令及び制度の研究及び改善 ・行政情報通信網の装備運営 ・全国単一行政電話網の企画及び調整並びに地方行政通信業務の改善及び指導 ・全国単一行政電話網のインターネット電話構築及び運営 ・無線、衛星通信及び全国的な行政電話網を利用した電子政府サービスの開発、普及及び支援 ・全国単一行政電話網保安業務の推進、改善及び指導

電子政府保安チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・電子政府関連住民サービス分野の保安制度及び政策の策定及び推進 ・電子政府関連住民サービスシステムの保安管理方策の策定及び推進 ・電子政府保安教育計画の策定及び推進 ・電子政府保安新技術の導入及び運用 ・行政機関情報通信網保安システムの導入及び構築 ・行政情報保護システムの選定及び普及 ・電子政府住民サービス保護及びシステム障害復旧対策の策定及び施行 ・行政電子署名認証体系の政策及び企画 ・行政電子署名認証体系の構築及び運営 ・電子政府に係わる暗号システムの適用業務選定 ・電子政府に係わる暗号システムの構築及び運営 ・オンライン遠隔勤務システムの運営 ・統合保安管制システムの運営、維持及び管理 ・電算システムの装備運営
-----------	--

情報化能力開発センター	
情報化教育企画チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・情報化能力開発センター基本計画の策定及び推進 ・情報化総合教育計画の策定及び推進 ・情報化担当公務員の専門性向上のための教育計画の策定及び推進 ・情報化責任官及び管理職公務員情報化教育計画の策定及び推進 ・国家及び地方公務員の情報化能力向上のための各種施策の策定及び推進 ・情報化教育課程及び技法の研究開発 ・公務員情報化能力発展のための競技大会の運営 ・公務員の情報活用能力診断及び力量強化のための教育プログラムの設計 ・オーダーメイド型情報化教育プログラムの開発及び提供 ・情報化教育訓練機関間協力 ・電子政府クラスメディアの発刊及び配布 ・情報化教育に関する広報及びホームページの運営 ・対国民サービス広報及び利用活性化に関する教育 ・その他、情報化教育運営チームの主管に属しない事項
情報化教育運営チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員情報化教育運営計画の策定、運営及び評価 ・情報化力量強化のための計画の策定及び専門教育の運営及び評価 ・公務員の情報技術専門教育 ・公務員の情報活用専門教育 ・サイバー情報化教育に関するコンテンツの開発及び教育運営 ・公務員教育訓練に係わる法令によって委託を受けた情報化教育 ・情報化教育に必要な標準教育教材の発刊 ・公務員の情報化教育に係わる学士管理及び情報化専門人材の教育履歴管理 ・情報化教育運営管理システムの管理 ・教育施設、資料室、電算装備の運営及び管理 ・その他、情報化促進のために必要な教育に関する事項

第2次官	
安全政策官	
安全企画チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民防衛、災害関連法令及び制度の研究及び改善 ・ 民防衛業務に関する各中央行政機関間の業務調整 ・ 中央安全管理委員会、調停委員会及び分科委員会の運営支援 ・ 中央災害安全対策本部の運営等の消防防災庁との業務協力及び支援 ・ 政府合同中央收拾支援団及び海外災害対策支援団運営に対する協力 ・ 非常事態宣言及び特別災難地域宣言の建議、予報及び警報発令に対する支援 ・ 災害に関連した動員命令の支援 ・ 国家安全管理基本計画、執行計画及び市・道安全管理計画など安全管理計画の策定及び総合及び調整 ・ 人材動員計画の策定及び資源管理 ・ 統合防衛業務に対する支援 ・ 非常企画委員会など関係省庁との業務協力 ・ その他、国家基盤保護チームの主管に属しない事項
国家基盤保護チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家基盤体系の災害に係わる事項の総括、調整及び支援 ・ 国家基盤体系保護に関する統合支援計画の策定及び施行 ・ 国家基盤体系保護に関する安全管理執行計画の協議及び調整 ・ 国家基盤体系保護に関する国家安全管理基本計画及び市・道安全管理計画の調整等 ・ 国家基盤体系保護に関する市・道安全管理計画策定指針の運営 ・ 中央行政機関及び災害管理責任機関の国家基盤体系保護に関する安全管理執行計画の報告、修理及び管理 ・ 国家基盤体系保護に係わる中央安全管理委員会分科委員会の構成及び運営 ・ 国家基盤体系保護に関する中央災害安全対策本部の構成、運営及び地域対策本部長の指揮及び支援 ・ 国家基盤体系の麻痺時の対応、收拾及び復旧のための中央行政機関間の協議 ・ 国家基盤体系保護に係わる非常事態宣言及び特別災害地域宣言の建議 ・ 国家基盤体系保護に関する政府合同中央收拾支援団の構成及び運営 ・ 国家基盤体系保護に係わる予報及び警報の発令に関する事項 ・ 災害收拾のための行政及び財政上の措置要求に関する事項 ・ 国家基盤体系保護に係わる分野別及び段階別対応案内書の総合作成及び管理 ・ 国家基盤体系保護管理システムに対する周期的点検、評価及び補完 ・ 国家基盤体系保護に係わる災害状況室の設置、運営及びモニタリング

地方行政本部	
地方革新戦略チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方行政、財政、税制分野などに係わる地方革新の基本戦略の策定 ・ 地方自治体の革新サポート総括 ・ 年度別地方自治体革新推進ロードマップの作成及び管理 ・ 地方自治体革新課題の発掘及び推進計画の策定 ・ 地方行政革新協議会など革新ネットワークの構築及び運営 ・ 地方行政革新標準マニュアルの作成 ・ 革新モデル地方自治体の指定及び運営 ・ 地方自治体モデル教育及び学習支援 ・ 地方行政革新広報 ・ その他、地方行政に関し他の本部及びチームの主管に属しない事項
地方革新管理チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体革新課題の推進状況の点検及び管理 ・ 地方自治体行政、財政、税制分野など統合成果評価管理システムの構築 ・ 地方自治体革新評価システムの導入及びモデル評価実施 ・ 地方自治体革新力量の診断及び分析 ・ 地方自治体革新事例競技大会及び革新博覧会開催などの革新優秀事例の発掘及び拡散
自治行政チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治支援行政の総合及び調整 ・ 地方自治体の国際協力業務支援 ・ 地方行政に関する世論の収集 ・ 地方自治体所属国家公務員の任用及び提案 ・ 地方自治体の人事運用に対するサポート及び勧告 ・ 国家と地方自治体間の公務員人事交流の協議・調整支援 ・ 地方自治体相互間の公務員人事交流の支援 ・ 統一に備えた自治行政制度に関する事項及び以北5道に対する指導及び監督 ・ 地方自治体間協力制度の運営及び発展 ・ 地方自治体間の紛争調停支援 ・ 中央行政機関及び地方自治体間協議調整機構の運営支援 ・ 広域行政に関する制度運営及び研究
自治分権制度チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治制度の総括企画、研究及び改善 ・ 地方自治中長期発展方案の研究、計画策定及び施行 ・ 地方自治体条例及び規則の審査及び運営支援 ・ 地方議会制度の研究及び改善 ・ 地方議会の運営支援 ・ 地方分権の推進に係わる業務の総括及び調整 ・ 地方分権に係わる課題の発掘、推進指針の策定及び施行、推進状況の管理及び評価等 ・ 国家と地方自治体間の事務配分に関する研究及び地方自治体間の事務再配分支援等 ・ 地方委譲委員会の運営及び支援 ・ 国家事務の中で地方委譲対象事務の発掘及び推進 ・ 地方自治体規制の発掘及び整備
地方人事女性制度チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員人事制度の研究及び改善 ・ 地方公務員補修及び厚生福祉制度の研究及び改善 ・ 地方公務員教育訓練制度の研究、改善及び運営支援 ・ 地方公務員服務制度（職場協議会分野を除く）の研究及び改善 ・ 地方公務員人事統計の作成及び維持 ・ 地方自治体人事情報システムの管理及び改善 ・ 大韓地方行政共済会の制度管理及び指導及び支援 ・ 地方自治体女性公務員の人事管理に関する調査、研究及び支援 ・ 地方自治体女性公務員の人事政策企画及び支援 ・ 地方自治体女性公務員の性差別事例などに関する予防、相談及び調査 ・ 地方自治体女性政策の評価及び支援 ・ 地方自治体女性公務員に対する教育訓練の支援 ・ 女性平等政策及び制度の研究、支援 ・ 地方自治体女性公務員の地位向上及び福祉増進に関する事項

<p>地方組織発展チーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体の組織及び定員に関する制度の立案及び研究 ・ 地方自治体の組織政策の企画、運営、総括及び調整 ・ 地方自治体の標準定員制モデル開発及び研究 ・ 地方自治体中期基本人材運用計画の策定 ・ 国家事務の地方委譲による地方自治体への人材移管協議 ・ 行政区域の廃置、分合及び名称変更並びに管区の調整 ・ 行政階層構造の発展方策の研究及び改善
<p>住民参加チーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種選挙、国民投票、住民投票に関する事項 ・ 住民召還制及び住民訴訟制度の研究 ・ 住民自治センターの運営サポート及び発展方案研究 ・ 民間部門との協力に関する制度の企画及び支援 ・ 行政に対する市民監視及び評価の支援 ・ 非営利民間団体支援法令の運営及び支援制度研究 ・ 非営利民間団体の管理及びフィランソロピーを遂行する市民団体に対する支援等 ・ 「新しい村」運動組織育成法令など国民運動団体に係る組織育成法令の運営及び研究 ・ 資源奉仕制度の改善及び運営 ・ ボランティアセンターの活性化支援 ・ 寄付金品募集に対する制度の改善などに関する事項
<p>住民制度チーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑制度の研究、改善及び電算システムの管理・運営 ・ 行政士制度の研究、改善及び運営支援 ・ 住民登録制度の研究及び改善 ・ 住民登録業務の指導及び支援 ・ 住民登録情報化事業の推進 ・ 住民登録電算情報センターの運営及び管理 ・ 住民登録個人情報保護政策の策定推進

地方財政税制本部	
財政対策チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方財政制度の研究及び改善並びに地方自治体の財政運営指導 ・ 中・長期地方財政計画並びに地方財政投資及び融資審査制度の運営 ・ 中央及び地方財政の連携及び地方財政統計の管理 ・ 地方財政情報化に関する事項 ・ 国庫補助金の管理並びに地方費負担の協議及び調整 ・ 長期未執行都市計画施設補償費の財源対策策定及び支援 ・ 地方自治体の予算編成及び決算指導 ・ 地方財政の分析及び診断並びに財政健全化に関する事項 ・ 地方財政評価制度に関する事項 ・ 地方自治体の債券及び債務管理制度の運営 ・ 地方自治体の基金管理及び金庫運営並びに自治宝くじ発行指導 ・ 地方自治体の財政執行支援 ・ 地方自治体複式簿記会計制度の導入及び運営 ・ 地方自治体の財務会計の運営指導 ・ 地方自治体の契約及び調達に関する制度運営 ・ 地方財政に係わる国際協力 ・ その他、地方財政税制本部内の他の部署の所管に属しない事項
交付税チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方財政調整制度の研究、改善及び統計管理 ・ 普通交付税基準財政需要、収入の算定及び割当 ・ 特別交付税の割当及び運用指導 ・ 地方交付税執行状況の分析及び評価 ・ 地方交付税インセンティブ及び減額制の運営 ・ 別途増額交付金の割当及び運営指導 ・ 地方財政調整財源資金管理 ・ 市、郡及び自治区間の財源調整制度の運営指導 ・ 分権交付税割当及び運営指導 ・ 地方税外収入の拡充、育成指導及び統計管理
地方税制チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税制に関する中長期政策の策定及び調整 ・ 地方税法令の制定、改訂など制度の研究及び改善 ・ 道税及び市郡税に係わる地方税制の研究及び改善 ・ 地方税の重課税、非課税及び減免制度の研究及び改善 ・ 地方税に係わる地方自治体の条例制定及び改訂に対する支援 ・ 外国の地方税制度に関する研究 ・ 自治税源拡充方案に対する研究 ・ 地方税救済制度の研究及び改善 ・ 地方税審議委員会の運営 ・ 課税適否制度の研究及び運営指導 ・ 地方税審査請求の受付、審査及び決定 ・ 監査院監査請求に対する意見書作成などに関する事項 ・ 地方税に係わる判例及び行政訴訟管理
地方税政チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税政の企画、地方税の課税標準に関する政策の策定及び調整 ・ 財産税の運営及び個別住宅価格の公示 ・ 不動産交付税の交付に関する調整 ・ 地方税収の推計 ・ 地方税政の情報化 ・ 統合地方税情報システムの構築

<p>地籍チーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地籍及び土地登録制度の企画及び立案並びに地籍関連法令の運営 ・地籍測量修行者に対する指導及び監督並びに地籍関連紛争の解決のための中央地籍委員会の運営 ・全国土に対する地籍再調査事業の推進 ・地籍不適合地の整理事業推進 ・地籍公簿管理及び情報化推進企画 ・大韓地籍公社予算、運営指導及び管理 ・道路名及び建物番号付与制度の研究並びに関連法令の運営 ・韓国土地情報システム(KLIS)の開発及び運営管理 ・地方自治体地理情報システム(GIS) 保安に係わる業務の指導及び管理 ・国家地理情報(NGIS) 体系の運営 ・地籍情報センターシステムの管理及び運営 ・筆地中心の土地情報システム管理及び運営 ・GPS 地籍測量基準網の構築運営及び新技術による測量方法の導入研究 ・統一に備えた北朝鮮地域の指摘再調査方案研究 ・不動産情報管理センターの構築、運営及び管理 ・共有土地分割に関する特例法令の運営
<p>不動産情報管理センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産情報管理発展計画の策定 ・不動産関連情報及びシステムの連携方案研究 ・不動産情報管理センター関連法令の運営 ・総合不動産税に対する支援 ・不動産関連情報の収集及び加工並びに基本統計の生産 ・不動産関連システムのコード体系標準化推進 ・不動産関連資料管理及び資料整備に対する支援 ・不動産情報管理システムの運営、維持及び管理 ・不動産情報管理関連協議会などの運営 ・不動産対策情報の審査、承認及び提供

地方均衡発展支援本部	
均衡発展支援チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・地域革新発展計画における地域開発事業関連指針の作成及び施行 ・地域革新発展施行計画推進実績評価 ・地域革新発展施行計画推進実績アセスメント整理及び国務会議報告 ・均衡発展のための地域統計管理及び情報提供 ・地域革新協議会の活性化 ・均衡発展政策成果の拡散のための支援 ・新活力事業の策定及び支援
暮らしやすい地域 企画チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・暮らしやすい地域作り事業の総括及び支援 ・暮らしやすい地域作り推進に関する基本計画の策定及び支援 ・暮らしやすい地域作り総合モデル研究及び開発 ・暮らしやすい地域作り総合モデル事業公募のための関連部処の選別事業総合支援 ・暮らしやすい地域作り総合モデル事業公募指針の研究及び開発 ・暮らしやすい地域作り優秀事例の普及 ・暮らしやすい地域作り事業の評価
暮らしやすい地域 管理チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・暮らしやすい地域作り主要課題の推進現況管理 ・暮らしやすい地域作り部署別試験事業の支援 ・暮らしやすい地域作り教育のための基本計画の策定及び施行 ・暮らしやすい地域作り政策広報計画の策定及び施行 ・暮らしやすい地域作り推進のための中央及び地方との協力体系構築及び支援 ・屋外広告物制度の改善及び運営地区
地域経済公企業チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体のエコノミックスポリシー、外国人投資促進政策、北東アジア経済中心政策などに対する支援 ・地方自治体の経済活性化政策及び振興政策並びに地方物価管理政策に対する支援 ・地方自治体の地域特化産業育成支援 ・市、郡、自治区特産物の保管、加工及び販売に係わる事項 ・地域経済の分析及び地域経済動向及び統計に係わる事項 ・地方自治体公共勤労事業の推進及び失業解消対策に係わる事項 ・市・道出資研究所救援の育成及び支援 ・地方公企業に係わる法令及び制度の研究、改善、統計の管理及び運営支援 ・地方公企業に対する経営評価、経営診断及び経営改善に係わる事項 ・地方公企業の労使管理に係わる事項 ・地方自治体地域開発基金制度の運営及び支援 ・地方自治体直営上下水道事業の経営支援 ・地方自治体の公営開発及び経営収益事業に係わる事項 ・地方公企業の予算、決算及び会計に係わる事項 ・地方自治体の共有財産及び品物管理に係わる事項 ・「新しい村」金庫制度の研究、改善及び運営支援
均衡開発チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・国家と地方自治体間の地域開発計画の企画及び支援 ・国家均衡発展事業の地域開発部門に係わる部処事業企画の支援 ・奥地、島嶼、接近地域など特殊地域開発事業の支援 ・小島邑の育成支援及び制度の研究 ・温泉の開発、利用及び管理に対する研究及び支援 ・地域住民定住与件の改善のための支援及び協力 ・広域市道、市道、地方道、群道、農漁村道路の整備、維持及び管理支援 ・地方自治体が管理する道路の構造改善事業及び児童保護区域事業に対する支援 ・自転車利用活性化計画の策定及び支援 ・公衆トイレなどの整備及び活性化並びに国際行事など計画の策定及び支援 ・地方自治体の社会基盤施設構築事業の支援 ・後進地域の住居環境改善計画の策定及び支援 ・平澤地域開発計画の策定及び支援 ・米軍供与地域周辺地域開発計画の策定及び支援 ・軍事施設周辺地域開発計画の策定及び支援

参考資料 2 中央人事委員会の各組織別の業務内容

総務課 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経理、会計及び決算 ・ 物品の購買、調達及び管理 ・ 国有財産管理及び運営 ・ 保安 ・ 文書及び官印管理 ・ 請願業務 ・ 非常時に対する準備並びに職場予備軍及び民防衛隊管理 	
政策広報管理官 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材、組織及び予算の効率的な活用及び持続的な業務革新 ・ 国政課題及び主要事業計画の策定及び推進 ・ 関連機関との協力関係強化及び各種人事政策に対する広報戦略策定 	
革新人事企画官団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会内の行政革新業務の総括 ・ 所属公務員の任用、服務、教育訓練など人事事務 ・ 組織及び定員管理 ・ 行政情報公開制度及び提案制度の運営 ・ 公約及び大統領指示事項管理 ・ 請願制度改善 ・ 主要事業進捗把握及び審査分析 ・ 行政審判及び訴訟の業務 ・ 法令案の審査及び協議総括
財政企画官団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種政策及び主要業務計画の総合及び調整 ・ 国会関係業務の総括及び調整 ・ 予算の編成及び予算事業構造調整
広報協力担当官	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要人事政策の対国民広報 ・ 各種人事政策の情報及び状況管理 ・ 言論媒体及び外信報道支援 ・ 外国及び国際機関との交流協力 ・ 人事行政関連の海外広報 ・ 委員会のホームページ管理及び運営

人事政策局	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員人事行政に関する基本政策の策定及び人事制度改革の推進 ・ 高位職公務員に対する採用及び昇進審査の効率性の向上 ・ 女性、障害者など公職内の少数集団に対する積極的人事政策の策定 	
政策総括課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員人事制度改革政策の策定 ・ 公務員人事行政運営基本方針の策定 ・ 国家公務員法令の運用及び管理 ・ 外国の公務員制度の分析 ・ 政府傘下機関及び民間企業人事制度の研究及び分析 ・ リストラ制度の運営 ・ 公務員人事監査及び指導及び支援 ・ 公務員職種、職群、直列及び職級の新設及び開発 ・ 委員会所管事項に対する公務員労働組合との団体交渉
任用管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3級以上公務員の任用提案審査及び5級以上公務員人事記録維持管理 ・ 派遣及び欠員補充の承認及び管理 ・ 大統領任免人事関連事項 ・ 課長級以下の中央及び地方間公務員の人事交流制度の策定及び施行 ・ 民間との人事交流 ・ 民間勤務休職、国際機関など休職制度の研究及び運営
均衡人事課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 均衡人事実現のための基本計画策定及び施行 ・ 女性公務員の人事政策 ・ 障害者公務員の人事政策 ・ 技術職公務員の人事政策 ・ 地方人材の公職任用の拡大及び運営 ・ 高齢化人事政策

人材開発局	
<ul style="list-style-type: none"> ・公職キャリアパスの多元化及び開放と競争による公職任用の活性化 ・国家公務員公採試験管理及び国内外の公務員教育訓練制度の先進化 	
人事企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員キャリアパス及び育成政策の策定及び調査研究 ・政府人材管理計画の策定及び運営 ・公務員採用候補者登録及び推薦 ・公務員キャリアパス計画の策定及び調整 ・公務員採用及び試験制度の調査、研究及び改善 ・修習5級公務員の人事管理 ・課長級以下開放型及び公募職位の運営
能力発展課	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員国内外教育訓練計画の策定及び運営 ・公務員国内外教育訓練関連の協議、調整及び改善 ・特別施策教育計画の策定及び実施 ・公務員教育訓練機関の指導、支援及びコンサルティング ・公務員教育訓練情報化事業 ・公務員国内外委託教育の実施 ・公務員採用のための国費留学制度の運営 ・公務員国外教育訓練交渉の指導及び支援 ・教育訓練国際交流協力 ・公務員研究集団の支援、官吏など ・公務員教育訓練制度の研究及び改善 ・教育訓練指針の策定及び関連法令運営 ・中央行政機関、教育訓練機関の教育訓練計画及び実績管理 ・政府ヒューマンキャピタル開発評価モデルの開発、評価、調査及び研究 ・中央行政機関の常時学習体制の運営及び支援 ・功労研修制度の運営
人材採用課	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員試験施行計画の策定及び運営 ・公務員試験の採点及び合格決定 ・5級一般昇進試験の要求書の審査 ・公務員特別採用及び転職試験要求書の審査 ・試験事務の指導、サポートなど
出題管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員試験出題計画の策定及び運営 ・公務員試験委員の委嘱及び名簿管理 ・公務員試験問題の編集及び管理

成果厚生局	
<ul style="list-style-type: none"> ・実績と能力による成果評価システム構築 ・公務員処遇及び福利厚生水準の向上に関する企画 	
成果企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員評価及び成果管理人事制度の運営 ・職務成果契約制の研究、改善及び運営 ・勤務成績評価制の研究、改善及び運営 ・4級公務員以上能力及び資質評価制度の研究運営 ・多面評価制度の研究、改善及び運営 ・外国及び民間の成果評価制度の調査及び分析 ・5級以下公務員の昇進制度の研究 ・成果賞与金制度の研究 ・成果管理カード制運営及び改善
職務分析課	<ul style="list-style-type: none"> ・職務分析総合計画の策定及び実施 ・職務分析関連法令及び指針の制定、改訂及び管理 ・職務分析技法の研究及び改善 ・職務等級制度の研究、改善及び運営 ・各行政機関職務分析実施及び教育支援 ・国家公務員法第23条の職位別職務等級の案設定及び協議に関する事項 ・機関及び職位特性別並びに活用目的別職務分析の実施及び支援 ・職位分類制度の研究及び導入
給与厚生課	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員の処遇改善及び厚生福祉総合計画の策定 ・公務員厚生福祉制度の研究、改善及び運営 ・公務員補修制度の研究、改善及び運営 ・公務員の職種別給料、諸手当及び旅費の調整 ・企業体、外国公務員などの補修及び厚生福祉制度の実態の調査 ・総額人件費制度の研究、改善及び各部処補修運営支援 ・オーダーメイド型福祉制度の研究、改善及び運営

高位公務員支援団	
<ul style="list-style-type: none"> ・高位公務員団制度導入のための国家公務員法など人事及び組織関係法令の制定及び改訂 ・職務成果級などをはじめとした教育訓練プログラム等の制度詳細施行方案の設計 ・制度施行のための関連部処協力及び広報計画の策定及び施行 	
支援企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・高位公務員人事革新方策の研究及び改善 ・高位公務員団制度の関連法令及び指針の制定、改訂及び管理 ・開放型公募職位制度の研究、改善及び運営 ・高位公務員団の人材移動及び配置の均衡維持及び調整 ・高位公務員人事交流制度の改善及び運営 ・高位公務員団制度運営関係機関との協議、調整及び協力 ・民間核心人材の採用及び養成制度の比較研究 ・主要国高位公務員団制度の比較研究、交流及び協力推進
人事審査課	<ul style="list-style-type: none"> ・高位公務員団の採用、昇進など審査 ・中央人事委員会の議事及び会議運営 ・人事審査関連資料及び世論調査 ・高位公務員団に属する公務員の新規採用のための職位の特定に関する協議 ・高位公務員団及び候補者プールの管理 ・高位公務員団に属する公務員の範囲に対する協議及び管理 ・高位公務員団の超過人員の管理及び研究改善 ・高位公務員団の適格審査制度研究 ・適格審査委員会の委員構成及び運営
力量評価課	<ul style="list-style-type: none"> ・高位公務員団の候補者養成課程及び運営計画の策定、教育対象者の選抜及び管理 ・力量評価の運営計画の策定 ・力量モデル構築及び力量評価制度の研究及び改善 ・力量評価プログラムの研究、開発及び維持管理 ・力量評価者の選抜、教育、管理及び監督 ・力量評価者訓練プログラムの開発及び評価者プールの管理 ・各中央行政機関の力量評価技法の開発及び運営支援 ・候補者養成課程運営関連及び力量評価結果データベースの構築、管理及び統計分析

人事情報官	
<ul style="list-style-type: none"> ・国家人材情報管理に関する政策策定並びに国家人材の発掘、調査及び分析による人材管理 ・人事行政総合情報化基本計画の策定並びに政府電子人事管理システム開発及び維持 	
人材調査担当官	<ul style="list-style-type: none"> ・国家人材の発掘及び調査総合計画の策定及び実施 ・分野別国家人材の調査及び発掘 ・高位公職候補者の公職適合性の検証 ・国家人材の分布現況の調査及び分析 ・少数分野人材の調査及び発掘
人材管理担当官	<ul style="list-style-type: none"> ・国家人材管理政策の開発及び基本計画の策定 ・国家人材データベースなど人材情報システム維持及び管理 ・各機関人事支援のための公職候補者情報提供及び推薦
人材情報化担当官	<ul style="list-style-type: none"> ・国家人材発掘及び調査総合計画の策定及び実施 ・分野別国家人材の調査及び発掘 ・高位公職候補者の公職適合性の検証 ・国家人材分布現況の調査及び分析 ・少数分野人材の調査及び発掘

参考資料 3 政府革新・地方分権委員会の各組織別の業務内容

部署名	役割
政策広報室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策広報計画の策定及び施行 ・ 部処、言論機関など対外協力に関する事項 ・ 広報関連刊行物の製作及び発刊 ・ 新聞及び放送モニタリング ・ 顧客データベース及び専門家人材プールの構築及び管理 ・ 委員会ホームページの構築及び管理 ・ 海外広報業務 ・ 委員長日程など秘書室機能
企画総務チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画策定及び予算編成調整管理 ・ 政府部処及び関係機関との対外連絡業務及び報告 ・ 国会業務総括 ・ 本会議及び運営委員会の運営 ・ 委員会の庶務、人事、予算、会計、品物管理など行政支援に関する事項総括 ・ 週、月ごとの業務計画管理 ・ 対外会議及び協助業務総括 ・ 委員会事業編成業務 ・ 大統領指示事項管理
行政／人事改革局 ・ 行政改革チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政改革ロードマップ課題(議題区分) <ol style="list-style-type: none"> 1. 成果中心の行政システム構築 2. 政府機能及び組織の再設計 3. 行政サービス伝達体系の改善 4. 顧客志向的請願制度の改善 5. 公職腐敗に対する体系的対応 6. 公職倫理意識の涵養 7. 行政の開放性及び透明性の向上 8. 市民社会との協働及び公益活動の支援 9. 総額人件費制度 10. 業務再設計と連携した人材の短・中長期活用計画の策定 ・ 大統領指示事項の管理及び遂行 ・ 行政改革特別課題遂行 ・ ロードマップ課題評価の協力及び支援 ・ 行政改革専門委員会、タスクフォース などの運営

部署名	役割
行政／人事改革局 ・人事改革チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・人事改革ロードマップ課題の管理 1. 開放型職位制度の活性化 2. 社会平衡的な人材登用 3. 成果中心の人事評価システムの構築 4. 透明で公正な人事システムの構築 5. 高位公務員団制の導入 6. 各部処人事能力の強化 7. 政府機関及び民間の人事交流の拡大 8. 専門性強化のための総体的教育訓練システムの開発 9. 共存的公務員労使関係の構築 10. 家族親和的勤務及び福祉制度 ・大統領指示事項の管理及び遂行 ・人事改革特別課題の遂行 ・財政税制特別課題の遂行 ・ロードマップ課題評価の協力及び支援 ・租税改革特別委員会及び財政税制専門委員会の運営
地方分権局	<ul style="list-style-type: none"> ・中央権限の画期的な地方委譲 ・地方教育自治制度の改善 ・地方自治警察制の導入 ・特別地方行政機関の機能調整 ・地方財政力拡充及び不均衡の緩和 ・地方税制制度の改善 ・地方財政の自律性の強化 ・地方財政運用の透明性及び健全性の確保 ・地方政府内部革新及び公務員的能力強化 ・地方選挙制度の改善 ・地方政府に対する民主的統制体制の確立 ・地方政府に対する評価制度の改善 ・中央及び地方政府間協力体制の強化

部署名	役割
財政税制局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政税制改革ロードマップ課題の管理 <ol style="list-style-type: none"> 1. 国庫補助金の整備 2. 国家均衡発展特別会計の新設 3. 特別会計及び基金の整備 4. デジタル予算会計システムの構築 5. 予算執行の自律性向上 6. 地方財政運営の自律性及び責任性向上 7. 総額配分自律編成方式の導入 8. 成果管理制度の改善 9. 安らかで和やかな財政 10. 国家財政運営計画の策定 ・ 財政税制ロードマップ課題中の部処の課題の点検 <ol style="list-style-type: none"> 1. 地方財政運営の自律性拡大 2. 地方財政制度の改善 3. 成果管理制度の改善 4. 公企業経営の革新 ・ 大統領指示事項関連の推進 ・ 租税改革特別委員会、 財政革新タスクフォースチーム、 租税改革タスクフォースチームなどの運営
電子政府／記録管理局 電子政府チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子政府業務の総括 ・ 電子政府 31 大ロードマップ課題の総括 ・ 情報資源管理革新小委員会の運営 ・ 働き方革新小委員会の運営 ・ サービス革新及び成果管理小委員会の運営 ・ 電子政府法制整備小委員会の運営 ・ 関連部処業務協の調整 ・ 電子政府委員会及びタスクフォースチーム協議会の運営
電子政府／記録管理局 記録管理チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記録管理革新課題タスクフォースチームの運営 ・ 記録管理法及び制度革新の点検及び支援 ・ 記録管理プロセスシステム点検及び支援 ・ 記録管理革新教育及び学習プログラムの用意
評価チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 革新分権課題の成果指標及び評価指針 ・ 革新分権課題の推進状況診断及び点検 ・ 委員会課題品質管理制度の導入及び運営 ・ 革新分権課題の調査、分析及び評価制度の運営 ・ 分析及び評価関連専門家の活用

参考資料 4 大韓民国の公務員制度の概要

1 公務員の種類及び分類

韓国の公務員は、「経歴職」と「特殊経歴職」の2つに大別される。「経歴職公務員」とは、実績と資格によって任用され、その身分が基本的に保障される公務員を指す。「特殊経歴職公務員」は、経歴職公務員を除いた残りの公務員を指し、「経歴職公務員」のような身分の保障はない。

また、「経歴職」と「特殊経歴職」は、それぞれ業務の種類等に応じて以下のように分類することができる。

<公務員の種類>

区分基準： 任用資格、担当職務の性格、身分保障、報酬などによる区分

根拠： 国家公務員法 第2条

公務員の種類

区分		内容
経歴職	一般職	技術、研究又は行政一般に対する業務を担当する職群及び職列に分類された公務員 例) 行政、技術、研究及び指導職の公務員
	特定職	法官、監査、外務、警察、消防及び教育の公務員、軍人、国家情報院の職員など、担当業務が特殊な資格、身分保障、服務などにあり、特別法が優先適用される公務員
	機能職	現業官署などで機能的な業務を担当する公務員 例) 事務員、交換員、警備員、衛生員、通信及び鉄道現業官署の職員など

区分		内容
特殊 経歴 職	政務職	選挙又は国会同意によって任用される公務員、高度の政策決定業務を担当又は補助する公務員 例) 国務総理、長官、次官、監査院長など
	特別職	特定業務を担当するために一般とは異なる資格基準によって任用された公務員 例) 国会首席専門委員、監査院事務次長、秘書官、秘書、非常計画業務担当官、労働委員会常任委員など
	契約職	国家と採用契約によって一定期間専門知識・技術が要求される又は任用に柔軟性が要求される業務に携わる公務員 例) 一般契約職, 専門契約職, 時間制契約職など
	雇用職	単純労務に携わる公務員

<公務員の職群・職列・職類>

また、上記の公務員の分類の下に、個々の公務員の専門性等に応じて、職群・職列・職類という分類が3段階で設けられている。

「職群」は職務の種類が類似している「職列」の集合であり、職群は職位分類の大単位になる。「職列」は公務員の人事と定員管理のベースとなる「公職分類の基準」として、職務の種類は類似しているものの、その責任と難易度等を考慮した分類である。さらに「職列」をまた詳しく区分したのが「職類」であり、「職類」は行政の専門性に応じて、公務員の採用と任用後の補職管理を合理化するために導入された分類である。

○公職の職群・職列・職類数

統轄表

区分	職群	職列	職類
一般職	2	3 1	9 4
研究職	2	1 2	4 2
指導職	1	3	1 2
機能職	1 1	2 2	3 7

職種別分類

区分	職群	職列	職類
一般職	計	3 1	9 4
	行政職群	1 4	2 3
	技術職群	1 7	7 1
研究職	計	1 2	4 2
	学芸職群	3	6
	技術職群	9	3 6
指導職	計	3	1 2
	農林水産職群	3	1 2
機能職	計	2 2	3 7
	逓信現業	1	1
	鉄道現業	1	1
	土木	2	3
	電信	4	4
	機械	3	4
	化学	1	1
	船舶	3	3
	農林	2	3
	保健衛生	3	4
	事務補助	1	1 1
	警護	1	2

※職列例

行政系： 行政、事務、教育行政、社会福祉、電算、庶務 など

技術系： 工業、農業、緑地、獣医、海洋水産、保険、食品衛生、医療技術、医務、薬務、
看護、環境、航空、施設、通信 など

※職類例

施設、施設造景、山林造景、山林資源、山林保護、山林利用、機械、電気、電子、原子力、造船、金属、繊維、化学、資源、物理、都市計画、土木、建築、地籍、測地、通信技術、送信技術、電子通信技術、船舶、水路 など

2 公務員の階級

韓国では、行政需要に合致した効率的な行政運営を実現するため、運用公務員の一般的な資格、能力、及び責任の度合いを基準にした階級制度が残されている。なお、大学卒業者を対象とした公開採用試験（日本の国家第Ⅰ種に相当）への合格者が最初に就く階級が「5級」、専門学校卒業者を対象とした公開採用試験（日本の国家第Ⅱ種に相当）への合格者が最初に就く階級が「7級」、高校卒業者を対象とした公開採用試験（日本の国家第Ⅲ種に相当）への合格者が最初に就く階級が「9級」となっており、各試験はすべて中央人事委員会において所管している。

また、法務部が行う司法考試並びに警察官及び消防士の採用試験については、別途、実施されている。ただし、警察官や消防士の採用試験については、実際には中央人事委員会で行っている試験制度がベンチマーキングされており、実質的には似たような試験制度となっている。

また、科学者や技術者（研究職や指導職に該当）を登用する「特別採用」については、採用そのものは各部処において独自に行われているものの、採用自体が妥当かどうかの審査は中央人事委員会において行っている。

さらに、機能職公務員の場合は「制限競争特別任用試験」という試験を受験し、合格者は最初に「機能10級」という職種に就くことになっている。

<公務員の階級制度>

○階級区分の目的

公務員の一般的な資格、能力及び責任の度合いを基準に階層を作り、行政需要に合致した効率的な運営のための制度である。

○根拠

国家公務員法第4条、公務員任用令第3条、研究職及び指導職規定第3条

○職種階級区分の現況

区分	階級区分内容	
一般職	9つの階級 *行政、公安職群及び技術職の公務員	1～9級
研究職	2つの階級	研究官、研究士
指導職	2つの階級	指導官、指導士
機能職	10の階級	機能1級～機能10級

(参考事項)

階級区分の変遷沿革

- 1948年11月(人事事務処理規則) : 15の階級
(1～15級)
- 1949年8月(国家公務員法) : 5の階級
(1～5級)
- 1949年11月(公務員任用令) : 7の階級
(3級及び4級を甲、乙にそれぞれ区分)
- 1950年12月(公務員任用令) : 6の階級
(4級を甲、乙にそれぞれ区分)
- 1961年4月(公務員任用令) : 9の階級
(2～5級を甲、乙にそれぞれ区分)
- 1981年6月(国家公務員法) : 9の階級
(1～9級)

3 公務員の任用制度

韓国の公務員の昇進や降格等に関する任用制度としては、「昇進任用制度」「降任制度」「補充／転職制度」「兼任制度」の4つが存在する。

1) 昇進任用制度

昇進任用制度とは、欠員補充をする方法として下位階級に在職している公務員の中から一定要件を満たした者を勤務成績、経歴、訓練成績及びその他の能力の実状に応じて優秀な者を上位階級に任用する制度である。

○ 根拠

- － 国家公務員法第40条、第40条の2、第40条の3、第40条の4
- － 公務員任用令第4章、公務員任用試験令第42条、第43条
- － 人事関係法令による人事管理指針（中央人事委員会例規第80号、2006.1.12）

○ 昇進任用対象基準

- － 1級公務員：下級公務員から任用
- － 2、3級公務員：同一職群中の下級公務員から任用
- － 4級公務員：同一職群中の下級公務員から任用

○ 昇進任用の方法

昇進任用には、「一般昇進」「特別昇進」「勤続昇進」の3種類が存在している。

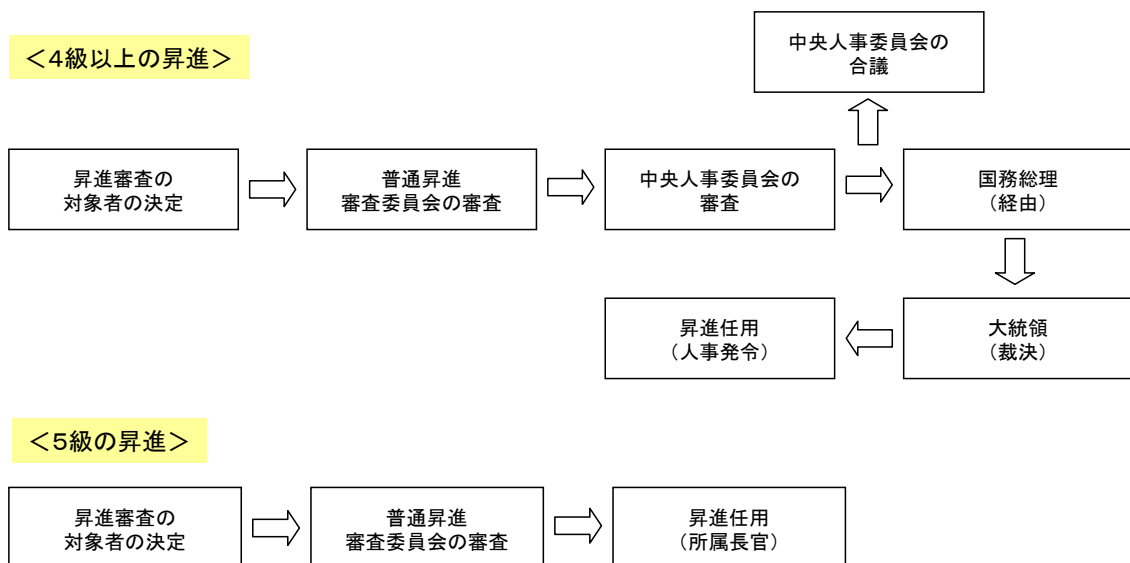
[一般昇進]

区分		手順及び方法
2級、3級及び4級の昇進		普通昇進審査委員会において審査（2級除外）→所属長官をはじめ複数の推薦→中央人事委員会の審査→任用提唱
5級及び7級以下並びに機能職の昇進		普通昇進審査委員会の審査（昇進候補者名簿で一定の順位の該当者）→任用
6級の昇進	審査昇進	普通昇進審査委員会の審査（昇進候補者名簿で一定の順位の該当者）→任用
	昇進試験	昇進試験の受験（昇進候補者名簿一定の順位の該当者）→任用
	審査又は試験並行	実施比率にある適性な均衡を維持

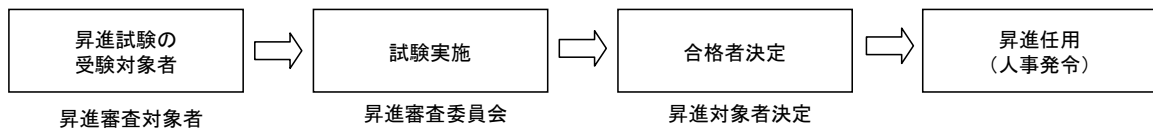
[特別昇進]

分類	対象	要件	昇進手続き
清白吏賞受賞者	4級以下及び機能職公務員	<ul style="list-style-type: none"> ・任用令第32条の規定による昇進任用制限を受けない者 ・昇進所要最低勤続年数到達者(ただし清白吏賞受賞者、職務遂行能力優秀者はそれぞれ1年短縮が可能) 	<ul style="list-style-type: none"> ・5級及び7級以下、機能職公務員 ：昇進審査(名簿順位は不問) ・6級公務員 ：昇進審査(名簿順位不問、一般昇進試験受験も可)
職務遂行能力優秀者	3級以下及び機能職公務員		
提案採択施行者	5級以下及び機能職公務員		
名誉退職者	2級以下及び機能職公務員	<ul style="list-style-type: none"> ・任用令第32条の規定による昇進任用制限を受けない者 ・名誉退職日の前日までの階級から1年以上在職者 	昇進審査等の手続きなしに昇進
公務で死亡した者	全階級	<ul style="list-style-type: none"> ・任用令第32条の規定による昇進任用制限を受けない者 	

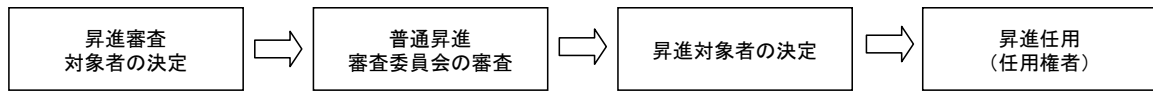
○ 昇進任用手続き



<6級の昇進>



<7級以下の昇進>



(参考事項)

[昇進所要最低勤続年数]

一般職	階級	9級	7、8級	6級	4、5級	3級以上
	所要年数	2年	3年	4年	5年	3年

一般職	階級	機能9、10級	機能7、8級	機能6級以上
	所要年数	1年6ヶ月	2年	3年

○ 昇進任用制限

懲戒処分要求、懲戒議決要求、懲戒処分、職位解除、休職及び試補任用期間中にある場合、懲戒処分終了後に一定期間を未経過の者

- － 停職：18日、減俸：12ヶ月、譴責：6ヶ月

懲戒に関して他の法律の適用を受ける公務員が、任用令による公務員になった場合、以前の身分で懲戒処分を受けて一定期間を未経過の者

- － 降格：終了日から24ヶ月
- － 謹慎など：終了日から6日

2) 降任制度

降任制度とは、職制若しくは定員の変更、予算の減少等で職位が廃職された際、又は降格されて課員になった際に、該当する公務員を一度、下位職級に任用した後、欠員が発生する場合に優先的に昇進任用する制度である。

○ 根拠

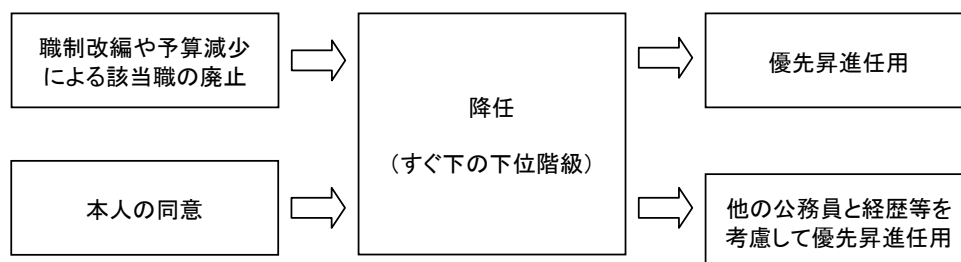
- － 国家公務員法第73条の4、公務員任用領第58条及び第59条（降任要件、範囲など）

- 降任要件
 - － 職制又は定員の変更、予算の減少等によって廃職又は降格されて課員になった場合
 - － 本人が同意した場合

- 降任範囲
 - － 一階級の下の下位階級の職位に任用する

- 降任者の優先昇進任用など
 - － 上位職級の欠員発生の際には、昇進の一般原則にかかわらず、優先的に昇進任用させる
 - － ただし、本人の同意によって降任された場合には、本人の経歴や行政機関の人材事情を考慮して、他の昇進予定公務員と適切な均衡を維持して昇進任用させる
 - － 降任された場合でも降任前の給料を支給する

- 降任の手続き



3) 補充及び転職制度

- 補充

公務員が不足した場合に、特定の専門性を持つ公務員を指定の上、補充することができる制度。ただし、補充してから1年（研究職、自主監査担当公務員は2年）以内の補充は原則として禁止となっているが、定められた一定の事由（12種類）に該当する場合は可能である*。

 - * 最も代表的な事由が、補充する職位に係わる2ヶ月以上の特殊訓練経歴や6ヶ月以上の勤務及び研究経歴がある場合である。この場合、局長級以上は中央人事委員会、その他は所属長官の承認が必要となる。
- ※ 専門分野別補職管理制度
 - ・ 部処内の組織をいくつかの専門分野と共通分野で区分する
 - ・ 能力、適性、専攻、希望などを考慮して専門分野を指定し、専門分野内から補充することができる

※ 専門職位制度

- ・ 特殊な専門性が要求される職位を「国際分野専門職位」及び「核心分野専門職位」に指定及び運営
- ・ 専門職位には専門官を補充して3年以上の長期勤務するように誘導し、人事及び処遇上のインセンティブを提供
- * 専門職位数当たり：3～15万ウォン、 外国語奨励加算金：4～8万ウォン

○ 転職

あらかじめ定められた要件を満たす場合、試験を経て他の職列に転職することができる制度。さらに、ある一定の要件に該当する場合は、転職試験が免除される。

- * 例えば、以前に在職していた職列に転職する場合、該当の資格証を所持する場合、行政職列と監査職列の相互間の転職の場合、職制改編で補任職級が変更された場合、同一職群内の2、3級公務員の転職などが該当する。ただし、一部特別採用者（3年または5年間）と研究・指導職（7年又は10年間）の場合は、任用後の一定期間内の転職が制限される。

4) 兼任制度

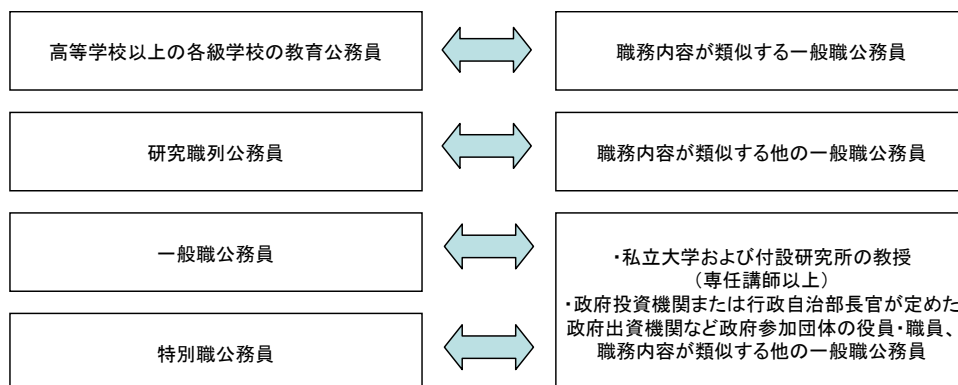
本職の行政機関の職位のほかに、他の行政機関の職位を付与し、2個以上の職位の職務を遂行することを認める制度。このような制度の導入を通じて、責任能力の向上、特定職位の専門人材の確保、業務遂行能力の培養、教官の確保等の円滑化を図る。

○ 根拠

- 国家公務員法第32条の3
- 公務員任用令第40条及び別表7、研究職及び指導職規定第28条
- 特別職公務員人事規定第7条

○ 兼任範囲、期間など

[兼任範囲]



[兼任機関] 2年以内、必要に応じて2年の範囲内で令状が可能

兼任予定職

兼任予定 階級	1、2級 研究官 指導官	3級 研究官 指導官	4級 研究官 指導官	5級 研究官 指導官	6級 研究官 指導官	7級 研究官 指導官	8級 9級
区分	教授 理事 3年以上	教授 副教授 理事	副教授 助教授 教員 部長	助教授 専任講師 教員 課長 (次長)	専任講師 教員 係長 (代理)	教員 平社員 3年以上	平社員

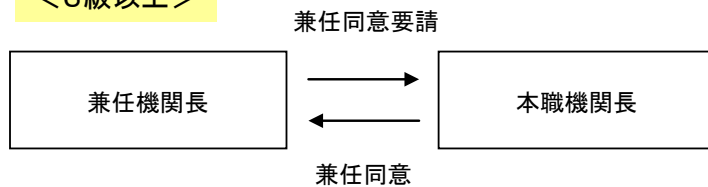
※ 理事、部長、課長、次長、係長(代理)、平社員は、政府投資機関及び政府傘下機関、団体の役人

○ サービスなど

- サービス：本職機関長の指揮及び監督を受ける
- 報酬：本職機関で支給（兼任機関で兼任数当たり支給も可能）

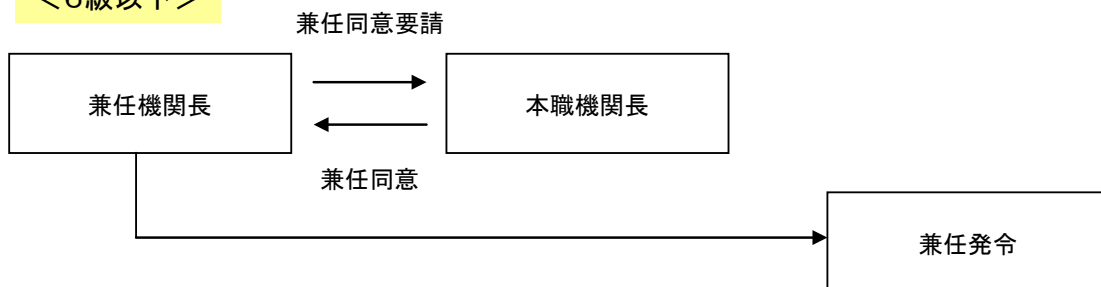
○ 兼任制度の手続き

<3級以上>



※ただし、2・3級の部処内兼任の場合は、所属長官が任用

<6級以下>



(参考事項)

- 1965. 12 : 兼任制度の導入 (任用令改訂)
教育公務員と5級以上の工業研究、原子力研究職公務員と兼任可能
- 1971. 12 : 兼任範囲の拡大 (任用令改訂)
自然科学界教育公務員と職務内容が類似の各種研究職、農村指導職公務員との兼任追加
- 1973. 02 : 職務内容が類似の特別職と一般職公務員との兼任を追加 (国家公務員法改訂)
- 1979. 10 : 教育公務員と兼任可能公務員範囲に技術職公務員を追加 (任用令改訂)
- 1981. 04 : 一般職公務員と大学教授等の特別職公務員、研究機関、その他機関及び団体の役員及び職員にも兼任が可能になる (国家公務員法改訂)
- 2005. 02 : 5級以上の国家機関以外、団体兼任の際の人事委員会の協議手続きを廃止

4 公務員の身分保障制度

公務員が在職中にあらかじめ決められた一定の事由で職務に携わることができない場合に、免職させずに一定期間身分を維持しながら、職務に携わらなくても良いように措置する公務員の「身分保障制度」は次の通りである。

<休職制度>

休職制度は、公務員が在職中にあらかじめ決められた一定の事由で職務に携わることができない場合に、免職させずに一定期間身分を維持しながら、職務に携わらなくても良いように措置し、疾病治療、法律上の義務履行、能力開発のための研修機会を付与するなど、公務員の身分を保障するための制度である。

○ 根拠

国家公務員法第 71 条又は第 73 条

○ 休職の分類と考課

[職権休職]

要件	期間	考課		
		昇進研修	経歴評定	昇級
身体精神上的の障害による長期療養を要する時	1 年以内	×	×	×
兵役服務のための場合	必要期間	○	○	○
天災、地変などで生死、所在が不明になった時	3 ヶ月以内	×	×	×
その他法律上義務遂行のための場合	必要期間	○	○	○

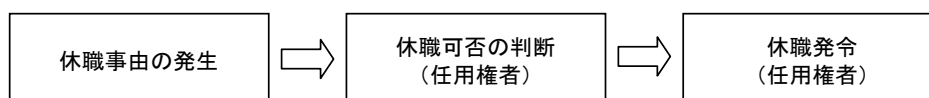
[請願休職]

要件	期間	考課		
		昇進研修	経歴評定	昇級
国際機関、国内外の大学及び研究機関、企業などに臨時に採用された時	採用期間 (企業：3年)	○	○	○
海外留学をするようになった時	3年+2年	1 / 2	1 / 2	○
中央人事官長及び機関長が指定する研究及び教育機関などで研修するようになった時	2年	×	×	×
3才未満の子供の養育又は公務員自身が妊娠若しくは出産した場合	1年	○	○	○
長期間療養を要する親、配偶者などの看護のための場合	1年	×	×	×
外国で勤務及び研修する配偶者に伴う場合	3年+2年	×	×	×

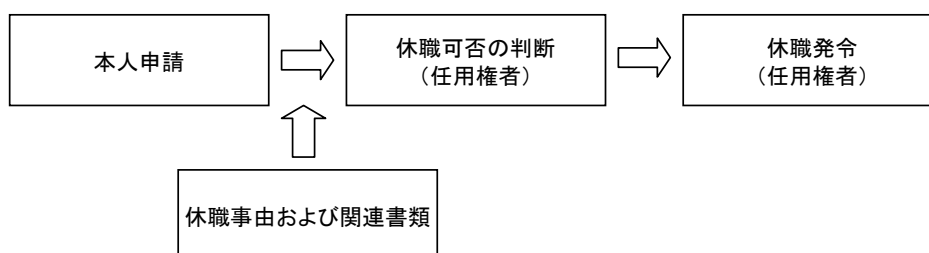
※ その他休職の考課

- ・ 報酬支給：休職期間の中には原則的に報酬は支払わない
 - * ただし、疾病休職は7割（結核は8割、公務上は全額）、留学休職は5割、育児休職は月40万ウォンの手当を支給（1年以内）
- ・ 欠員補充：6ヶ月以上休職の時は、欠員補充が可能
 - * ただし、疾病休職と行方不明による休職は除外

<職権休職>



<請願休職>



(参考事項)

- 1949. 08 休職制度導入
- 1963. 04 軍服務、天災地変などによる行方不明、その他義務遂行による休職を追加
- 1963. 12 国際機関、外国機関への臨時雇用に伴う休職を追加
- 1981. 04 中央人事管掌機関長が指定する研究及び教育機関研修による休職を追加
- 1994. 12 育児休職、家事休職の追加
- 1997. 12 配偶者の海外勤務に伴う休職の追加
- 2002. 01 雇用休職（民間勤務に伴う休職の追加）及び育児休職要件（1 歳→3 才未満、妊娠中の女性公務員の追加）拡大

参考資料 5 政府組織法（翻訳）

政府組織法（1998年2月28日公布、1998年7月1日施行、2005年12月29日改定）

第1章 総則

第1条（目的）

この法は、国家行政事務の体系的で能率的な遂行のために国家行政機関の設置、組織及び職務範囲の大綱を決めることを目的とする。

第2条（中央行政機関の設置と組織など）<改訂 2005.12.29>

- ① 中央行政機関の設置及び職務範囲は、法律で定める。
- ② 中央行政機関は、この法と異なる法律に特別な規定がある場合を除き、部、処及び庁とする。<改訂 1999.5.24>
- ③ 中央行政機関の補助機関は、この法と違う法律に特別な規定がある場合を除き、次官、次長、室長、局長とし、必要な場合にはその下に大統領令が定める補助機関を設置することができる。ただし、室長、局長の名称は大統領令が定めるところによって、本部長、団長、部長、チーム長などで他に決めることができるものとし、この場合、名称をつける補助機関は、この法を適用するにあたって室長、局長とする。<改訂 2005.3.24>
- ④ 第3項の規定による補助機関の設置及び事務分担は、法律で決めたことを除き大統領令で定める。ただし、第3項の規定によって大統領令が定める補助機関の設置及び事務分掌は、総理令又は部令で決めることができる。<改訂 2004.12.30>
- ⑤ 行政各部には長官が特に指示する事項に関して、長官及び次官を直接補佐するために次官補を置くことができるものとし、中央行政機関にはその機関の長、次官、次長、室長、局長の下に政策の企画、計画の立案、研究、調査、審査、評価、広報などを通じてこれらを補佐する補佐機関を、大統領令が定めるところによって設置することができる。ただし、第3項の規定によって大統領令が定める補助機関に相当する補佐機関は、総理令又は部令で設置することができる。<改訂 1999.5.24、2004.9.23、2004.12.30、2005.3.24>
- ⑥ 中央行政機関の次官補、室長、局長及びこれに相当する補佐機関は、高位公務員団に属する一般職公務員、特別職公務員及び契約職公務員で構成されるものとし、特定職公務員が適切な職位の場合は、法律で高位公務員団に属する公務員とすると規定している場合を除いて、特別職国家公務員に任ずる局長は中央行政機関ごとに1人を超過することができない。<改訂 2005.12.29>
- ⑦ 第6項の規定にかかわらず大統領令が定めるところによって、外交通商部の補助機関、次官補及び補佐機関は外務公務員、法務部の補助機関及び補佐機関は検事、国防部の補

助機関、次官補及び補佐機関、兵務庁及び防衛事業庁の補助機関及び補佐機関は現役軍人、教育人的資源部の補助機関、次官補及び補佐機関は教育公務員、警察庁及び海洋警察庁の補助機関及び補佐機関は警察公務員、消防防災庁の補助機関及び補佐機関は消防公務員とすることができる。<改訂 2004.12.30、 2005.3.24、 2005.7.22>

- ⑧ 第 6 項及び第 7 項の規定にかかわらず、その所管業務の性質上、専門性が特に必要だと認められる場合は、中央行政機関ごとに 100 分の 20 の範囲内で、大統領令が決める職位に対しては、契約職公務員とすることができる。<新設 1999.5.24>
- ⑨ 中央行政機関ではない行政機関の補助機関及び補佐機関並びに行政機関の派遣職位（派遣された公務員に属する職位を言う）の中で、第 6 項の規定による職位に相当する職位は、これを高位公務員団に属する公務員とする。<新設 2005.12.29>
- ⑩ この法による中央行政機関と中央行政機関ではない行政機関の次官補、補助機関及び補佐機関に対しては、それぞれ適正な職級又は職務等級を割当しなければならない。<新設 2005.12.29>

第 3 条（特別地方行政機関の設置）

- ① 中央行政機関は、所管事務を遂行するために必要な時には、特に法律で決めた場合を除き、大統領令が決めるところによって地方行政機関を置くことができる。
- ② 第 1 項の地方行政機関は、業務の関連性や地域的な特殊性によって統合して遂行することが効率的だと認められる場合には、大統領令が定めるところによって関係する他の中央行政機関の所管事務を統合して遂行することができる。

第 4 条（附属機関の設置）

行政機関は、その所管事務の範囲の中で必要な時には、大統領令が決めるところによって試験研究機関、教育訓練機関、文化機関、医療機関、製造機関、諮問機関などを設置することができる。

第 5 条（合議制行政機関の設置）

行政機関は、その所管事務の一部を独立して遂行する必要がある時には、法律が決めるところによって、行政委員会など合議制行政機関を置くことができる。

第 6 条（権限の委任又は委託）

- ① 行政機関は、法令が決めるところによって、その所管事務の一部を補助機関若しくは下級行政機関又は他の行政機関、地方自治団体若しくはその機関に委託又は委任することができる。この場合、委任又は委託を受けた機関は、特に必要な時には法令が決めるところによって委任又は委託を受けた事務の一部を補助機関又は下級行政機関に再委任できる。

- ② 補助機関は、第 1 項の規定によって委任を受けた事項に対しては、その範囲内で行政機関としてその事務を遂行する。
- ③ 行政機関は、法令が決めるところによって、その所管事務の中で調査、検査、検定、管理業務など、国民の権利及び義務に直接係らない事務を、地方自治団体ではない法人、団体若しくはその機関又は個人に委託できる。

第 7 条（行政機関の長の職務権限）

- ① 各行政機関の長は、所管事務を統轄するとともに、所属公務員を指揮及び監督する。
- ② 次官（科学技術部の科学技術革新事務と外交通商部の通常交渉事務に関してはこれを担当する本部長）又は次長（国務調整室次長を含む）は、その機関の長を補佐するとともに、所管事務を処理して所属公務員を指揮及び監督し、その機関の長に事故があった時にはその職務を代行する。ただし、次官又は次長が長とともに事故がある時には大統領令が定める手順によってその職務を代行する。<改訂 2004.9.23、2005.3.24、2005.7.22>
- ③ 各行政機関の補助機関は、その機関の長、次官又は次長を補佐し、所管事務を処理して所属公務員を指揮及び監督する。
- ④ 第 1 項と第 2 項の場合に、所属庁に対しては重要政策の策定に関して、その庁長を直接指揮できる。<改訂 1999.5.24>
- ⑤ 部及び処の長は、その所管事務の効率的な推進のために必要な場合には、国務総理に所管事務に係わる他の行政機関の事務に対する調整を要請することができる。

第 8 条（公務員の定員など）

- ① 各行政機関に配置する公務員の種類及び定員、高位公務員団に属する公務員にあたる職位及び高位公務員団に属する公務員の定員、公務員配置の基準並びにその他必要な事項は大統領令で定める。ただし、各行政機関に配置する政務職公務員（大統領秘書室に配置する政務職公務員は除く）の場合には法律で定める。<改訂 2004.3.11、2005.12.29>
- ② 第 1 項の場合に、職務の性質上、2 個以上の行政機関の定員を統合して管理することが効率的だと認められる場合には、その定員を統合して決めることができる。

第 9 条（予算措置との併行）

行政機関若しくは所属機関を設置又は公務員の定員を増員する時には、必ず予算措置を併行して講じなければならない。

第 10 条（政府委員）

国務調整室の室長及び次長並びに部、処及び庁の処長、次官、庁長、次長、室長、局長及び次官補並びに科学技術部及び外交通商部の本部長は、政府委員を兼任する。<改訂

1999.5.24、 2001.1.29、 2004.9.23、 2005.3.24>

第 2 章 大統領

第 11 条（大統領の行政監督権）

- ① 大統領は、政府の首班として、法令によってすべての中央行政機関の長を指揮及び監督する。
- ② 大統領は、国務総理及び中央行政機関の長の命令若しくは処分が違法又は不当と認められる時には、これを中止又は取り消すことができる。

第 12 条（国務会議）

- ① 大統領は、国務会議の議長として会議を召集し、これを主宰する。
- ② 議長が事故によって職務を行うことができない時には、副議長である国務総理がその職務を代行し、議長及び副議長が共に事故がある時には、財政経済部長官が兼任する副総理、教育人的資源部長官が兼任する副総理、科学技術部長官が兼任する副総理及び第 26 条第 1 項に規定された手順によって、国務委員がその職務を代行する。<改訂 2001.1.29、 2004.9.23>
- ③ 国務委員は、政務職とし、議長に議案を提出して国務会議の召集を要求することができる。<改訂 2002.1.19>
- ④ 国務会議の運営に関して必要な事項は、大統領令で決める。

第 13 条（国務会議の出席権及び議案提出）

- ① 国務調整室長、法制処長、国政広報処長、国家報勲処長、その他法律が決める公務員及び第 18 条の規定による中小企業特別委員会の委員長は、必要な場合、国務会議に出席して発言することができる。<改訂 1999.5.24、 2001.1.29>
- ② 第 1 項に規定に該当する公務員は、所管事務に関して国務総理に議案の提出を建議することができる。

第 14 条（大統領秘書室）

- ① 大統領の職務を補佐するために、大統領秘書室を置く。
- ② 大統領秘書室に室長 1 人を置き、室長は政務職とする。

第 15 条（大統領警護室）

- ① 大統領の警護を担当するために、大統領警護室を置く。
- ② 大統領警護室の組織、職務範囲及びその他必要な事項は、別に法律で決める。

第 16 条（国家情報院） <改訂 1999.1.21>

- ① 国家安全保障に係わる情報、保安及び犯罪捜査に関する事務を担当するために、大統領の所属下に国家情報院を置く。 <改訂 1999.1.21>
- ② 国家情報院の組織、職務範囲及びその他必要な事項は、別に法律で定める。 <改訂 1999.1.21>

第 17 条 削除<1999.5.24>

第 18 条（中小企業特別委員会） <改訂 2001.1.29>

- ① 中小企業育成のために、大統領所属下に中小企業特別委員会を置く。
- ② 中小企業特別委員会の構成及び運営に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 3 章 国務総理

第 19 条（国務総理の行政監督権）

- ① 国務総理は、大統領の命を受けて、各中央行政機関の長を指揮及び監督する。
- ② 国務総理は、中央行政機関の長の命令若しくは処分が違法又は不当と認められる時には、大統領の承認を得てこれを中止又は取り消すことができる。

第 19 条の 2（副総理）

- ① 国務総理が特別に委任する事務を処理するようにするために、副総理 3 人を置く。 <改訂 2004.9.23>
- ② 副総理は、国務委員とする。
- ③ 副総理は、財政経済部長官、教育人的資源部長官及び科学技術部長官がそれぞれ兼任する。 <改訂 2004.9.23>
- ④ 財政経済部長官は、経済政策に関して、国務総理の命を受けて関係各部を総括及び調整する。
- ⑤ 教育人的資源部長官は、人的資源開発政策に関して、国務総理の命を受けて関係各部を総括及び調整する。
- ⑥ 科学技術部長官は、科学技術革新政策に関して、国務総理の命を受けて関係各部を総括及び調整する。 <新設 2004.9.23>

[本条新設 2001.1.29]

第 20 条（国務調整室）

- ① 各中央行政機関の行政の指揮、監督、政策の調整、審査評価及び規制改革に関して、

国務総理を補佐するために、国務総理下に国務調整室を置く。

- ② 国務調整室に室長 1 人を置き、室長は政務職とする。
- ③ 国務調整室に次長 2 人を置き、政務職とする。〈新設 2004.9.23、 2005.3.24〉

第 21 条（国務総理秘書室）

- ① 国務総理の職務を補佐するために、国務総理秘書室を置く。
- ② 国務総理秘書室に室長 1 人を置き、室長は政務職とする。

第 22 条（国務総理の職務代行）

国務総理が事故によって職務を遂行することができない時には、財政経済部長官が兼任する副総理、教育人的資源部長官が兼任する副総理、科学技術副長官が兼任する副総理の順序でその職務を代行して、国務総理及び副総理が皆、事故である時に、大統領の指名がある場合にはその指名を受けた国務委員が、指名がない場合には第 26 条第 1 項に規定に沿った順序によって国務委員がその職務を代行する。〈改訂 2001.1.29、2004.9.23〉

第 23 条（企画予算処）

- ① 予算政策、予算の編成及び執行の管理と財政改革に関する事務を管掌するために、国務総理所属下に企画予算処を置く。〈改訂 2004.3.11〉
- ② 企画予算処に長官 1 人及び次官 1 人を置き、長官は国務委員、次官は政務職とする。
[本条新設 1999.5.24]

第 24 条（法制処）

- ① 国務会議に上程する法令案、条約案、総理令案及び部令案の審査並びにその他法制に関する事務を専門的に管掌するために、国務総理所属下に法制処を置く。
- ② 法制処に処長 1 人及び次長 1 人を置き、処長および次長は政務職とする。〈改訂 2004.3.11〉

第 24 条の 2（国政公報処）

- ① 国政に対する国内外への公報及び政府内の公報業務調整、国政に対する世論収集及び政府発表に関する事務を管掌するために、国務総理所属下に国政公報処を置く。
- ② 国政公報処に処長 1 人及び次長 1 人を置き、処長は政務職とし、次長は高位公務員団に属する特別職国家公務員とする。〈改訂 2005.12.29〉
[本条新設 1999.5.24]

第 25 条（国家報勲処）

- ① 国家の有功者及びその遺族に対する報勲、除隊軍人の補償、保護及び報勲宣揚に関する事務を管掌するために、国務総理所属下に国家報勲処を置く。<改訂 2004.3.11>
- ② 国家報勲処に処長 1 人及び次長 1 人を置き、処長及び次長は政務職とする。<改訂 2004.3.11>

第 4 章 行政各部

第 26 条（行政各部）

- ① 大統領の統轄の下に、次の行政各部を置く。<改訂 2001.1.29、2004.9.23、2005.3.24>

財政經濟部

教育人的資源部

科学技術部

統一部

外交通商部

法務部

国防部

行政自治部

文化観光部

農林部

産業資源部

情報通信部

保健福祉部

環境部

労働部

女性家族部

建設交通部

海洋水産部

- ② 行政各部に長官 1 人及び次官 1 人を置き、長官は国務委員とし、次官は政務職とする。ただし、財政經濟部、外交通商部、行政自治部及び産業資源部には次官 2 人を置く。<改訂 2005.7.22>
- ③ 長官は、所管事務に関して、地方行政の長を指揮及び監督する。

第 27 条（財政經濟部）

- ① 財政経済部長官は、経済政策の策定、総括及び調整並びに貨幣、金融、国庫、政府会計、内国税制、関税、外国換、経済協力及び国有財産に関する事務を管掌する。<改訂

1999.5.24、 2001.1.29、 2004.12.30>

- ② 財政経済部に次官補 1 人を置くことができる。<改訂 2005.3.24>
- ③ 財政経済部に国際金融及び経済協力業務に関して、長官を補佐する高位公務員団に属する一般職国家公務員 1 人を置くことができる。<新設 2001.1.29、 2005.12.29>
- ④ 削除<1999.5.24>
- ⑤ 内国税の賦課、減免及び徴収に関する事務を管掌するために、財政経済部長官の所属下に国税庁を置く。
- ⑥ 国税庁に庁長 1 人及び次長 1 人を置き、庁長は政務職とし、次長は高位公務員団に属する特別職国家公務員とする。<改訂 2005.12.29>
- ⑦ 関税の賦課、減免及び徴収並びに輸出入物品の通関及び密輸出入団束に関する事務を管掌するために、財政経済部長官の所属下に関税庁を置く。
- ⑧ 関税庁に庁長 1 人及び次長 1 人を置き、庁長は政務職とし、次長は高位公務員団に属する特別職国家公務員とする。<改訂 2005.12.29>
- ⑨ 政府が行う物資（軍需品を除く）の 購買、供給及び管理に関する事務並びに政府の主要施設工事契約に関する事務を管掌するために、財政経済部長官の所属下に調達庁を置く。
- ⑩ 調達庁に庁長 1 人及び次長 1 人を置き、庁長は政務職とし、次長は高位公務員団に属する特別職国家公務員とする。<改訂 2005.12.29>
- ⑪ 統計の基準設定、人口調査及び各種統計に関する事務を管掌するため、財政経済部長官所属下に統計庁を置く。
- ⑫ 統計庁に庁長 1 人及び次長 1 人を置き、庁長は政務職とし、次長は高位公務員団に属する特別職国家公務員とする。<改訂 2005.7.22、 2005.12.29>

第 28 条（教育人的資源部）

- ① 教育人的資源部長官は、人的資源開発政策の策定、総括及び調整並びに学校教育、生涯教育及び学術に関する事務を管掌する。<改訂 2004.12.30>
 - ② 教育人的資源部に次官補 1 人を置くことができる。<改訂 2005.3.24>
- [本条新設 2001.1.29]

第 29 条（科学技術部）

- ① 科学技術部長官は、科学技術革新政策の策定、総括、調整及び評価並びに原子力及び科学技術協力並びにその他の科学技術振興に関する事務を管掌する。<改訂 2004.12.30>
- ② 科学技術部に科学技術革新事務を担当する本部長 1 人を置き、政務職とする。
- ③ 気象に関する事務を管掌するために、科学技術部長官の所属下に気象庁を置く。
- ④ 気象庁に庁長 1 人及び次長 1 人を置き、庁長は政務職とし、次長は高位公務員団に属する特別職国家公務員とする。<改訂 2005.7.22、 2005.12.29> [本条新設 2004.9.23]

第 30 条（統一部）

統一部長官は、統一並びに南北対話、交流及び協力に関する政策の策定並びに統一教育、その他統一に関する事務を管掌する。<改訂 2004.12.30>

第 31 条（外交通商部）

- ① 外交通商部長官は、外交、外国との通商交渉及び通商交渉に関する総括及び調整並びに条約及びその他国際協定、在外国民の保護及び支援、国際事情調査及び移民に関する事務を管掌する。<改訂 2004.12.30>
- ② 外交通商部に通商交渉事務を担当する本部長 1 人を置き、政務職にする。
- ③ 外交通商部に次官補 1 人を置くことができる。<改訂 2005.3.24>
- ④ 外交通商部に儀典長 1 人を置き、外務公務員とする。

第 32 条（法務部）

- ① 法務部長官は、検察、行刑、人権擁護、出入国管理及びその他法務に関する事務を管掌する。<改訂 2004.12.30>
- ② 検事に関する事務を管掌するために、法務部長官の所属下に検察庁を置く。
- ③ 検察庁の組織、職務範囲及びその他必要な事項は別に法律で決める。

第 33 条（国防部）

- ① 国防部長官は、国防に係わる軍政及び軍令並びにその他軍事に関する事務を管掌する。<改訂 2004.12.30>
- ② 国防部に次官補 1 人を置くことができる。<改訂 2005.3.24>
- ③ 徴集、召集及びその他兵務行政に関する事務を管掌するために、国防部長官の所属下に兵務庁を置く。
- ④ 兵務庁に庁長 1 人と次長 1 人を置き、庁長は政務職とし、次長は高位公務員団に属する特別職国家公務員とする。<改訂 2005.12.29>
- ⑤ 防衛力改善事業、軍需物資調達及び防衛産業育成に関する事務を管掌するために国防省長官の所属下に防衛事業庁を置く。<新設 2005.7.22>
- ⑥ 防衛事業庁に庁長 1 人及び次長 1 人を置き、庁長は政務職とし、次長は高位公務員団に属する特別職国家公務員とする。<新設 2005.7.22、 2005.12.29>

第 34 条（行政自治部）

- ① 行政自治部長官は、国務会議の庶務、法令及び条約の公布、公務員の服務及び年金管理、賞勳、政府組織及び定員の管理、政府革新、行政能率、電子政府、政府庁舎の管理、地方自治制度、地方自治体の事務支援、財政及び税制、地方自治体間の紛争調整、選挙、国民投票並びに民防衛及び災害管理制度に関する事務を管掌する。<改訂 2004.3.11、

2004.12.30>

- ② 国家の行政事務として他の中央行政機関の所管に属しない事務は、行政自治部長官がこれを処理する。
- ③ 行政自治部に次官補 1 人を置くことができる。<改訂 2005.3.24>
- ④ 治安に関する事務を管掌するために、行政自治部長官の所属下に警察庁を置く。
- ⑤ 警察庁の組織、職務範囲及びその他必要な事項は別に法律で決める。
- ⑥ 消防、防災、民防衛運営及び安全管理に関する事務を管掌するために、行政自治部長官の所属下に消防防災庁を置く。<新設 2004.3.11>
- ⑦ 消防防災庁に庁長 1 人及び次長 1 人を置き、庁長は政務職又は消防公務員とし、次長は消防公務員又は高位公務員団に属する特別職国家公務員とする。この場合、庁長、次長のうち 1 人は消防公務員としなければならない。<新設 2004.3.11、 2005.12.29>

第 35 条（文化観光部）

- ① 文化観光部長官は、文化、芸術、映像、広告、出版、刊行物、体育及び観光に関する事務を管掌する。<改訂 1999.5.24、 2000.1.12、 2004.12.30、 2005.3.24>
- ② 文化観光部に次官補 1 人を置くことができる。<改訂 2005.3.24>
- ③ 文化財に関する事務を管掌するために、文化観光部長官の所属下に文化財庁を置く。<改訂 1999.5.24>
- ④ 文化財庁に庁長 1 人及び次長 1 人を置き、庁長は政務職とし、次長は高位公務員団に属する特別職国家公務員とする。<改訂 2004.3.11、 2005.12.29>

第 36 条（農林部）

- ① 農林部長官は、農産、食糧、農地、水利、畜産及び農産物流通に関する事務を管掌する。<改訂 1999.5.24、 2004.12.30>
- ② 農林部に次官補 1 人を置くことができる。<改訂 2005.3.24>
- ③ 農村振興に関する事務を管掌するために、農林部長官の所属下に農村振興庁を置く。
- ④ 農村振興庁に庁長 1 人及び次長 1 人を置き、庁長は政務職とし、次長は高位公務員団に属する特別職国家公務員とする。<改訂 2005.12.29>
- ⑤ 山林に関する事務を管掌するために、農林部長官の所属下に山林庁を置く。
- ⑥ 山林庁に庁長 1 人及び次長 1 人を置き、庁長は政務職とし、次長は高位公務員団に属する特別職国家公務員とする。<改訂 2005.12.29>

第 37 条（産業資源部）

- ① 産業資源部長官は、商業、貿易、貿易振興、工業、エネルギー及び地下資源に関する事務を管掌する。<改訂 2004.12.30>
- ② 産業資源部に次官補 1 人を置くことができる。<改訂 2005.3.24>

- ③ 中小企業に関する事務を管掌するために、産業資源部長官の所属下に中小企業庁を置く。
- ④ 中小企業庁に庁長 1 人及び次長 1 人を置き、庁長は政務職とし、次長は高位公務員団に属する特別職国家公務員とする。<改訂 2005.12.29>
- ⑤ 特許、実用新案、デザイン及び商標に関する事務並びにこれに対する審査及び審判事務を管掌するために、産業資源部長官所属下に特許庁を置く。<改訂 2004.12.31>
- ⑥ 特許庁に庁長 1 人及び次長 1 人を置き、庁長は政務職とし、次長は高位公務員団に属する特別職国家公務員とする。<改訂 2005.12.29>

第 38 条（情報通信部）

情報通信部長官は、情報通信、電波管理、郵便及び郵便振替に関する事務を管掌する。
<改訂 2004.12.30>

第 39 条（保健福祉部）

- ① 保健福祉部長官は、保健衛生、防疫、医政、薬政、生活保護、自活支援、女性福祉、児童（幼児保育を除く）、老人、障害者及び社会保障に関する事務を管掌する。<改訂 2004.3.11、2004.12.30>
- ② 食品及び医薬品の安全に関する事務を管掌するために、保健福祉部長官の所属下に食品医薬品安全庁を置く。<改訂 1999.5.24>
- ③ 食品医薬品安全庁に庁長 1 人及び次長 1 人を置き、庁長は政務職とし、次長は高位公務員団に属する特別職国家公務員とする。<改訂 2005.12.29>

第 40 条（環境部）

環境部長官は、自然環境、生活環境の保全及び環境汚染防止に関する事務を管掌する。
<改訂 2004.12.30>

第 41 条（労働部）

労働部長官は、勤労条件の基準、職業安定、職業訓練、失業対策、雇用保険、産業災害補償保険、勤労者の福祉厚生、労使関係の調整及びその他労働に関する事務を管掌する。<改訂 2004.12.30>

第 42 条（女性家族部）

女性家族部長官は、女性政策の企画及び統合、女性の権利増進など地位向上、家族政策の策定、調整及びサポート並びに幼児保育に関する事務を管掌する。

[条文改訂 2005.3.24]

第 43 条（建設交通部）

- ① 建設交通部長官は、国土総合計画の策定及び調整並びに国土及び水資源の保全、利用及び開発並びに都市、道路及び住宅の建設並びに海岸、河川、干拓、陸運、鉄道及び航空に関する事務を管掌する。<改訂 2004.12.30>
- ② 建設交通部に次官補 1 人を置くことができる。<改訂 2005.3.24>
- ③ 削除<2004.12.30>
- ④ 削除<2004.12.30>

第 44 条（海洋水産部）

- ① 海洋水産部長官は、水産、海運、港湾、海洋環境保全、海洋調査、海洋資源開発、海洋科学技術研究及び開発並びに海洋安全審判に関する事務を管掌する。<改訂 1999.2.5、2004.12.30>
- ② 海洋水産部に次官補 1 人を置くことができる。<改訂 2005.3.24>
- ③ 海洋での警察及び汚染防除に関する事務を管掌するために、海洋水産部長官の所属下に海洋警察庁を置く。
- ④ 海洋警察庁に庁長 1 人及び次長 1 人を置き、庁長及び次長は警察公務員とする。<改訂 1999.5.24>

附則 <第 5529 号、 1998. 2. 28>

第 1 条（施行日）

この法は、公布の日から施行する。ただし、附則第 5 条第 18 項は 1998 年 6 月 14 日から、同条第 29 項及び第 31 項は 1998 年 7 月 1 日からそれぞれ 施行する。

第 2 条（有効期間）

附則第 7 条第 1 項は、附則同条同項で規定した法律が改正になるまで効力を持つ。

第 3 条（組織廃止及び新設による所管事務及び公務員などに対する経過措置）

- ① この法の施行当時、次の表の左欄に記載した中央行政機関の長の事務は、同じ表の右欄に記載した中央行政機関の長がそれぞれ承継する。

財政経済院長官の所管事務の中で 第 27 条第 1 項の規定に該当する事務	財政経済部長官
財政経済院長官の所管事務の中で 第 17 条第 1 項の規定に該当する事務	企画予算委員会

財政経済院長官の所管事務の中で 第 27 条第 3 項の規定に該当する事務	予算庁長
統一院長官の所管事務	統一部長官
総務処長官の所管事務	行政自治部長官
科学技術処長官の所管事務	科学技術部長官
公報処長官の所管事務の中で 放送行政、出版、刊行物及び海外公報に関する事務	文化観光部長官
外務部長官の所管事務	外交通商部長官
内務部長官の所管事務	行政自治部長官
文化体育部長官の所管事務	文化観光部長官
通商産業部長官の所管事務の中で 第 37 条第 1 項の規定に該当する事務	産業資源部長官
通商産業部長官の所管事務の中で 第 29 条第 1 項の規定のための通商交渉に関する事務	外交通商部長官
保健福祉部長官の所管事務の中で 第 39 条第 2 項の規定に該当する事務	食品医薬品安全庁長

② この法施行当時、次の表の左欄に記載した中央行政機関に所属する公務員（政務職を除く）は、同じ表の右欄に記載した行政機関に所属する公務員とする。また、この法によって廃止になる行政機関に所属する公務員として、次の表の左欄に記載しない行政機関に所属する公務員（政務職を除く）は大統領令で定める行政機関に所属する公務員とする。

財政経済院	大統領令で定めるところに基づいて、財政経済部・外交通商部・企画予算委員会又は予算庁
統一院	統一部
総務処	大統領令で定めるところに基づいて、行政自治部又は国務調整室
科学技術処	科学技術部
公報処	大統領令で定めるところに基づいて、文化観光部又は公報室
政務長官室	行政自治部
外務部	外交通商部
内務部	大統領令で定めるところに基づいて、行政自治部又は環境部
文化体育部	大統領令で定めるところに基づいて、文化観光部又は青少年保護委員会

通商産業部	大統領令で定めるところに基づいて、産業資源部、外交通商部、又は中小企業庁
保健福祉部	大統領令で定めるところに基づいて、保健福祉部又は食品医薬品安全庁

- ③ この法の施行当時、第 1 項の表の左欄に記載した事務に係わる総理令又は部令は、同じ表の右欄に記載した機関が属した国務総理又は部の長の総理令又は部令とみなす。

第 4 条 削除<2000. 1. 12>

第 5 条 省略

附則 <第 5982 号、 1999. 5. 24>

第 1 条（施行日）

この法は、公布の日から施行する。ただし、附則第 3 条第 71 項は 1999 年 7 月 1 日から、同条第 72 項の中で第 90 条第 4 項第 5 号の改正に関する事項は 1999 年 8 月 6 日からそれぞれ施行する。

第 2 条（組織廃止及び新設による所管事務及び公務員などに対する経過措置）

- ① この法の施行当時、「企画予算委員会」及び「予算庁長」の所管事務は「企画予算処長官」が、「文化観光部長官」及び「公報室長」の所管事務の中で第 24 条の 2 第 1 項の改正規定にあたる事務は「国政公報処長」が、「保健福祉部長官」の所管事務の中で第 39 条第 2 項の改正規定にあたる事務は「食品医薬品安全庁長」が、「文化観光部長官」及び「文化財管理局長」の所管事務の中で第 35 条第 3 項の改正規定にあたる事務は「文化財庁長」がこれをそれぞれ承継する。
- ② この法の施行当時、次の表の左欄に記載した行政機関に所属する公務員（「企画予算委員会」及び「予算庁」の政務職を除く）は同じ表の右欄に記載した行政機関に所属する公務員とする。

企画予算委員会及び予算庁	企画予算処
公報室	大統領令で定めるところに基づいて、国務総理秘書室又は国政公報処
財政経済部	大統領令で定めるところに基づいて、財政経済部、産業資源部又は金融監督委員会

統一部	大統領令で定めるところに基づいて、統一部又は民主平和統一諮問会議
行政自治部	大統領令で定めるところに基づいて、行政自治部又は中央人事委員会
文化観光部	大統領令で定めるところに基づいて、文化観光部又は国政公報処
文化財管理局	文化財庁
保健福祉部	大統領令で定めるところに基づいて、保健福祉部又は食品医薬品安全庁

- ③ この法の施行当時、第 1 項の規定によって「企画予算処長官」に承継される「予算庁長」の所管事務に関する「財政経済部令」及び「文化観光部長官」の所属事務の中で「国政公報処長」に承継される事務に関する「文化観光部令」は、これをそれぞれ総理令で報告、附則第 3 条第 28 項の規定によって改正になる「鳥獣保護及び狩猟に関する法律による農林部令」はこれを「環境部令」とする。

第 3 条～第 6 条 省略

附則<第 6400 号、2001. 1. 29>

第 1 条(施行日)

この法は、公布の日から施行する。ただし、附則第 3 条第 20 項は 2002 年 3 月 1 日から施行する。

第 2 条(組職廃止及び新設による所管事務及び公務員などに対する経過措置)

- ① この法の施行当時、教育部長官の所管事務は教育人的資源部長官が、女性特別委員会の所管事務及び保健福祉部長官の所管事務の中で附則第 3 条第 75 項及び第 78 項の家庭内暴力、性的暴行被害者の保護及び淪落行為などの防止、日帝下日本軍隊慰安婦に対する生活安定支援に関する事務は女性部長官がそれぞれ承継し、教育部所属公務員は教育人的資源部所属公務員で、女性特別委員会所属公務員は女性部所属公務員とみなす。
- ② この法の施行当時、第 1 項の規定によって教育人的資源部長官が承継する教育部長官の所管事務に関する教育部令は教育人的資源部令で報告、女性部長官が承継する保健福祉部長官の所管事務に関する保健福祉部令は女性部令とする。

第 3 条～第 4 条 省略

附則<第 7186 号、2004. 3. 11>

第 1 条(施行日)

この法は、公布の日から施行する。ただし、次の各号の事項は、各号の区分に基づく日から施行する。

1. 第 2 条第 7 項、第 33 条第 1 項(民防衛及び災害管理制度に関する事項に限る)、第 6 項及び第 7 項の改訂規定、附則第 2 条第 1 項(民防衛、災害管理及び消防に関する事項に限る)及び第 2 項、附則第 4 条(第 9 項を除く)並びに附則第 5 条第 2 項の規定は、この法の公布後 3 月以内に第 33 条第 6 項の改訂規定による消防防災庁の組織に関する大統領令が施行される日
2. 第 33 条第 1 項(服務及び年金管理に関する事項に限る)、第 39 条第 1 項及び第 42 条の改訂規定、附則第 2 条第 1 項(幼児保育、公務員の人事管理及び厚生福祉に関する事項に限る)及び第 3 項、附則第 4 条第 9 項並びに附則第 5 条第 1 項の規定はこの法の公布後 3 月が経過した日

第 2 条(組織廃止及び新設による所管事務及び公務員などに関する経過措置)

- ① この法の施行当時、行政自治部長官の所管事務の中で民防衛、災害管理及び消防(民防衛及び災害管理制度に関する事項を除く)に関する事務は消防防災庁長が、保健福祉部長官の所管事務の中で幼児保育に関する事務は女性部長官が、企画予算処の所管事務の中で行政改革に関する事務は行政自治部長官が、行政自治部長官の所管事務の中で公務員の人事管理及び厚生福祉(服務及び年金管理に関する事項を除く)に関する事務は中央人事委員会がこれをそれぞれ承継する。
- ② この法の施行当時、行政自治部所属の公務員の中で大統領令の定める公務員は、中央人事委員会又は消防防災庁所属公務員とみなす。
- ③ この法の施行当時、第 1 項の規定によって女性部長官が承継する保健福祉部長官の所管事務に関する保健福祉部令は女性部令とみなす。

第 3 条～第 5 条 省略

附則<第 7413 号、2005. 3. 24>

第 1 条(施行日)

この法は、公布の日から施行する。ただし、次の各号の事項は各号の区分によって定められる日から施行する。

1. 第 26 条第 1 項及び第 42 条の改訂規定並びに附則第 2 条及び第 4 条の規定は、この法の公布後 3 月以内に第 42 条の改訂規定による女性家族部の組織に関する大統領

令が施行される日

2. 第 35 条第 1 項の改訂規定は、この法の公布後 3 月以内に新たに青少年に関する事務を担当するようになる組織に関する大統領令が施行される日

第 2 条(組職廃止及び新設による所管事務及び公務員などに関する経過措置)

- ① この法の施行当時、女性部長官の所管事務及び保健福祉部長官の所管事務の中で、「家庭基本法」及び「母・父子福祉法」に関する事務は、女性家族部長官がこれを承継する。
- ② この法の施行当時、女性部に所属する公務員は、女性家族部に所属する公務員とみなす。
- ③ この法の施行当時、第 1 項の規定によって女性家族部長官が承継する保健福祉部長官の所管事務に関する保健福祉部令は、女性家族部令とみなす。

第 3 条～第 4 条 省略

附則<第 7613 号、2005. 7. 22>

第 1 条(施行日)

この法は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 7 項、第 33 条第 5 項及び第 6 項の改訂規定並びに附則第 2 条及び第 4 条の規定は、2006 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 条(組職廃止及び新設による所管事務及び公務員などに関する経過措置)

- ① この法の施行当時、国防部長官の所管事務の中で防衛事業計画、予算、執行、評価及び中央調達兵役品の契約に関する事務は、防衛事業庁長がこれを承継する。
- ② この法の施行当時、国防部所属公務員の中で大統領令の定める公務員は、防衛事業庁の所属公務員とみなす。

第 3 条～第 4 条 省略